

第七回
国会

参議院選挙法改正に関する特別委員会会議録第七号

昭和二十五年三月七日(火曜日)午前十一時四十五分開会

本日の会議に付した事件

○選挙法改正に関する調査の件

○公職選挙法案(衆議院送付)

○公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(衆議院送付)

○委員長(小串清一君) これより選挙法改正に関する委員会を開会いたします。

本日は特に選挙制度調査会の渡邊委員長がお見えになりまして、選挙制度の内容についての御説明を拜聴することと予定されておるのであります。丁度お見えになっております。

公職選挙法につきましては、すでに衆議院は大体成案を得て、本日その提案の理由を委員長がやはり当委員会へ来て説明せられることになっております。我が参議院におきましても、大体の法案に対しての結論はつかんとしておるような形でありまして、この際選挙調査会の方の御意見を参照することとは非常に必要ではないかという意味で、今日御出席を願つたのであります。つきましては、本院あたりの決めたのと違つような点について、特にその要点的御説明を拜聴することができれば誠に結構だと思つて、尚又各委員から御質問を申上げるようなことにいたしたいと思います。それでは渡邊委員長にお願いします。

○説明員(渡邊鐵藏君) 本日は参議院のこの委員会が公職選挙の法案について、衆議院から廻つて参りました案について御審議になります機会に、丁度我々の選挙制度調査会の方でもかね／＼この問題については三つの委員会に分れて審議してまいりました、結論を大体得ております。ただ根本的の問題については今後研究を続けることになつておりますが、大体今までに意見のまとまりましたものを、昨年の十月に総理大臣に、私が会長をいたしてありますので、会長名で客申いたしました。その後研究をいたしたのもあります。それらについて衆議院のお作りになつた案、或いは又参議院でもいろいろ御意見が出ております点は、大体一致しておると思つて、多少異なつた点もあると思つて、今日はかように我々が参議院に参りまして、これらの研究の結果について発言をいたします機会を與えて下さいまして、誠に感謝に堪えません。但しこの選挙制度調査会でもまとまりました意見の概要につきましては、吉岡幹事から御説明申上げたいと思つております。

て、衆議院から廻つて参りました案について御審議になります機会に、丁度我々の選挙制度調査会の方でもかね／＼この問題については三つの委員会に分れて審議してまいりました、結論を大体得ております。ただ根本的の問題については今後研究を続けることになつておりますが、大体今までに意見のまとまりましたものを、昨年の十月に総理大臣に、私が会長をいたしてありますので、会長名で客申いたしました。その後研究をいたしたのもあります。それらについて衆議院のお作りになつた案、或いは又参議院でもいろいろ御意見が出ております点は、大体一致しておると思つて、多少異なつた点もあると思つて、今日はかように我々が参議院に参りまして、これらの研究の結果について発言をいたします機会を與えて下さいまして、誠に感謝に堪えません。但しこの選挙制度調査会でもまとまりました意見の概要につきましては、吉岡幹事から御説明申上げたいと思つております。

えての答申案を作つたのでございませう。その後、只今会長からお話がありましたように、三つの委員会に分れて、一つは選挙区或いは定員等、根本的な問題についての委員会、それからもう一つは、手続を研究する委員会、それからもう一つは、争訟、やや専門的になりますが、争訟についての委員会と三つの委員会を作つて研究を進めておつたのであります。併し総会としての全部の結論を出すまでに至らず、委員会の報告という程度に終つております。根本的な選挙区等についての委員会では、はつきりした結論は出ておりませんので、中間的な報告になります。手続を研究する委員会では、大凡その結論が出ておまして、重要な問題は決まつていない問題があります。争訟の委員会においては、結論は出しておりますが、この争訟の委員会ではやや専門的な事柄でありますし、今からも相当進行している場合に、改正法に取入れるということも如何かと思われまして、第一の根本的な委員会での意向と、それから第二の選挙手続に関する委員会での意向とについて簡単に申上げたいと思つております。

根本的な事柄の中では、選挙権被選挙権の問題がやや調査会での意見と違つておるようによ考えられます。公職選挙法案では、被選挙権を準禁治産者或いは執行猶予中の者について認めておりますが、これは被選挙権をどういう者にまで認めるのかどうか、又選挙権を認めることはこれは差支ないと思つて、被選挙権を認めて、議員或いはその他の公職に選ばれて来るのはどうか。勿論これは選挙という一般の選挙民の判断が加わつておるわけではありますけれども、執行猶予中の者までどういう公職に就かせるのかどうかという考えがあらうと思つて、それから又準禁治産者全部について選挙権、被選挙権を認めるのはどうかという考えがあるものでありますが、どうかというところが考えられると思つて、公職の保護、財産の保護という見地から裁判所が宣告するのであります。が、この中で身心耗弱者等については、選挙権、被選挙権を與えてどうかと思われぬ点があると思つて、であります。

それから根本的な問題はそれくらいであります。次は選挙制度の、まあ手続に関する事柄であります。手続の初めから順序を追つて行きますと、選挙制度調査会では、選挙人名簿をカード式にするとか、或いは投票用紙をプリントド・パロットにする。つまり予め印刷した投票用紙を使うというより、な考へ方々で研究を続けておつたのであります。併しながらこの投票用紙の点や、選挙人名簿の点は、差当りの参議院選挙に適用する公職選挙法としては時間が間に合わない関係もありまして、これを間に合わせることは、研究することはどうかと思われまして、その点は省いて置きます。投票の手続の点、或いはこれは第一線の選挙管理委員会からの要望であるのですが、まあ日が短い時に投票する場合にもう殆んど選挙人が投票をしてしまつたという場合に、いつまでも投票所を開いて置くのは困るというような意見もありました。又サンマー・タイムでまだ陽が高いのに投票所を閉めてしまふのも、それから相当投票に来る人があるから困るというような、まあいろいろ意見がありまして、投票所の閉鎖時間を地方の事情によつて繰上げたり、繰下げたりして貰いたいという意見があるのです。これはまあ弊害のない範囲においてその事情々々を考へて、果敢にの選挙管理委員会がタッチをして決めるならば、投票時間の繰下げ、繰上げ、その時間くらの範囲では認めていいのではないかと、いろいろ思つてあります。

○政府委員(吉岡憲一君) それでは私から便宜調査会でもまとりました内容で、公職選挙法と違つてゐる点をお話を申上げたいと思つております。

前に御説明申上げて置きますが、恐らくこの選挙制度資料第一部として、選挙制度調査会、参議院議員の選挙についての意見をまとめたものが刷り物にしてお渡ししてあると思うのであります。その中の九頁から十頁、十一頁に、これは参議院議員の選挙を考

えらうと思つて、被選挙権を認めて、議員或いはその他の公職に選ばれて来るのはどうか。勿論これは選挙という一般の選挙民の判断が加わつておるわけではありますけれども、執行猶予中の者までどういう公職に就かせるのかどうかという考えがあらうと思つて、それから又準禁治産者全部について選挙権、被選挙権を認めるのはどうかという考えがあるものでありますが、どうかというところが考えられると思つて、公職の保護、財産の保護という見地から裁判所が宣告するのであります。が、この中で身心耗弱者等については、選挙権、被選挙権を與えてどうかと思われぬ点があると思つて、であります。

それから再選挙、或いは補欠選挙に関する問題であります。これは参議院と衆議院との御意見の違つたところでありまして、調査会では一応選挙執行の費用が相当かかる、だから成るべく選挙は少くして貰いたいという要望がありますので、参議院の地方選挙議員の選挙につきまして二人まで、二人の欠員に達するまでは選挙をやらない。つまりたつた一人の欠員の場合は選挙をやらないというようにしたいという意向が強くつたのであります。勿論そうしますと、相当欠員が殖える場合が想像されます。参議院自体の運営に差支が生ずるのではないかと、その場合は全体の

もう一つの区において、全部の地方選出議員の分全体について、四分の一以上欠けた場合は選挙をやるのだという工合にして、一つの選挙区については、一人々々の欠員であつても、全体について四分の一以上に達すればやるといふようなことにくりくりをつければ、その議会の運営に差支えることはないではないか、まあこういう考え方がなされたのであります。

それから次は繰上げ補充の問題であります。公職選挙法では繰上げ補充を三ヶ月間にしております。これを調査会では一ヶ年にしたい。これも只今申述べましたと同じ意味によつて選挙を行う機会を成るべく少くしたい。まあそういう趣旨から出た考え方であります。

それから次は選挙運動に関する事柄であります。この選挙運動に關しましては主要な事柄では、戸別訪問などについてははつきりした結論はまだ出ていなかったものであります。いろいろ議論がありまして、戸別訪問をどうするといふまでは、参議院議員の選挙でなく、後の根本的な考え方を研究する場合においては、結論は出ておりません。その選挙運動の事柄で事前運動の禁止は、これは廃止をしたらどうか。これはまあ実情から考えまして、なかなか禁止がやりにくい。禁止を潜るような合法的な手段が相当取られるような実情から考えまして、事前運動の禁止をしても、本当にそれが行われにくいということから、まあ禁止を廃止したらどうかという意見が相当有力であります。

としたい、こういう意見が相当あります。それから選挙運動のために頒布又は掲示する文書、図画については、種類、枚数、頒布の方法については原則として制限を加えないもの、という意見も相当ありました。それからこれは公職選挙法に出ておることです。新聞については報道、評論を自由にするという主張がやはり相当あります。

それから「学生、生徒及び児童に対する特殊の地位を利用して行う選挙運動の制限に関する規定を明確にする」と、「これも参議院と衆議院とで御意見がお違ひになるようでありますが、これに關しまして選挙管理委員会の第一線の方の声では、結局この規定がなせ困るかというは現在の規定が明確を欠いておる。甚だ解釈上明確を欠いておるから困るので、これをはつきりするようにして貰ひさえすればよい。何も教育者だけに限る必要はない。或いはその利用される相手方を二十歳以上の者まで及ぼす必要はない。まあ現行規定を明確にするということだけで足りるという意見が第一線の意見のようでありましたので、そういうふうな意見が多数であつたのであります。

それから新聞広告の公営の問題ですが、全国区の公営については、これははつきりしてはなかつたのでありますが、二回の必要はないんじゃないか。新聞広告の利用価値等から考えて一回でいいんじゃないかということの主張が調査会などの主張のようでありました。それから選挙運動の費用の点であります。公職選挙法では第三

者の選挙運動の費用は、候補者或いは出納責任者と意思を通じてなければ自由になつておるのであります。届出も必要ないようになつておるのであります。現在は自筆の推薦状或いは電話による選挙運動に要する費用が第三者が支出できないようになつておるのでありますが、この制限が除かれておるために第三者の運動の費用というものが若し意思を通じてなければ候補者の費用と選挙運動費用と加算されない。その結果無制限になるといふ心配があります。

ので、まあ「第三者は、自筆の推薦状及び電話による選挙運動に要する費用の外、出納責任者の文書による承諾を得た場合の外、選挙運動のために経費を支出することができないものとする」と、「という工合にして、第三者の選挙運動費用の支出の制限をしたい」といふことのようにあります。これによつて選挙運動の費用制限をや合理的なものにした、こういう考え方が調査会における意見であります。

それから次は主として第一線の選挙管理委員会の主張であります。選挙運動費用の届出或いは立候補の届出、その他選挙管理委員会等に対する、或いは選挙管理者等に対する届出であるとか、或いは申込或いは申出、こういうものは執行時間中に限つて貰ひたい。執行時間中に限らないために夜の十二時まで待つていなければならぬというやうな状態が相当あるのであります。

これは成るべく約束のことでありますから、執行時間中ということに限つて貰ひたい。こういう第一線の希望がありますので、そういうことに大体の意向がなつておつたのであります。

公職選挙法と違ふ点、或いは同じな点もあるわけでありましたが、大体選挙制度調査会で主張された主な事項について申し上げます。

○委員長(小串清一君) ちよつと今の第三者の費用は候補者と意思を通じないでやつた場合には現行の原案は自由になつておりますが、調査会の方ではこれに無制限にするとはひどいから或る制限を加えた、その制限の内容をもう一遍言つて下さい。

○政府委員(吉岡憲一君) 第三者は現行法と大体似たやうなものであります。が、「第三者は、自筆の推薦状及び電話による選挙運動に要する費用の外、出納責任者の文書による承諾を得た場合の外、選挙運動のために経費を支出することができないものとする」と、こういう大体现行法にある規定なんです。

○委員長(小串清一君) 分りました。○羽仁五郎君 ちよつと吉岡君に質問したいのですけれども、十一頁の上の段の第七選挙運動費用に関する事項の第三項には今御説明になつた御趣旨と違ふやうじゃないですか。

○政府委員(吉岡憲一君) この三は候補者又は出納の責任者と意思を通じて第三者の支出した費用は、選挙費用に加算しないと申しますのは、第二を見ますと、それはできないことになつておるわけですね。第二の今言つた自筆の推薦状及び電話による選挙運動に要する費用しか第三者は勝手に出せませんから違反になります。違反して出した場合の費用をどうするか、こういう問題であります。

○岡本愛結君 それに連関して今の御説明によりまして、若し候補者と意思を通じて第三者が費用を支出した、そうすると、それは候補者の選挙運動の費用には加算しない。従つて候補者の失格というやうなことは起つて来ない、けれども第三者の方が処罰を受ける、こういう意味ですね。

○政府委員(吉岡憲一君) そういう意味です。違法状態に置くということですね。

○岡本愛結君 そうすると、そういうのが犠牲になつてどん／＼やつてしまつて、候補者はそのお蔭によつて当選した、併し第三者は罰せられる、こういうことになるのですか。

○政府委員(吉岡憲一君) そういう可能性はございます。

○岡本愛結君 この点はどうもそう考へるより仕方がないだろうと思つて、我々が研究しているところも、やはりそうするより仕方がないと思つて、何故ならば、これに悪意で第三者が候補者を失格させるために自分も犠牲になつてどん／＼費用も構わずに選挙候補者のためにやるとその結果選挙違反になつて候補者が落選になるといふやうなことは悪意によつてできると困るからあなたが御解釈になるようにするより外にないと思ひますけれども、何かもつといふ工夫はありませんか。

○政府委員(吉岡憲一君) 今のお話の点は三つのやり方があると思ひます。公職選挙法のように野放しにする、それは反対に第三者が支出したものはこの範囲のものを以外は違法状態になる、更にその費用を候補者の選挙運動の費用に加算するという規定の規定、ボツダム

勅令の規定で縛るという考え方、もう一つは中間を行つて只今申しました違法状態におけるまあ電話による選挙運動、或いは自筆の推薦状以外に違法状態におけるこの三つの考え方、どれを採るかということだろうと思ひます。

○委員長(小串清一君) 大体その点ですね。何か御質問ありませんか。

○岡本愛祐君 もう一つお聞きして置きたいのは事前運動、これについては野放しにするということなんですね。それより仕方がないだろう……。選挙制度調査会の調査の結果は事前運動は取締りの方法がない、だからやりたい放題にやらしてよろしいということだったのではありませんか。備考には「事前運動は現行通りこれを禁止すること。」と書いてありますが、先程の御説明ではどうでもなかつたように……。

○政府委員(吉岡憲一君) これは多少違つておりました、参議院議員の選挙の答申を決めるときは禁止という意見が強くつたようであります。更にもう一度研究し直したときは、一、二反対があつたようですが、大部分委員会では事前運動は現在の状態では取締りもなか／＼困難だし野放しにした方がいいではないかという意見が多数ありました。

○岡本愛祐君 戸別訪問はどうでしょうか。

○政府委員(吉岡憲一君) 戸別訪問はつきり結論が出ませんでした。

○委員長(小串清一君) それでは調査会の方の御説明はこの程度にいたしまして、衆議院の生田委員長がお見えになつておりますから、提案についての

お話を一応拜聴することにいたしました。生田委員長を御紹介いたします。○衆議院議員(生田和平君) 公職選挙法案、並びに公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につき、提案の理由と要旨を説明いたします。

本法案については、第五国会に於て委員三十一名よりなる、特別委員会が設置せられ、更に第六国会、第七国会に於て同一委員会が設けられ、継続審議せられ、委員会において議決せられておるのであります。

現行衆議院議員選挙法は、大正十四年普通選挙が施行せられると共に制定せられたものであることは、皆様御承知の通りであります。爾来幾多の修正と、関係法令が制定せられました結果、複雑多岐に亘り、専門家に非ざれば理解し難きこととなり、ここに総合的、統一立法が要請せられることとなつたのであります。

日本国憲法は、主権が国民に存することを宣言し、日本国民は正当に選挙せられたる国会における代表者を通して行動し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受すると規定されております。

ここに提案せる、公職選挙法は、国会における代表者を選挙するに止まらず、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙にも適用せんとするものであります。その影響するところ広範囲に亘り、頗る重大なる意義を持つものであります。

我々は、憲法の明示せる国民の自由権を尊重せねばなりません。又憲法の明示せる正当なる選挙を行わねばなり

ません。併しながら正当なる選挙を行うには、秩序を維持し、公正を確保せねばなりません。秩序を維持し、公正を確保する方法、程度については、各人思ひ／＼に意見の相違がありまして、ここに立法の困難性が伴います。

思うに選挙法は、一種の制限法であります。全章殆んど制限規定を以て埋められておると申しても過言ではありません。例えば年齢の制限、住居期間の制限、投票による制限、選挙区制の制限、名簿調製の制限、任期の制限、立候補の制限、当選についての制限、選挙運動についての制限、選挙費用の制限等挙げて致うべからざるものがあります。

改正法は国民の自由権を基礎として、これらの制限を如何に撤廃し又は緩和し、調整するかが重大なる鍵であると考え考へるべきであります。委員会以上の見地に立つて独自の立場において従来の欠点を是正若しくは整備し、時代に即応する最も分り易き国民的選挙法を制定いたしましたのであります。

この法律は、十七章二百七十三條より構成せられております。その第一條において選挙の目的を明示してあります。

即ち、この法律は、日本国憲法の精神に則り衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員を公選する選挙制度を確立し、その選挙が選挙人の自由に表示せる意思によつて、公明且つ適正に行われることを確保し、以て民主政治の健全なる発達を期する事を目的とすると明記してあります。而して、本法

中最も重要な点は、選挙権、被選挙権の問題、選挙区制の問題、選挙運動の問題でありまして、選挙法中の三大問題でありと言ひ得るのであります。

選挙権、被選挙権については、既往においてこれが拡張に努められたのであります。今回の改正に當つて、六月の住居要件を三ヶ月に短縮し、準禁治産者及び選挙犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者にも選挙権、被選挙権を與えることとし、更に選挙制度創設以来制限し來れる自書主義を緩和し、文盲者には代理投票を認めることとし、不在投票の範囲を拡張して、監獄又は少年院に收容中の者にも投票の途を拓きました。これらは選挙権、被選挙権に関する拡張事項でありまして、多年に亘る宿題を一挙にして解決いたしましたのであります。

選挙区制の問題については、衆議院には全県一區が尙九県存在しておりますので、これを二分區に改正すべしとの有力なる意見があり、参議院についてもま／＼の意見がありましたが、今回は両院とも現状のままとして一切触れないことに意見の一致を見ました。

選挙運動については、選挙は原則として自由であり、公正でなければなりません。金のかからぬ選挙を要望せられる現状にありましては、そこに幾多の矛盾が発生して來るのであります。又法律理論と政治的社会的実態との食違ひが、至るところに見出されるのであります。従ひましてこれらの調整には多くの苦心が拂われたのは当然であります。

委員会としては選挙公営を強化して選挙運動を明朗化すると共に、候補者の選挙費用の均等化を図ることとし、他方第三者の言論による自由の伸張に努めました。

立会演説会については候補者の代理演説の回数を増加して、五分の一を三分の一に改め、個人演説会の回数制限を撤廃しこれを自由とし、街頭演説会にあつては、候補者がいなければならぬという條件を撤廃してこれを解放しました。即ち、言論による選挙運動の自由を大幅に緩和したのであります。

新聞雑誌の報道及び評論についてはこれを法文化し、言論の自由を認めたのであります。虚偽の事項を記載し又は事実を歪曲して記載する等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならないとの但書を加へまして、新聞雑誌が本来の使命を謬らざらんことを規定しました。

戸別訪問の規定については、数ヶ月に亘り論議を重ねました結果、一般的には従来の通り、これを禁止いたしました。が、候補者みづからが親族、平素親交の間柄にある知己、其の他密接なる間柄にあるものを訪問することは差支ないと規定したのであります。我が国の醇風美俗の精神を取入れたものと思ふのであります。従つて従来称えられていた個々面接とはその性格を異にするものであることを申上げて置きます。言葉を変えて言へば適正なる選挙運動をなすし得ると御了解願ひたいのであります。

選挙運動に関する収入及び支出、並びに寄附の規定については、政治資金規正法の一部を取入れ、争訟及び罰則

規定については概ね現行法を取入れました。

尙本法は、五月一日から施行せらるることになっていることを附加えて申上げて置きます。

次には公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案につき御説明いたします。

本法は公職選挙法の立法により廃止又は改正若しくは施行等の整理に伴う経過規定でありまして三章三十二條を以て構成せられております。

廃止せらるべき法令は衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法施行令、衆議院議員選挙法施行規則、選挙運動等の臨時特例に関する法律、選挙運動等の臨時特例に関する法律施行令、衆議院議員選挙人名簿の臨時特例に関する法律、衆議院議員選挙法第十二條の特例に関する法律、衆議院議員選挙人名簿の臨時特例に関する法律、衆議院議員選挙法第一百一條ノ三及び第百四條ノ規定ノ適用ニ関スル件、衆議院議員選挙運動取締規則、参議院議員選挙法、参議院議員選挙法施行令、参議院議員選挙法施行規則、参議院議員選挙運動取締規則、選挙運動の文書図画等の特例に関する法律、地方公共団体の選挙運動取締規則、等十六件であります。

一部改正せらるべき法令は、政治資金規正法、地方自治法、教育委員会法、刑事訴訟法施行法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法、漁業法、地方自治法の一部を改正する法律、検察審査法、全国選挙管理委員会法、等十件であります。

公職選挙法の施行に伴う経過規定は十五件であります。関係法律の整理等

に伴う経過規定は六件であります。

以上を以ちまして、兩案提出の理由並びに要旨を御説明いたしました。

○岡本愛祐君 ちよつと衆議院の特別委員長に伺つて置きたいのですが、先程選挙制度調査会の方から御報告を頂きました中で我々が問題にしております第三者の選挙運動ですね、それが候補者と意思を通じないでは、幾ら金を出してもよい選挙運動である、そういうことではなるのですか。その点についてどういふふうにお考えになつておるか。候補者の費用ばかりを制限して行つても、例えば会社の社長、自己の選挙運動費用だけ制限されても、その会社の各支店とか何とかいうものは、社長たる候補者に意思を通じないで金／＼金／＼をふんだんに使つてやる、こういうふうなことがこの規定では起り得ると思ひますが、そういう点に對してどういふふうにお考えになつておりますか。重大問題ですからそれを伺つて置きます。

○衆議院議員(生田和平君) 御尤ものお説であります。実はこれは取締は困難だと思ひます。又第三者の方が好意的に候補者のために運動するということとは、私は差支ないと思ひます。又第三者の方が無法に巨額の金を費消するということとは常識では考えられないのであります。ただその人が悪意を以て脱法行為をするということがあり得ると思ひます。併し凡そ選挙が公正であり自由であるという建前からいひましたら、この取締は余程困難じやないか、むしろこれを自由にした方が将来政治運動の発展を助けるものであつて、濫りにこれを制限することはよく

ないのじやないか、こういうふうな考へでいたしましたわけでありまして。

○岡本愛祐君 今質疑応答する意味じやないのですけれども、私共完全な基本法を作り上げたい、こう思つておるものですか、第三者が手弁当で働いて呉れるということは非常に結構でありまして、それこそいい選挙であります。ただ第三者が脱法行為的に候補者の意思を通じないで金を／＼出して金のかかる選挙をする、これは衆議院なんかはないと思ひますが、併し全国区では私はあり得ると思ひます。候補者たる本人は東京を中心によつておつて、九州の方では第三者が／＼やつておるといふことはあり得ると思ひます。而もそれは金を非常に沢山使つておる……。どうもその点を何とかして置かなければいかんのではないかと。こういうふうな感じがあるのですが、御参考までに申上げて置きます。それを憂へておるわけです。

○委員長(小串清一君) その程度で衆議院の委員長さんの御説明はこれで止めることにいたします。どうも有難うございました。

それからちよつと諸君にお諮りいたしますが、それはすでに衆議院を本日通過すると思ひますので、当参議院の選挙法改正特別委員会においての審議の方法でございますが、今後これをどうも逐條にやるということはどうかと思ひますが、これから先これを部分的に皆様の御意見をそれ／＼出して頂いて、討議をして、そしてこの案に對する参議院の態度を決めてはと思ひますが、その審議の方法について何か

適当な御意見があれば皆さんの御意見を拜聴してそのように進めたいと思ひます。

○羽仁五郎君 只今の委員長の御提案に大体異議がないのですが、その際すでに参議院のこの本委員会において幾つか決定した問題があり、そしてそれに關して衆議院側にしほ／＼委員長を煩わして交渉を継続して来たのがありますが、それらは別に特に討論を要するものではないので、今までも続けられて来た態度を続けて頂きたいと思ひます。それ以外の問題についてそれ／＼まだ討論をすべきものがあると思ひますので、引續いてそれらの個々の点についての討論を行われまうように希望いたします。

○委員長(小串清一君) つまり、今まで決定した問題はすでに議論を用いなくとも参議院の意見として決まつていますが、併し決定したものの中にも多少まだ皆さんの意見でその文章なり、内容を直す必要があるかも知れませんが、そういうものを部分的にやることにして、逐條的にやることは止めることにして御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) 分りました。○小川久義君 この委員会の開会の時間ですね。どうもいつも議運と重なるのですね。

○委員長(小串清一君) 今日だけです。いつも午後なんです。今日午前にしたのは、例のお出でを願う都合もいろいろあつて、今日初めて午前にしたのです。

○小川久義君 何か、何曜日と何曜日にやるというわけに行きませんか。電

力は水曜と金曜にやると、まあやる日を決めているのですが、そうすればお互いに都合を合せて置いて……

○委員長(小串清一君) それは皆さんの御意見でできますが、もう衆議院がそうなれば結論を急がなければならんと思ひます。

○柏木庫治君 もう時間的に急がなければならぬので、参議院が衆議院と違ふところを折衝をなすつて、これは衆議院で譲れないというものと、これは少し譲れるというふうな委員長の見通しをつけられて、そしてそこで一応懇談会をやつて、変つた案を決めて折衝をいたすとして、その折衝の致が余り多いことはこれは賢明な行き方ではないと思ひますので、成るべくならば、もう理想的に言へば同じになればいいのですが、どうしても違ふという分がありまして、それを非常に狭めて結論を急ぐように進めることが非常に賢明である、こう思つてゐるのです。

○委員長(小串清一君) 御尤もです。どなたも柏木さんの御意見に御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(小串清一君) それでは本日はこれから懇談に移ろうと思ひますから、一応委員会はこれで散会といたします。

午前十一時三十六分散会
出席者は左の通り。
委員長 小串 清一君
理事 城 義臣君
鈴木 直人君
羽仁 五郎君

委員

佐々木康蔵君
中川 幸平君
藤井 新一君
岡本 愛祐君
柏木 庫治君
来馬 琢道君
西郷吉之助君
松井 道夫君
小川 久義君
小川 友三君

衆議院議員

選挙法改正に関する調査特別委員長

政府委員

全国選挙管理委員会事務局長

説明員

選挙制度調査会会長

吉岡 恵一君
渡邊 鏡藏君

三月四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、公職選挙法案(衆)

一、公職選挙法の施行及びこれに伴う関係法令の整理等に関する法律案(衆)

公職選挙法案

公職選挙法

目次

第一章 総則(第一條―第八條)

第一條 (この法律の目的)

第二條 (この法律の適用範囲)

第三條 (公職の定義)

第四條 (議員及び委員の定数)

第五條 (選挙事務の管理)

第六條 (選挙事項の周知及び棄権防止)

第七條 (選挙取締の公正確保)

第八條 (特定地域に関する特

例)

第二章 選挙権及び被選挙権(第九條―第十一條)

第九條 (選挙権)

第十條 (被選挙権)

第十一條 (選挙権及び被選挙権を有しない者)

第三章 選挙に関する区域(第十二條―第十八條)

第十二條 (選挙の単位)

第十三條 (衆議院議員の選挙区)

第十四條 (参議院地方選出議員の選挙区)

第十五條 (地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十六條 (選挙区の異動と現任者の地位)

第十七條 (投票区)

第十八條 (開票区)

第四章 選挙人名簿(第十九條―第三十條)

第十九條 (選挙人名簿の種類)

第二十條 (基本選挙人名簿の調製)

第二十一條 (船員の基本選挙人名簿の調製)

第二十二條 (基本選挙人名簿の縦覧)

第二十三條 (異議の申立)

第二十四條 (不服の申立)

第二十五條 (基本選挙人名簿の確定)

第二十六條 (補充選挙人名簿の調製)

第二十七條 (補充選挙人名簿の縦覧)

第二十八條 (補充選挙人名簿

の効力)

第二十九條 (補充選挙人名簿に対する異議、不服の申立等)

第三十條 (選挙人名簿の再調製)

第五章 選挙期日(第三十一條―第三十四條)

第三十一條 (総選挙)

第三十二條 (通常選挙)

第三十三條 (一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)

第三十四條 (その他の選挙)

第六章 投票(第三十五條―第六十條)

第三十五條 (選挙の方法)

第三十六條 (一人一票)

第三十七條 (投票管理者)

第三十八條 (投票立会人)

第三十九條 (投票所)

第四十條 (投票所の開閉時間)

第四十一條 (投票所の告示)

第四十二條 (選挙人名簿の登録と投票)

第四十三條 (選挙当日選挙権のない者の投票)

第四十四條 (投票所においての投票)

第四十五條 (投票用紙の交付及び様式)

第四十六條 (投票の記載事項及び投函)

第四十七條 (点字投票)

第四十八條 (代理投票)

第四十九條 (不在者投票)

第五十條 (選挙人の確認及び投票の拒否)

第五十一條 (退出せしめられ

た者の投票)

第五十二條 (投票の秘密保持)

第五十三條 (投票箱の閉鎖)

第五十四條 (投票箱の作成)

第五十五條 (投票箱等の送致)

第五十六條 (繰上投票)

第五十七條 (繰延投票)

第五十八條 (投票所に出入し得る者)

第五十九條 (投票所の秩序保持のための処分の請求)

第六十條 (投票所における秩序保持)

第七章 開票(第六十一條―第七十四條)

第六十一條 (開票管理者)

第六十二條 (開票立会人)

第六十三條 (開票所の設置)

第六十四條 (開票の場所及び日時)

第六十五條 (開票日)

第六十六條 (開票)

第六十七條 (開票の場合の投票の効力の決定)

第六十八條 (無効投票)

第六十九條 (開票の参観)

第七十條 (開票録の作成)

第七十一條 (投票、投票録及び開票録の保存)

第七十二條 (一部無効に因る再選挙の開票)

第七十三條 (繰延開票)

第七十四條 (開票所の取締)

第八章 選挙会及び選挙分会(第七十五條―第八十五條)

第七十五條 (選挙長及び選挙分会)

第七十六條 (選挙立会人)

第七十七條 (選挙会及び選挙分会の開催場所)

第七十八條 (選挙会及び選挙分会の場所及び日時)

第七十九條 (開票事務と選挙会事務との合同)

第八十條 (選挙会又は選挙分会の開催)

第八十一條 (参議院全国選出議員の場合の選挙会の開催)

第八十二條 (選挙会及び選挙分会の参観)

第八十三條 (選挙録の作成及び選挙録その他関係書類の保存)

第八十四條 (繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十五條 (選挙会場及び選挙分会場の取締)

第九章 公職の候補者(第八十六條―第九十四條)

第八十六條 (公職の候補者の立候補の届出等)

第八十七條 (重複立候補の禁止)

第八十八條 (選挙事務関係者の立候補制限)

第八十九條 (公務員の立候補制限)

第九十條 (立候補のための公務員の退職)

第九十一條 (公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)

第九十二條 (供託)

第九十三條 (供託物の没収)

第九十四條 (公営に要する経費の分担)

第十章 当選人（第九十五條―第

百八條）

第九十五條（当選人）

第九十六條（当選人の更正決定）

第九十七條（当選人の繰上補充）

第九十八條（被選挙権の喪失と当選人の決定）

第九十九條（被選挙権の喪失に因る当選人の失格）

第一百條（無投票当選）

第一百一條（当選人決定の場合の報告、告知及び告示）

第一百二條（当選の効力の発生）

第一百三條（兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格）

第一百四條（請負等をやめない場合の長の当選人の失格）

第一百五條（当選証書の附與及び告示）

第一百六條（当選人がない場合等の報告及び告示）

第一百七條（選挙及び当選の無効の場合の告示）

第一百八條（当選等に関する報告）

第十一章 特別選挙（第九九條―第

百十八條）

第九九條（衆議院議員、参議院

地方選出議員、地方公共団体の

の長及び教育委員会の委員の

再選挙）

第一百條（参議院全国選出議

員及び地方公共団体の議会の

議員の再選挙）

第一百一條（議員、長又は委員

の欠けた場合等の通知）

第一百二條（議員、長又は委員

の欠けた場合等の繰上補充）

第一百三條（補充選挙）

第一百四條（長が欠けた場合

及び退職の申立があつた場合

の選挙）

第一百五條（合併選挙及び在

任期間を異にする議員又は委

員の選挙の場合の当選人）

第一百六條（議員又は当選人

がすべてない場合の地方公共

団体の一般選挙）

第一百七條（地方公共団体の

長の決選投票）

第一百八條（地方公共団体の

長の決選投票の場合の当選人

及び無投票当選）

第十二章 選挙を同時に行うため

の特例（第一百九條―

第二百八條）

第一百九條（同時に行う選挙

の範囲）

第二百十條（選挙を同時に行

うかどうかの決定手続）

第二百十一條（選挙の同時施

行決定までの市町村の選挙の

施行停止）

第二百十二條（補充選挙人名

簿の期日、期間等の告示）

第二百十三條（投票、開票及び

選挙会に関する規定の適用）

第二百十四條（繰上投票）

第二百十五條（繰上投票）

第二百十六條（長の候補者が

一人となつた場合の選挙期日

の延期）

第二百十七條（無投票当選）

第二百十八條（長の決選投票）

第十三章 選挙運動（第二百十九

條―第二百八條）

第二百十九條（選挙運動の期

間）

第二百二十條（選挙事務所の設

置及び届出）

第二百二十一條（選挙事務所の

数）

第二百二十二條（選挙当日の選

挙事務所の制限）

第二百二十三條（休憩所等の禁

止）

第二百二十四條（選挙事務所の

閉鎖命令）

第二百二十五條（選挙事務関係

者の選挙運動の禁止）

第二百二十六條（特定公務員の

選挙運動の禁止）

第二百二十七條（教育者の地位

利用の選挙運動の禁止）

第二百二十八條（戸別訪問）

第二百二十九條（飲食物の提供

の禁止）

第二百三十條（氣勢を張る行為

の禁止）

第二百三十一條（自動車、拡声機

及び船舶の使用）

第二百三十二條（文書図画の頒

布）

第二百三十三條（文書図画の掲

示）

第二百三十四條（ポスターの数）

第二百三十五條（ポスターの掲

示箇所）

第二百三十六條（文書図画の頒

布又は掲示につき禁止を免れ

る行為の制限）

第二百三十七條（文書図画の撤

去）

第二百三十八條（新聞紙、雑誌の

報道及び評論等の自由）

第二百三十九條（新聞広告）

第二百四十條（政見放送）

第二百四十一條（経歴放送）

第二百四十二條（公営の立会演

説会を行うべき選挙）

第二百四十三條（立会演説会の

開催主体）

第二百四十四條（立会演説会に

おける演説者）

第二百四十五條（立会演説会の

開催計画の決定及び告示）

第二百四十六條（立会演説会へ

の参加）

第二百四十七條（立会演説会へ

の指定期日後の参加）

第二百四十八條（立会演説会開

催の周知方法）

第二百四十九條（立会演説会場

の秩序保持）

第二百五十條（立会演説会に関

しその他必要な事項及び実施

事務）

第二百五十一條（公営施設使用

の個人演説会）

第二百五十二條（個人演説会に

おける演説者）

第二百五十三條（個人演説会開

催の申出）

第二百五十四條（個人演説会の

施設の無料使用）

第二百五十五條（立会演説会開

催当日の他の演説会等の制

限）

第二百五十六條（特定の建物及

び施設における演説の禁止）

第二百六十七條（選挙公報の発

行）

第二百六十八條（掲載文の申請）

第二百六十九條（選挙公報の発

行手続）

第二百七十條（選挙公報の配布）

第二百七十一條（選挙公報の発

行を中止する場合）

第二百七十二條（選挙公報に関

しその他必要な事項）

第二百七十三條（公職の候補者

の氏名等の揭示）

第二百七十四條（氏名等の揭示

期間、掲載の順序その他揭示

の手続）

第二百七十五條（氏名等の揭示

に關しその他必要な事項）

第二百七十六條（交通機関の利

用）

第二百七十七條（燃料及び用紙

のあつせん及び返還）

第二百七十八條（選挙期日後の

挨拶行為の制限）

第十四章 選挙運動に関する収入

及び支出並びに寄附

（第二百七十九條―第

百一十條）

第二百七十九條（収入、寄附及び

支出の定義）

第二百八十條（出納責任者の選

任及び届出）

第二百八十一條（出納責任者の

解任及び辞任）

第二百八十二條（出納責任者の

異動）

第二百八十三條（出納責任者の

職務代行）

第二百八十四條（届出前の寄附

の受領及び支出の禁止）

第百八十五條 (會計帳簿の備付及び記載)
第百八十六條 (明細書の提出)
第百八十七條 (出納責任者の支出権限)
第百八十八條 (領收書等の徴収及び送付)
第百八十九條 (選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)
第百九十條 (出納責任者の事務引継)
第百九十一條 (帳簿及び書類の保存)
第百九十二條 (報告書の公表、保存及び閲覧)
第百九十三條 (報告書の調査に関する資料の要求)
第百九十四條 (選挙運動に関する支出金額の制限)
第百九十五條 (選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)
第百九十六條 (選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)
第百九十七條 (選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)
第百九十八條 (選挙運動に関する支出金額の制限額超過による当選無効)
第百九十九條 (特定人の寄附の禁止)
第二百條 (特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)
第二百一條 (匿名の寄附等の

禁止及び国庫帰属)
第十五章 争訟(第二百二條―第二百三十條)
第二百二條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)
第二百三條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に関する訴訟)
第二百四條 (衆議院議員及び参議院議員の選挙の効力に関する訴訟)
第二百五條 (選挙の無効の決定、裁決又は判決)
第二百六條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する異議の申立及び訴願)
第二百七條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に関する訴訟)
第二百八條 (衆議院議員及び参議院議員の当選の効力に関する訴訟)
第二百九條 (当選の効力に関する争訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)
第二百十條 (選挙運動に関する支出金額の制限額超過による当選無効の訴訟)
第二百十一條 (選挙運動総括主宰者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟)
第二百十二條 (出納責任者の報告義務違反に因る当選無効

の訴訟)
第二百十三條 (争訟の処理)
第二百十四條 (争訟の提起と処分)
第二百十五條 (決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示)
第二百十六條 (訴願法の適用)
第二百十七條 (当選人を被告とする訴訟の管轄)
第二百十八條 (選挙関係訴訟における檢察官の立会)
第二百十九條 (選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)
第二百二十條 (選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)
第十六章 罰則(第二百二十一條―第二百五十五條)
第二百二十一條 (買収及び利害誘導罪)
第二百二十二條 (多数人買収及び多数人利害誘導罪)
第二百二十三條 (公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)
第二百二十四條 (買収及び利害誘導罪の場合の没収)
第二百二十五條 (選挙の自由妨害罪)
第二百二十六條 (職権濫用による選挙の自由妨害罪)
第二百二十七條 (投票の秘密侵害罪)
第二百二十八條 (投票関係妨害罪)
第二百二十九條 (選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、略奪罪等)
第二百三十條 (多衆の選挙妨

害罪)
第二百三十一條 (兇器携帯罪)
第二百三十二條 (投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)
第二百三十三條 (携帯兇器の没収)
第二百三十四條 (選挙犯罪のせん動罪)
第二百三十五條 (虚偽事項の公表罪)
第二百三十六條 (詐偽登録、虚偽宣言罪等)
第二百三十七條 (詐偽投票及び投票偽造、増減罪)
第二百三十八條 (立会人の義務懈怠罪)
第二百三十九條 (事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)
第二百四十條 (選挙事務所、休憩所等の制限違反)
第二百四十一條 (選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)
第二百四十二條 (選挙事務所設置の届出違反)
第二百四十三條 (選挙運動に関する各種制限違反、その二)
第二百四十四條 (選挙運動に関する各種制限違反、その二)
第二百四十五條 (選挙期日後の挨拶行為の制限違反)
第二百四十六條 (選挙運動に関する収入及び支出の規正違反)
第二百四十七條 (報告書提出

の義務違反)
第二百四十八條 (寄附の制限違反)
第二百四十九條 (寄附の勧誘要求等の制限違反)
第二百五十條 (禁じ及び罰金の併科、重過失の処罰)
第二百五十一條 (当選人総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効)
第二百五十二條 (選挙犯罪に因る処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)
第二百五十三條 (罪の時効)
第二百五十四條 (当選人等の処刑の通知)
第二百五十五條 (不在者投票の場合の罰則の適用)
第十七章 補則(第二百五十六條―第二百七十三條)
第二百五十六條 (衆議院議員の任期の起算)
第二百五十七條 (参議院議員の任期の起算)
第二百五十八條 (地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算)
第二百五十九條 (地方公共団体の長の任期の起算)
第二百六十條 (補欠議員並びに教育委員会の委員の補充委員及び補充委員の任期)
第二百六十一條 (選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分)
第二百六十二條 (各選挙に通

ずる選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十三條 (衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担)

第二百六十四條 (地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙管理費用の地方公共団体負担)

第二百六十五條 (特別市の特別例)

第二百六十六條 (特別区の特例)

第二百六十七條 (地方公共団体の組合の特例)

第二百六十八條 (財産区の特例)

第二百六十九條 (特定の市に對する本法の適用関係)

第二百七十條 (海外引揚者及び入院加療中の者と住所要件との関係)

第二百七十一條 (都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第二百七十二條 (施行に關する命令等)

第二百七十三條 (選挙政令の立案及び選挙事務の委嘱)

附則

別表第一

別表第二

第一章 総則

(この法律の目的)

選挙が選挙人の自由に表明せる意思によつて公明且つ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする。

(この法律の適用範囲)

第二條 この法律は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員(地方公共団体の議会において選挙する委員を除く。以下同じ。)の選挙について、適用する。

(公職の定義)

第三條 この法律において「公職」とは、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の職をいう。

(議員及び委員の定数)

第四條 衆議院議員の定数は、四百六十六人とする。

2 参議院議員の定数は二百五十人とし、そのうち、百人を全国選出議員、百五十人を地方選出議員とする。

3 地方公共団体の議会の議員の定数は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の定めるところによる。

4 教育委員会の委員の定数は、教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の定めるところによる。

(選挙事務の管理)

第五條 この法律において選挙に關する事務は、特別の定がある場合を除く外、参議院(全国選出)議員の選挙については全国選挙管理委員会が管理し、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県の議

会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙については都道府県の選挙管理委員会が管理し、市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙については市町村の選挙管理委員会が管理する。

(選挙事項の周知及び棄権防止)

第六條 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、投票の方法、選挙違反その他選挙に關し特に必要と認める事項を常に選挙人に周知せしめるとともに、棄権防止につき適切な措置を講じなければならない。

2 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

(選挙取締の公正確保)

第七條 検察官、都道府県及び市町村の公安委員会の委員並びに警察官及び警察吏員は、選挙の取締に關する規定を公正に執行しなければならない。

(特定地域に關する特例)

第八條 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の定をすることが出来る。

第二章 選挙権及び被選挙権

(選挙権)

第九條 日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。

2 日本国民たる年齢満二十年以上

の者で三箇月以來市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

3 引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間がまだ三箇月に達しなくても、当該市町村の選挙管理委員会にその旨の申出をすることにより、前項に規定する住所に關する要件にかかわらず、当該市町村の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を取得することができる。

4 前項の規定により選挙権を取得した者は、当該市町村を包括する都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有する。

5 第二項の三箇月の期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

(被選挙権)

第十條 日本国民は、左の各号の区分に従い、それぞれ当該議員、長又は委員の被選挙権を有する。

一 衆議院議員については年齢満二十五年以上の者

二 参議院議員については年齢満三十年以上の者

三 都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

四 都道府県知事については年齢満三十年以上の者

五 市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

六 市町村長については年齢満二十五年以上の者

七 教育委員会の委員についてはその選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のもの

八 前項各号の年齢は、選挙の期日により算定する。

(選挙権及び被選挙権を有しない者)

第十一條 左の各号に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

三 禁こ以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(法律の定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に關する犯罪以外の犯罪に因る刑の執行猶予中の者を除く。)

2 この法律の定める選挙に關する犯罪に因り選挙権及び被選挙権を有しない者については、第二百五十二條(選挙犯罪に因る処刑者に對する選挙権及び被選挙権の停止)の定めるところによる。

第三章 選挙に關する区域(選挙の単位)

第十二條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員及び都道府県の議会の議員は、それぞれ各選挙区において、選挙する。

2 参議院(全国選出)議員は、全都道府県の区域を通じて、選挙する。

3 都道府県知事及び市町村長は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

5 都道府県及び市町村の教育委員会の委員は、当該地方公共団体の区域において、選挙する。

(衆議院議員の選挙区)

第十三条 衆議院議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第一で定める。

2 別表第一に掲げる都の区域又は支庁の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて、市町村の境界の変更があつたため又は町村が市となり若しくは市が町村となつたため郡の区域又は支庁の所管区域に変更があつたときは、この限りでない。この場合において、あらたに市となつたものの選挙区の所属については、政令で定める。

(参議院地方選出議員の選挙区)

第十四条 参議院(地方選出)議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、別表第二で定める。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の

選挙区は、郡市の区域による。

2 前項の区域の人口が著しく少いときは、條例で致政区域を合せて一選挙区を設けることができる。

3 都道府県の議会の議員の任期中あらたに第一項の区域の設定があつた場合において、従前その区域が属していた選挙区の配当議員数が同項の規定による関係選挙区の数に達しないときは、同項の規定の適用については、次の一般選挙までの間、その区域は、なお設定されないものとみなす。

4 前二項の場合において必要な事項は、政令で定める。

5 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、條例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第五十五條第二項(区を設ける指定市)の市については、区の区域をもつて選挙区とする。

6 市町村の議会の議員の選挙における選挙人の所属の選挙区は、その住所により定める。

7 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、條例で定めなければならない。

(選挙区の異動と現任者の地位)

第十六条 現任の衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議員は、行政区画の変更によりその選挙区に異動があつても、その職を失ふことはない。

(投票区)

第十七条 投票区は、市町村の区域

による。

2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて致投票区を設けることができる。

3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

(開票区)

第十八条 開票区は、市町村の区域による。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙につき必要があると認めるときは、都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定にかかわらず、市の区域を分けて致開票区を設け又は致町村の区域を合せて一開票区を設けることができる。

3 市町村の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙につき特別の事情があると認めるときは、当該市町村の選挙管理委員会は、第一項の規定にかかわらず、市又は町村の区域を分けて致開票区を設けることができる。

4 前二項の規定により開票区を設けたときは、当該選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

第四章 選挙人名簿

(選挙人名簿の種類)

第十九条 選挙人名簿は、この法律に特別の定がある場合を除く外、各選挙を通じて一の基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿とする。

2 選挙を行う場合において必要があるときは、前項に規定する名簿の抄本を用いることができる。

(基本選挙人名簿の調製)

第二十條 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月十五日現在により、その日まで引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有する者の選挙資格を調査し、十月三十一日までに基本選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において、選挙人の年齢は、基本選挙人名簿確定の期日より算定する。

3 第一項の住所に関する要件を具備しない選挙人は、基本選挙人名簿に登録されることができない。

4 基本選挙人名簿には、選挙人の氏名、住所、性別及び生年月日等を記載しなければならない。

5 第一項の住所に関する期間は、市町村の廃置分合又は境界変更のため中断されることがない。

6 基本選挙人名簿は、市町村の区域を分けて致投票区を設けた場合には、その投票区ごとに調製しなければならない。

(船員の基本選挙人名簿の調製)

第二十一條 船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一條に規定するものをいう。以下同じ)で前條第一項に規定する住所に関する要件を具備しないものについては、毎年九月十五日現在により、その日まで引き続き三箇月以来その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同條同項及び第三項に規定する住所に関する要件にかかわら

ず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、前條の例により、別にその基本選挙人名簿を調製しなければならない。

2 船舶所有者は、前項の規定により基本選挙人名簿に登録されるべき船員について、その申出により船員名簿を作製し、毎年十月十日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 前條第二項及び第四項の規定は、前項の船員名簿の作製について、準用する。

4 第一項及び第二項に規定する船舶所有者に関しては、船員法第五條(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。

5 第一項の規定により調製された基本選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6 前五項に規定するものの外、船員の基本選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。

(基本選挙人名簿の縦覧)

第二十二條 市町村の選挙管理委員会は、十一月五日から十五日間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、基本選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日から少くとも三日前に、縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申立)

第二十三條 選挙人は、基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認めるときは、縦覧期間内に、文書で当該市町村の選挙管理委員会に異議の申立をすることが出来る。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申立を受けたときは、その申立を受けた日から二十日以内に、その申立が正当であるかないかを決定しなければならない。その申立を正当であると決定したときは、直ちに基本選挙人名簿を修正し、その旨を申立人及び関係人に通知し、併せてこれを告示しなければならない。その申立を正当でないとして決定したときは、直ちにその旨を申立人に通知しなければならない。

3 第二百十四條(争訟の提起と処分の執行)の規定は、第一項の異議の申立について、準用する。

(不服の申立)

第二十四條 前條第二項の規定による決定に不服がある申立人又は関係人は、当該市町村の選挙管理委員会の委員長を被告として、決定の通知を受けた日から七日以内に、地方裁判所に訴えることができる。

2 前項の裁判所の判決に不服がある者は、控訴することはできないが、最高裁判所に上告することができる。

3 第二百十三條(争訟の処理)、第二百十四條(争訟の提起と処分の執行)及び第二百十九條(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)の

規定は、前二項の訴訟について、準用する。

(基本選挙人名簿の確定)

第二十五條 基本選挙人名簿は、十二月二十日をもつて確定する。

2 基本選挙人名簿は、次の十二月十九日まで据えおかなければならない。但し、確定判決により又は他の市町村における補充選挙人名簿に登録されたため修正すべきものは、市町村の選挙管理委員会において、直ちに修正し、その旨を告示しなければならない。

(補充選挙人名簿の調製)

第二十六條 市町村の選挙管理委員会は、選挙(第百十七條第一項長の決選投票の場合)の選挙を除く。を行つ場合において、基本選挙人名簿又は補充選挙人名簿に登録されてない者で選挙権を有し、且つ、当該選挙の期日の現在よりその日まで引き続き三箇月以来その市町村の区域内に住所を有するものがあるときは、申請により、これらの者を登録する補充選挙人名簿を調製しなければならない。

2 引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものは、その市町村において住所を有する期間が当該選挙の期日までにまだ三箇月に達しなくても、第九條第三項(選挙権の取得)の規定による申出により、前項の住所に関する要件にかかわらず、同項の補充選挙人名簿に登録することができ

る。

3 前二項の場合において、選挙権の要件は、補充選挙人名簿調製の期日により調査しなければならない。この場合において選挙人の年齢及び住所の期間は、選挙の期日により算定する。

4 第二十條(基本選挙人名簿の調製)第四項から第六項までの規定は、補充選挙人名簿の調製について、準用する。

5 前四項の規定により補充選挙人名簿を調製する場合には、市町村の選挙管理委員会は、当該補充選挙人名簿の登録に関する申請期間中、現に効力を有する基本選挙人名簿及び補充選挙人名簿を閲覧に供さなければならない。

(補充選挙人名簿の縦覧)

第二十七條 市町村の選挙管理委員会は、補充選挙人名簿を調製したときは、その指定した場所において、これを縦覧に供さなければならない。

2 第二十二條第二項(基本選挙人名簿縦覧の場所の告示)の規定は、補充選挙人名簿の縦覧の場所の告示について、準用する。

3 補充選挙人名簿の調製、縦覧、異議の決定及び確定に関する期日及び期間並びに申請の方法及び期間等は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

(補充選挙人名簿の効力)

第二十八條 補充選挙人名簿は、基本選挙人名簿が効力を有する間、その効力を有する。但し、基本選

挙人名簿確定の日の前日に補充選挙人名簿に登録されていた者で次の基本選挙人名簿に登録されることのできないものがあるときは、その者に関する部分については、なおその効力を有する。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項但書の規定による補充選挙人名簿を整理して作製し直さなければならない。

(補充選挙人名簿に対する異議、不服の申立等)

第二十九條 第二十三條(異議の申立)、第二十四條(不服の申立)及び第二十五條第二項但書(基本選挙人名簿の修正)の規定は、補充選挙人名簿について、準用する。

(選挙人名簿の再調製)

第三十條 天災事変その他の事故に因り必要があるときは、市町村の選挙管理委員会は、更に選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の選挙人名簿の調製の期日並びに縦覧確定に関する期日及び期間等は、政令で定める。

第五章 選挙期日

(総選挙)

第三十一條 衆議院議員の任期満了に因る総選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により総選挙を行うべき期間が国会開会中又は国会閉会の日から三十日以内にかかる場合においては、その総選挙は、国会閉会の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 衆議院の解散に因る衆議院議員の総選挙は、解散の日から四十日

以内に行う。

4 総選挙の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

5 衆議院議員の任期満了に因る総選挙の期日の公示がなされた後その期日前に衆議院が解散されたときは、任期満了に因る総選挙の公示は、その効力を失う。

(通常選挙)

第三十二條 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から三十日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から三十一日以後三十五日以内に行う。

3 通常選挙の期日は、少くとも三十日前に公示しなければならない。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び定例選挙)

第三十三條 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了に因る選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 地方公共団体の議会の解散に因る一般選挙は、解散の日から四十日以内に行う。

3 前二項の選挙の期日は、都道府県の議会の議員及び長の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及び長の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならない。

4 地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙の期日の告示がなされた後その期日前に当該地方公共団体の議会が解散されたときは、任期満了に因る一般選挙の告示は、その効力を失う。

5 教育委員会の委員は、二年ごとに、その半数を改選する。

6 前項の規定による定例選挙は、委員の任期が終つた日の翌日行う。

7 第三項の規定は、定例選挙の期日の告示について、準用する。

(その他の選挙)

第三十四條 衆議院議員及び参議院議員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が生じた日から四十日以内に、地方公共団体の議会の議員及び長の再選挙、補欠選挙(第百十四條(長が欠けた場合)及び退職の申立があつた場合)の選挙を含む。)若しくは第百十六條(議員又は当選人がすべてない場合)の規定による一般選挙又は教育委員会の委員の再選挙若しくは補欠選挙(第百十五條第七項(補充委員の任期終了の場合)の補充選挙を除く。)は、これを行うべき事由が生じた日から五十日以内に、行う。

2 前項に掲げる選挙のうち、第百九條(再選挙)、第百十條(再選挙)又は第百十三條(補欠選挙)の規定による衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙は、これを行うべき事由が当該議員又は委員の任期(参議院議

員及び教育委員会の委員については在任期間を同じくするものの任期をいう。)が終る前六箇月以内に生じたときは、行われない。但し、地方公共団体の議会の議員の再選挙又は補欠選挙については、議員の数がその定数の三分の二に達しなくなつたときは、この限りでない。

3 第一項に掲げる選挙は、衆議院議員及び参議院議員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第百四條(選挙の効力に関する訴訟)又は第百八條(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟の出訴期間又は訴訟が裁判所に係属している間、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の場合にあつては、その選挙を必要とするに至つた選挙についての第百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟)、第百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第百六條(当選の効力に関する異議の申立及び訴訟)又は第百七條(当選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立期間、訴訟の提起期間若しくは訴訟の出訴期間又は異議の決定が確定しない間、訴訟の裁決が確定しない間若しくは訴訟が裁判所に係属している間は、行うことができない。

4 第一項の期間は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が、その選挙を必要とするに至つた選挙につき第百三條、第百四條、第百七條又は第百八條

條の規定による訴訟の提起があつた場合においては第百二十條第一項(選挙関係訴訟についての通知)の規定により訴訟が係属しなくなつた旨の通知を受けた日から、第百九條第五号に掲げる事由に因る再選挙については第百二十條第二項の規定による通知を受けた日から、第百九條第六号に掲げる事由に因る再選挙については第百五十四條(当選人等の処刑の通知)の規定による通知を受けた日から、起算する。

5 第一項の期間は、同項の補欠選挙については、前項の規定の適用がある場合を除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が最後に第百十一條第一項(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)の規定による通知又は国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百十條(議員の欠員の場合)の議長(議長)の規定による通知(参議院全国選出議員の場合に限る。)を受けた日から起算する。

6 第一項の選挙の期日は、特別の規定がある場合を除く外、衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも三十日前に、市町村の議会の議員及び長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙にあつては少くとも二十日前に、告示しなければならぬ。

第三十五條 選挙は、投票により行ふ。

(一人一票)

第三十六條 投票は、各選挙につき、一人一票に限る。但し、参議院議員の選挙については、地方選出議員及び全国選出議員ごとに一人一票とする。

(投票管理者)

第三十七條 各選挙ごとに、投票管理者を置く。

2 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

3 参議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会、地方選出議員についての投票管理者を同時に全国選出議員についての投票管理者とすることができ、投票管理者は、投票に関する事務を担任する。

4 投票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失ふ。

(投票立会人)

第三十八條 市町村の選挙管理委員会は、各選挙ごとに、各投票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、三人以上五人以下の投票立会人を選任し、その選挙の期日前三日までに、本人に通知しなければならない。

2 投票立会人で参会する者が投票

所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき又はその後三人に達しなくなつたときは、投票管理者は、その投票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの投票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、投票に立ち会わせなければならない。

3 当該選挙の公職の候補者は、これを投票立会人に選任することができない。

4 同一の政党その他の政治団体に属する者は、一の投票区において、三人以上を投票立会人に選任することができない。

5 投票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(投票所)

第三十九條 投票所は、市役所、町村役場又は投票管理者の指定した場所に設ける。

(投票所の開閉時間)

第四十條 投票所は、午前七時に開き午後六時に閉じる。

(投票所の告示)

第四十一條 投票管理者は、選挙の期日から少くとも五日前に、投票所を告示しなければならない。

2 天災その他避けることのできない事故に因り前項の規定により告示した投票所を変更したときは、選挙の当日を除く外、投票管理者は、前項の規定にかかわらず、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙人名簿の登録と投票)
第四十二條 選挙人名簿に登録されてい

ない者は、投票をすることができない。但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票をさせなければならない。

2 選挙人名簿に登録された者であつても選挙人名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。
(選挙当日選挙権のない者の投票)
第四十三條 選挙の当日、選挙権を有しない者は、投票をすることができない。

(投票所についての投票)
第四十四條 選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、選挙人名簿又はその抄本の対照を経て、投票をしなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)
第四十五條 投票用紙は、選挙の当日、投票所において選挙人に交付しなければならない。

2 投票用紙の様式は、衆議院議員及び参議院議員の選挙については命令で定め、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙については当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(投票の記載事項及び投函)
第四十六條 選挙人は、投票所において、投票用紙に自ら当該選挙の公職の候補者一人の氏名を記載して、これを投票箱に入れなければならない。

2 投票用紙には、選挙人の氏名を記載してはならない。
(点字投票)
第四十七條 投票に関する記載については、政令で定める点字は文字とみなす。

(代理投票)
第四十八條 身体上の故障又は文盲に因り、自ら当該選挙の公職の候補者の氏名を記載することができない選挙人は、第四十六條(投票の記載事項及び投函)第一項、第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)第四項及び第五項並びに第六十八條(無効投票)第一項の規定にかかわらず、投票管理者に申請し、投票管理者が投票立会人の意見を聴いて選任する者をしてその候補者一人の氏名を記載させ、投票箱に入れさせることができる。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。
(不在者投票)
第四十九條 選挙人で左に掲げる事由に因り選挙の当日自ら投票所に行き投票をすることができない旨を証明するものの投票については、第四十二條(選挙人名簿の登録と投票)第一項但書、第四十四條(投票所についての投票)、第四十五條第一項(投票用紙の交付)、第四十六條第一項(投票の記載事項及び投函)、第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)及び前條の規定にかかわらず、政令で特別の規定を設けることができる。

一 選挙人がその属する投票区のある郡市の区域外(選挙に関係のある職務に従事する者にあつてはその属する投票区の区域外)において職務又は業務に従事中であるべきこと。

二 前号に掲げるものを除く外、選挙人がやむを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であるべきこと。

三 前号に掲げるものを除く外、選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具若しくは産褥にあるため歩行が著しく困難であるべきこと又は監獄若しくは少年院に收容中であるべきこと。
(選挙人の確認及び投票の拒否)
第五十條 投票管理者は、投票をしようとする選挙人が本人であるかどうかを確認することができないときは、その本人である旨を宣言させなければならない。その宣言をしない者は、投票をすることができない。

2 投票の拒否は、投票立会人の意見を聴き、投票管理者が決定しなければならない。

3 前項の決定を受けた選挙人において不服があるときは、投票管理者は、仮に投票をさせなければならない。

4 前項の投票は、選挙人をしてこれを封筒に入れて封をし、表面に自らその氏名を記載して投票箱に入れさせなければならない。

5 投票立会人において異議のある選挙人についても、また前二項と同様とする。

(退出せしめられた者の投票)
第五十一條 第六十條(投票所における秩序保持)の規定により投票所外に退出せしめられた者は、最後になつて投票をすることができない。但し、投票管理者は、投票所の秩序をみだる虞がないと認める場合においては、投票をさせることを妨げない。

(投票の秘密保持)
第五十二條 何人も、選挙人の投票した被選挙人の氏名を陳述する義務はない。

(投票箱の閉鎖)
第五十三條 投票所を閉じるべき時刻になつたときは、投票管理者は、その旨を告げて、投票所の入口を鎖し、投票所にある選挙人の投票の結了するのを待つて、投票箱を閉鎖しなければならない。

2 何人も、投票箱の閉鎖後は、投票をすることができない。
(投票録の作成)
第五十四條 投票管理者は、投票録を作り、投票に関する次第を記載し、投票立会人とともに、これに署名しなければならない。

(投票箱等の送致)
第五十五條 投票管理者が同時に当該選挙の開票管理者である場合を除く外、投票管理者は、一人又は数人の投票立会人とともに、投票の当日、その投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を開票管理者に送致しなければならない。

(繰上投票)
第五十六條 島その他交通不便の地について、投票の当日に投票箱を送致することができない状況があると認めるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、適宜にその投票の期日を定め、開票の期日までにその投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を送致させることができる。

(繰延投票)
第五十七條 天災その他避けることができない事故に因り投票を行うことができないとき又は更に投票を行う必要があるときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院全国選出議員の選挙については都道府県の選挙管理委員会)は、更に期日を定めて投票を行わせなければならない。但し、その期日は、当該選挙管理委員会において、少くとも五日前に告示しなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙については前項に規定する事由を生じた場合においては、市町村の選挙管理委員会は、当該選挙の選挙長(参議院全国選出議員の選挙については選挙分会長)を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(投票所に入出入し得る者)
第五十八條 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者並びに当該警察官及び警察吏員でなければ、投票所

に入ることができない。

(投票所の秩序保持のための処分の請求)

第五十九條 投票管理者は、投票所の秩序を保持し、必要があると認めるときは、当該警察官又は警察吏員の処分を請求することができる。

(投票所における秩序保持)

第六十條 投票所において演説討論をし若しくはけん闘にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、投票管理者は、これを制止し、命に従わないときは投票所外に退出せしめることができる。

第七章 開票

(開票管理者)

第六十一條 各選挙ごとに、開票管理者を置く。

2 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会を選任した者をもつて、これに充てる。

3 参議院議員の選挙において、地方選出議員の選挙と全国選出議員の選挙を同時に行う場合においては、市町村の選挙管理委員会、地方選出議員についての開票管理者を同時に全国選出議員についての開票管理者とすることができ

4 開票管理者は、開票に関する事務を担当する。

5 開票管理者は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

(開票立会人)

第六十二條 公職の候補者は、当該選挙の各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人となるべき者一人を定め、その選挙の期日前三日までに、開票管理者に届け出ることができる。但し、同一人を届け出ることが妨げない。

2 前項の規定により届出のあつた者(公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したときは、その届出にかかる者を除く。以下同じ。)が十人を超えないときは、直ちにその者をもつて開票立会人とし、十人を超えるときは、届出のあつた者において開票立会人十人を互選しなければなら

3 前項の規定による互選は、投票により行い、得票の最多数の者をもつて開票立会人とする。得票の数が同じであるときは、開票管理者がくじで定める。

4 同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる者は、一の開票区において、三人以上開票立会人となること

5 第一項の規定により届出のあつた者で同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかるものが三人以上あるときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、届出により直ちに開票立会人を定め得る場合にあつては、その者の中で開票管理者がくじで定めた者二人、互選により開票立

会人を定めるべき場合にあつては得票最多数の者二人(二人を定めるに当り得票数が同じであるときは、開票管理者がくじで定めた者)以外の者は、開票立会人となること

6 第二項、第三項又は前項の規定により開票立会人が定まつた後、同一の政党その他の政治団体に属する公職の候補者の届出にかかる開票立会人が三人以上となつたときは、開票管理者がくじで定めた者二人以外の者は、その職を失う。

7 第二項の規定による互選又は第五項の規定によるくじは、選挙の期日前二日に行う。

8 第二項の規定による互選又は第五項若しくは第六項の規定によるくじを行うべき場所及び日時は、開票管理者において、予め告示しなければなら

9 公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞したときは、その届出にかかる開票立会人は、その職を失う。

10 第二項の規定による開票立会人が三人に達しないとき若しくは三人に達しなかつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても三人に達しないとき若しくはその後三人に達しなかつたときは、開票管理者は、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から三人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ちあわせなければならない

ない。但し、第二項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属し又は開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者の届出にかかる開票立会人又は開票管理者の選任にかかる開票立会人と通じて三人以上選任することができない。

11 当該選挙の公職の候補者は、開票立会人となること

12 開票立会人は、正当な理由がなければ、その職を辞することができない。

(開票所の設置)
第六十三條 開票所は、市役所、町村役場又は開票管理者の指定した場所に設ける。

(開票の場所及び日時の告示)
第六十四條 開票管理者は、予め開票の場所及び日時を告示しなければなら

(開票日)
第六十五條 開票は、投票の当日又はその翌日(一開票区に数投票区があるときは、すべての投票箱の送致を受けた日又はその翌日)に行う。

(開票)
第六十六條 開票管理者は、開票立会人立会の上、投票箱を開き、先ず第五十條(選挙人の確認及び投票の拒否)第三項及び第五項の規定による投票を調査し、開票立会人の意見を聴き、その投票を受理するかどうかを決定しなければなら

らない。

2 開票管理者は、開票立会人とともに、当該選挙における各投票所の投票を開票区ごとに混同して、投票を点検しなければなら

3 投票の点検が終つたときは、開票管理者は、直ちにその結果を選挙長(参議院全国選出議員については選挙分会長)に報告しなければなら

(開票の場合の投票の効力の決定)
第六十七條 投票の効力は、開票立会人の意見を聴き、開票管理者が決定しなければなら

(無効投票)
第六十八條 左の投票は、無効とする。

一 成規の用紙を用いないもの

二 公職の候補者でない者又は第八十七條(重複立候補の禁止)、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)若しくは第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となること

三 一投票中に二人以上の公職の候補者の氏名を記載したもの

四 被選挙権のない公職の候補者の氏名を記載したもの

事を記載したもの。但し、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。

六 公職の候補者の氏名を自書しないもの。

七 公職の候補者の何人に記載したかを確認し難いもの。

2 第百九條（再選挙）第百十條（再選挙）又は第百十三條（補欠選挙）の規定による衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員又は教育委員会の委員の再選挙又は補欠選挙の場合において当該議員又は委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また前項と同様無効とする。

3 参議院議員の通常選挙の場合において在任期間の長い地方選出議員又は全国選出議員たる参議院議員の職に現にある者の氏名を記載した投票並びに教育委員会の委員の定例選挙の場合において在任期間の長い委員の職に現にある者の氏名を記載した投票も、また第一項と同様無効とする。

（開票の参観）

第六十九條 選挙人は、その開票所につき、開票の参観を求めることができる。

（開票録の作成）

第七十條 開票管理者は、開票録を作り、開票に関する次第を記載し、開票立会人とともに、これに署名しなければならない。

（投票、投票録及び開票録の保存）
第七十一條 投票は、有効無効を区別し、投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会にお

いて、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

（一部無効に因る再選挙の開票）

第七十二條 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合の開票においては、その投票の効力を決定しなければならない。

（繰延開票）

第七十三條 第五十七條（繰延投票）第一項本文及び第二項の規定は、開票について、准用する。

（開票の取締）

第七十四條 第五十八條（投票所に出入し得る者）、第五十九條（投票所の秩序保持のため処分の請求）及び第六十條（投票所における秩序保持）の規定は、開票所の取締について、准用する。

第八章 選挙会及び選挙分会（選挙長及び選挙分会長）
第七十五條 各選挙ごとに、選挙長を置く。

2 参議院（全国選出）議員の選挙においては、前項の選挙長を置く外、都道府県ごとに、選挙分会長を置く。

3 選挙長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の選任した者をもつて、選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもつて、これに充てる。

4 選挙長は、選挙会に関する事務を、選挙分会長は、選挙分会に関する事務を、担任する。

5 選挙長及び選挙分会長は、当該選挙の選挙権を有しなくなつたときは、その職を失う。

（選挙立会人）

第七十六條 第六十二條（開票立会人）の規定は、選挙会及び選挙分会の選挙立会人に、准用する。

（選挙会及び選挙分会の開催場所）
第七十七條 選挙会は、都道府県庁又は選挙長の指定した場所で行く。

2 選挙分会は、都道府県庁又は選挙分会長の指定した場所で行く。

（選挙会及び選挙分会の場所及び日時）
第七十八條 選挙長又は選挙分会長は、予め選挙会又は選挙分会の場所及び日時を告示しなければならない。

（開票事務と選挙会事務との合同）
第七十九條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において選挙会の区域と開票会の区域が同一である場合には、第六十六條（開票）第一項及び第二項、第六十七條（開票の場合の投票の効力の決定）後段並びに第六十八條（無効投票）の規定を除いた第七十條（開票）の規定にかかわらず、当該選挙の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に合せて行ふことができる。

2 前項の規定により開票の事務を選挙会の事務に合せて行ふ場合においては、開票管理者又は開票立会人は、選挙長又は選挙立会人をもつてこれに充て、開票に関する次第は、選挙録中に併せて記載するものとする。

（選挙会又は選挙分会の開催）
第八十條 選挙長（参議院全国選出議員の選挙における選挙長を除く。）又は選挙分会長は、すべての開票管理者から第六十六條第三項（投票の点検終了後の結果報告）の規定による報告を受けた日又はその翌日に選挙会又は選挙分会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならぬ。

2 前項第一項の場合においては、選挙長は、前項の規定にかかわらず、投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

3 第一項に規定する選挙長又は選挙分会長は、選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第六十六條第三項の規定による報告を受けたときは、第一項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

（参議院全国選出議員の場合の選挙会の開催）
第八十一條 参議院（全国選出）議員の選挙においては、選挙分会長は、前項第一項及び第三項の規定による調査を終つたときは、選挙録の字を添えて、直ちにその結果を当該選挙長に報告しなければならない。

2 前項の選挙長は、すべての選挙分会長から前項の報告を受けた日

又はその翌日に選挙会を開き、選挙立会人立会の上、その報告を調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

3 選挙の一部が無効となり再選挙を行った場合において第一項の報告を受けたときは、当該選挙長は、前項の例により、他の部分の報告とともに、更にこれを調査し、各公職の候補者の得票総数を計算しなければならない。

（選挙会及び選挙分会の参観）
第八十二條 選挙人は、その選挙会及び選挙分会の参観を求めることができる。

（選挙録の作成及び選挙録その他の関係書類の保存）
第八十三條 選挙長又は選挙分会長は、選挙録を作り、選挙会又は選挙分会に関する次第を記載し、選挙立会人とともに、これに署名しなければならない。

2 選挙録は、第六十六條第三項（投票の点検終了後の結果報告）の規定による報告に関する書類（参議院全国選出議員の選挙にあつては第八十一條第一項（選挙分会長の選挙長への報告）の規定による報告に関する書類）と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（選挙分会に関するものについては当該都道府県の選挙管理委員会）において、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

3 第七十九條（開票事務と選挙会事務との合同）の場合においては、投票の有効無効を区別し、投票録

及び選挙録と併せて、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において、当該選挙にかかる議員、長又は委員の任期間、保存しなければならない。

(繰延選挙会又は繰延選挙分会)

第八十四條 第五十七條(繰延投票)第一項本文の規定は、選挙会及び選挙分会に、準用する。

(選挙会場及び選挙分会場の取締) 第八十五條 第五十八條(投票所に出入し得る者)、第五十九條(投票所の秩序保持のための処分の請求)及び第六十條(投票所における秩序保持)の規定は、選挙会場及び選挙分会場の取締について、準用する。

第九章 公職の候補者

(公職の候補者の立候補の届出等) 第八十六條 公職の候補者となろうとする者は、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日から、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の候補者にあつてはその選挙の期日前十日までに、参議院(全国選出)議員の候補者にあつてはその選挙の期日前二十日までに、文書でその旨を選挙長に届け出なければならない。

2 選挙人名簿に登録された者が他人を公職の候補者としようとするときは、本人の承諾を得て、前項の期間内に、文書でその推薦の届出をすることができる。

3 衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙については、前

二項の期間内に届出のあつた公職の候補者が、その選挙における議員又は委員の定数を超える場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、前二項の例により、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、参議院(全国選出)議員の選挙にあつてはその選挙の期日前十日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることが出来る。

4 地方公共団体の長の選挙については、第一項及び第二項の期間内に届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その期間を経過した後当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、第一項及び第二項の例により、その選挙の期日前三日までに、当該選挙における候補者の届出又は推薦届出をすることが出来る。

5 地方公共団体の長の選挙について第一項、第二項及び前項の規定により届出のあつた候補者が二人以上ある場合において、その選挙の期日の前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したときは、選挙の期日は、第三十三條(長の任期満了に因る選挙)第三項、第三十四條(その他の選挙)第六項又は第六十九條(同時選挙)第三項の規定により告示した期日後五日に当る日に延期するものとす

る。この場合においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

6 前項及び第六百二十六條第二項(長の同時選挙において候補者が一人となつた場合)の場合においては、その告示があつた日から当該選挙の期日前三日までに、第一項又は第二項の例により、当該地方公共団体の長の候補者の届出又は推薦届出をすることが出来る。

7 公職の候補者は、選挙長に届出をしなければ、その候補者たることを辞することが出来ない。

8 第一項から第四項まで、第六項及び前項の届出があつたとき又は公職の候補者が死亡若しくは第九十一條(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つたことを知つたときは、選挙長は、直ちにその旨を告示するとともに、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

(重複立候補の禁止)

第八十七條 一の選挙区において公職の候補者となつた者は、同時に、他の選挙区において、当該選挙における公職の候補者となることのできない。

2 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該選挙における地方選出議員の候補者となることのできず、また地方選出議員の候補者となつた者は、同時に、当該

選挙における全国選出議員の候補者となることのできない。

3 一の教育委員会の委員の候補者となつた者は、同時に、他の教育委員会の委員の候補者となることのできない。

(選挙事務関係者の立候補制限) 第八十八條 左の各号に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、当該選挙の公職の候補者となることのできない。

- 一 投票管理者
- 二 開票管理者
- 三 選挙長及び選挙分会長(公務員の立候補制限)

第八十九條 国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となることのできない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。

- 一 内閣総理大臣その他の國務大臣、内閣官房長官及び政務次官
- 二 技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者で、政令で指定するもの
- 三 前各号に掲げる者の外専務として委員、顧問、參與その他これらに準ずる職にある者で、政令で指定するもの

2 衆議院議員の任期満了に因る総選挙又は参議院議員の通常選挙が行われる場合においては、当該衆議院議員又は参議院議員は、前項本文の規定にかかわらず、在職中、その選挙における候補者となることのできる。地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員の任期満了に因る選挙が行わ

れる場合において当該議員、長又は委員がその選挙における候補者となる場合も、また同様とする。

3 地方公共団体の議会の議員は、第一項本文の規定にかかわらず、在職中、他の地方公共団体の議会の議員の候補者となることのできる。

4 第一項本文の規定は、同項第一号及び第二号に掲げる者並びに前二項に規定する者がその職に伴い兼ねている国又は地方公共団体の公務員たる地位に影響を及ぼすものではない。

(立候補のための公務員の退職)

第九十條 前條の規定により公職の候補者となることができない公務員が、公職の候補者となろうとする目的をもつて公務員たることを辞する旨の申出をした場合において、その申出の日から五日以内に公務員たることを辞することができないときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日以後五日に相当する日に公務員たることを辞したものとみなす。

(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)

第九十一條 第八十六條(公職の候補者の立候補の届出等)第一項から第四項まで及び第六項の規定により公職の候補者として届出又は推薦届出のあつた者が、第八十八條(選挙事務関係者の立候補制限)又は第八十九條(公務員の立候補制限)の規定により公職の候補者となることのできない者となつた

ときは、その公職の候補者たることを辞したものとみなす。

(供託)

第九十二條 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選挙の場合を除く外、公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による金額又はこれに相当する額の国債証書を供託しなければならない。

- 一 衆議院議員の選挙 三万円
- 二 参議院議員の選挙 三万円
- 三 都道府県の議会の議員の選挙 一万円
- 四 都道府県知事の選挙 三万円
- 五 市の議会の議員の選挙 五千円
- 六 市長の選挙 一万五千円
- 七 都道府県の教育委員会の委員の選挙 一万円
- 八 市の教育委員会の委員の選挙 五千円

(供託物の没収)

第九十三條 公職の候補者の得票数が、その選挙において、左の各号の区分による数に達しないときは、前條の供託物は、衆議院議員及び参議院議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては当該市に、帰属する。

一 衆議院議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

二 参議院(全国選出)議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の八分の一

三 参議院(地方選出)議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の五分の一

2 前項の規定は、公職の候補者が当該選挙の期日前十日以内にその候補者たることを辞した場合に、準用する。但し、第九十一條(公務員となつたため立候補の辞退とみなされる場合)の規定に該当するに至つたときは、この限りでない。

(公営に要する経費の分担)

第九十四條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選挙において公職の候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙運動に関する公営に要する経費の分担として、公職の候補者一人につき、二万円(都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては一万円)又はこれに相当する額の国債証書を、予め国庫に納付しなければならない。

らない。

2 前項の規定により国庫に納付した物は、当該公職の候補者が選挙の期日までに死亡し又はその公職の候補者たることを辞したときその他いかなる場合においても、返還しないものとする。但し、公職の候補者の届出又は推薦届出をしなかつた場合に限り、返還するものとする。

3 第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)において第九十條(再選挙)又は第九十條(再選挙)の規定により再選挙が行われるとき、再び公職の候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

第十章 当選人

(当選人)

第九十五條 各選挙において、有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、左の各号の区分による得票がなければならぬ。

一 衆議院議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

二 参議院(全国選出)議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の六分の一以上の得票

三 参議院(地方選出)議員 当該選挙区内の議員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

但し、選挙すべき議員の数が通常選挙における当該選挙区内の議員の定数を超える場合においては、その選挙すべき議員の数をもちつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

四 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

五 地方公共団体の長の選挙 有効投票の総数の八分の三以上の得票

六 教育委員会の委員の選挙 定例選挙における委員の定数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票

但し、選挙すべき委員の数が定

例選挙における委員の定数を超える場合においては、その選挙すべき委員の数をもつて有効投票の総数を除して得た数の四分の一以上の得票を得た者が、選挙長がくじで定める。

2 当選人を定めるに当り得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。

(当選人の更正決定)

第九十六條 第二百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴願)第一項若しくは第三項、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)第一項、第二百四條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百六條(当選の効力に関する異議の申立及び訴願)、第二百七條(当選の効力に関する訴訟)第一項又は第二百八條(当選の効力に関する訴訟)第一項の規定による異議の申立、訴願又は訴訟の結果、再選挙を行わないで当選人を定めることができる場合においては、直ちに選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

(当選人の繰上補充)

第九十七條 当選人が死亡者であるとき又は第九十九條(被選挙権の喪失)、第百三條(兼職禁止の職を辞さない場合)若しくは第百四條(長の当選人が請負等をやめない場合)の規定により当選を失つたときは、直ちに選挙会を開き、第九十五條第一項但書(法定得票数)

の規定による得票者又は第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

2 衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙について、第百九條(再選挙)第五号若しくは第六号の事由が生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるとき又はこれらの事由が生じた場合において第九十五條第二項(同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

3 地方公共団体の長の選挙について、第百九條第五号又は第六号の事由が生じた場合において、第九十五條第二項又は第百十八條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

4 教育委員会の委員の選挙について、第百九條第五号又は第六号の事由が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、直ちに選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

5 前項の規定により当選人を定めることができないときは、直ちに選挙会を開き、第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものの中から当選人を定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

(無投票当選)

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

は一人となつたときは、投票は、行わない。

2 前項及び第百二十七條(同時選挙の場合の無投票当選)の規定により投票を行わないこととなつたときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙の各投票管理者に通知し、併せてこれを告示し、且つ当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

3 投票管理者は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

4 第一項及び第百二十七條の場合において、選挙長は、その選挙の期日から五日以内に選挙会を開き、当該公職の候補者をもつて当選人と定めなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

5 前項の場合において、当該公職の候補者の被選挙権の有無は、選挙立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

が長並びにその教育委員会の委員の選挙にあつては、併せて都道府県の選挙管理委員会にも報告しなければならない。

(当選の効力の発生)

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

第百二條 当選人の当選の効力は、前條第二項の規定による当選人の告示があつた日から、生ずるものとする。

(兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格)

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

2 前項の場合において、同項に規定する公務員がその退職の申出をしたときは、当該公務員の退職に関する法令の規定にかかわらず、その申出の日当該公務員たることを辞したものとみなす。

第九十九條 当選人は、その選挙の期日後において被選挙権を有しなくなつたときは、当選を失う。

第百四條 地方公共団体の長の選挙における当選人で、当該地方公共団体に對し、地方自治法第百四十二條(長が請負人等となることの禁止)に規定する関係を有する者は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に對し、第百一條第二項(当選人決定の告知)の規定による当選の告知を受けた日

から五日以内に同法同條に規定する關係を有しなくなつた旨の届出をしないときは、その当選を失ふ。

(当選証書の附與及び告示)

第二百五條 前二條に規定する場合を除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第二百二條(当選の効力の発生)の規定により当選人の当選の効力が生じたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附與しなければならない。

2 前二條の規定により当選を失わなかつた当選人については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前二條に規定する届出があつたときは、直ちに当該当選人に当選証書を附與しなければならない。

3 前二項の規定により当選証書を附與したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、その旨並びに当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

(当選人がない場合等の報告及び告示)

第二百六條 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しないときは、選挙長は、直ちにその旨を当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 前項の報告があつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

(選挙及び当選の無効の場合の告示)

第二百七條 第十五章(争訟)の規定による争訟の結果選挙若しくは当選が無効となつたとき又は当選人が第二百五十一條第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)の規定により当選が無効となつたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 全国選挙管理委員会は、前項の規定により衆議院議員又は参議院(地方選出)議員の選挙につき第二百五條(当選証書の附與及び告示)の規定により当選証書を附與した旨の報告を受けたとき及び参議院(全国選出)議員の選挙の当選人に当選証書を附與したときは、直ちにその旨並びに当選人の住所及び氏名をそれぞれ衆議院議長又は参議院議長に報告しなければならない。

第十一章 特別選挙

(衆議院議員、参議院地方選出議員、地方公共団体の長及び教育委員会の委員の再選挙)

第二百九條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)、地方公共団体の長又は教育委員会の委員(在任期間を同じくするものをいう。))の選挙について左の各号に掲げる事由の二が生じた場合においては、第九十六條(当選人の更正決定)、第九十七條(当選人の繰上補充)及び第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定により当選人を定めることができる。これを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、再選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、左に掲げるその他の事由により又は第二百十三條(補欠選挙)若しくは第二百十四條(長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、

この限りでない。

一 当選人がないとき又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しないとき。

二 当選人が死亡者であるとき。

三 当選人が第九十九條(被選挙権の喪失の場合)、第二百三條(兼職禁止の職を辞さない場合)又は第二百四條(長の当選人が請負等をやめない場合)の規定により当選を失つたとき。

四 第二百二條(選挙の効力に関する異議の申立及び訴訟)、第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百四條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百六條(当選の効力に関する異議の申立及び訴訟)、第二百七條(当選の効力に関する訴訟)又は第二百八條(当選の効力に関する訴訟)の規定による異議の申立、訴訟又は訴訟の結果当選人がなくなり又は当選人がその選挙における議員若しくは委員の定数に達しなくなつたとき。

五 第二百十條(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百十一條(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百十二條(出納責任者の報告義務違反の場合)の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき。

六 第二百五十一條第一項前段(当選人の選挙犯罪の場合)の規定により当選人の当選が無効となつたとき。

(参議院全国選出議員及び地方公共団体の議会の議員の再選挙)

第二百十條 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。又は地方公共団体の議会の議員の選挙について、前條各号に掲げる事由の二が生じた場合において、第九十六條(当選人の更正決定)、第九十七條(当選人の繰上補充)及び第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定により当選人を定めることができる。これを除く外、当該選挙の当選人の不足数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、前條の例により、再選挙を行わせなければならない。

一 参議院全国選出議員(在任期間を同じくするものをいう。))の場合には、第二百十三條第一項(補欠選挙)にいうその議員の欠員の数と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えらるに至つたとき。

二 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第二百十三條第一項にいうその議員の欠員の数と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

三 市町村の議会の議員の場合には、第二百十三條第一項にいうその議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数の六分の一)を超えるに至つ

たとき。

2 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の選挙におけるその当選人の不足致が前項各号に該当しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に再選挙を行う。但し、前項に規定する事由が左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に生じたものであるときは、この限りでない。

一 参議院(全国選出)議員の場合には、在任期間を異にする全国選出議員の選挙が行われるとき。

二 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区(選挙区がないときはその区域)において地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

3 前項の再選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

(議員、長又は委員の欠けた場合等の通知)

第百十一條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員若しくは地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合、地方公共団体の長が欠け若しくはその退職の申立があつた場合又は教育委員会の委員に欠員を生じた場合においては、左の区分により、その旨を通知しなければならない。

一 衆議院議員及び参議院(地方選出)議員については、国会法

第百十條(議員の欠員の場合の議長長の通知)の規定によりその欠員を生じた旨の通知を受けた日から五日以内に、全国選挙管理委員会から都道府県知事を経て都道府県の選挙管理委員会に

二 地方公共団体の議会の議員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その地方公共団体の議会の議長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

三 地方公共団体の長については、その欠けた場合には欠けた日から五日以内にその職務を代理する者から、その退職の申立があつた場合には申立の日から五日以内に地方公共団体の議会の議長から、当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

四 教育委員会の委員については、その欠員を生じた日から五日以内に、その教育委員会の委員長から当該都道府県又は市町村の選挙管理委員会に

2 前項の通知を受けた選挙管理委員会は、第百十二條(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)の規定の適用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨、長が欠け若しくはその退職の申立があつた旨又は委員が欠員となつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

3 国会法第百十條の規定により参議院(全国選出)議員に欠員を生じた旨の通知を受けた全国選挙管理委員会は、第百十二條の規定の適用があるとき、議員が欠員となつた旨、長が欠け若しくはその退職の申立があつた旨又は委員が欠員となつた旨を、直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

4 前項の規定により当選人を定めることができるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

5 第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定は、前四項の場合に、準用する。

用があると認めるときは、議員が欠員となつた旨を直ちに当該選挙長に通知しなければならない。

(議員、長又は委員の欠けた場合等の繰上補充)

第百十二條 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の欠員が、当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書(法定得票数)の規定による得票者で当選人とならなかつた者があるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 地方公共団体の長が欠け又はその退職の申立があつた場合において、第九十五條第二項又は第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

2 地方公共団体の長が欠け又はその退職の申立があつた場合において、第九十五條第二項又は第百十八條第二項(長の決選投票における同点者の場合)の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

3 教育委員会の委員の欠員が生じた場合において、第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

4 前項の規定により当選人を定めることができるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

5 第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定は、前四項の場合に、準用する。

を開き、第九十五條第一項但書の規定による得票者の中から当選人を定めなければならない。

5 第九十八條(被選挙権の喪失と当選人の決定)の規定は、前四項の場合に、準用する。

6 選挙長は、前條第二項又は第三項の通知を受けた日から二十日以内に、選挙会を開き、当選人を定めなければならない。

第百十三條 衆議院議員、参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員につき、第百十一條(議員の欠員の場合の通知)第一項第一号若しくは第二号の規定による通知又は参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の欠員につき、国会法第百十條(議員の欠員の場合の議長長の通知)の規定による通知を受けた場合において、前條第一項、第五項及び第六項の規定により、当選人を定めることができることを除く外、その議員の欠員の数が左の各号に該当するに至つたときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に關し、第百九條(再選挙)又は第百十條(再選挙)の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

一 衆議院議員の場合には同一選挙区において二人以上に達したとき。

二 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

三 参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

四 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

五 市町村の議会の議員の場合には、第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき。

二 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

三 参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

四 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

五 市町村の議会の議員の場合には、第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて当該選挙区における議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)の六分の一を超えるに至つたとき。

2 衆議院議員、参議院議員(在任期間を同じくするものをいう。)又は地方公共団体の議会の議員の欠員の数が前項各号に該当しなくても、左の各号の区分による選挙が行われるときは、同項の規定にかかわらず、その選挙と同時に補欠選挙を行う。但し、左の各号の区分による選挙の期日の告示があつた後に当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会が第百十一條第一項第一号若しくは第二号の

一 衆議院議員の場合には同一選挙区において二人以上に達したとき。

二 参議院(全国選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて通常選挙における議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

三 参議院(地方選出)議員(在任期間を同じくするものをいう。)の場合には、通常選挙における当該選挙区の議員の定数の四分の一を超えるに至つたとき。

四 都道府県の議会の議員の場合には、同一選挙区において第百十條第一項にいうその当選人の不足致と通じて二人以上に達したとき。但し、議員の定数が一人である選挙区においては一人に達したとき。

規定による通知又は国会法第百十條の規定による通知（参議院全国選出議員の場合に限る。）を受けたときは、この限りでない。

一 衆議院議員の場合には、当該選挙区において衆議院議員の再選挙が行われるとき。

二 参議院（全国選出）議員の場合には、在任期間を異にする全国選出議員の選挙が行われるとき。

三 参議院（地方選出）議員の場合には、当該選挙区において在任期間を同じくする地方選出議員の再選挙又は再任期間を異にする地方選出議員の選挙が行われるとき。

四 地方公共団体の議会の議員の場合には、当該選挙区（選挙区がないときはその区域）において地方公共団体の他の選挙が行われるとき。

3 前項の補欠選挙の期日は、同項各号の区分により行われる選挙の期日による。

4 教育委員会の委員の欠員につき、第百十一條第一項第四号の規定による通知を受けた場合において、前條第三項から第六項までの規定により当選人を定めることができることを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、選挙の期日を定めてこれを告示し、補欠選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第百九條の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

（長が欠けた場合及び退職の申立があつた場合の選挙）

第百十四條 地方公共団体の長が欠けるに至り又はその退職の申立があつたことにつき、第百十一條（長が欠けた場合等の通知）第一項第三号の規定による通知を受けた場合において、第百十二條（長が欠けた場合等の繰上補充）第二項、第五項及び第六項の規定により当選人を定めることができることを除く外、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、選挙を行わせなければならない。但し、同一人に関し、第百九條（再選挙）の規定により選挙の期日を告示したときは、この限りでない。

（合併選挙及び在任期間を異にする議員又は委員の選挙の場合の当選人）

第百十五條 左の各号に掲げる選挙を各号の区分ごとに同時に行う場合においては、一の選挙（参議院議員の場合には全国選出議員又は地方選出議員の選挙）を合併して行う。

一 衆議院議員の場合には、その再選挙又は補欠選挙

二 参議院議員の場合には、その通常選挙、再選挙又は補欠選挙

三 地方公共団体の議会の議員の場合には、同一の地方公共団体についてのその再選挙又は補欠選挙

2 在任期間を異にする参議院議員について、選挙を合併して行つた

場合においては、第九十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者の中で得票の最も多い者から、順次に在任期間の長い議員の当選人を定めなければならない。

3 前項の規定は、在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、その当選人について第九十六條（当選人の更正決定）又は第九十七條（当選人の繰上補充）の事由、その選挙において選挙された議員について第百十二條（議員、長又は委員が欠けた場合の繰上補充）第一項の事由が同時に若しくは引き続いて生じた場合に、準用する。

4 在任期間を異にする参議院議員について選挙を合併して行つた場合において、第百條第一項（無投票当選）の規定の適用があるときは、くじにより、いずれの候補者をもつて在任期間の長い議員の選挙の当選人とするかを定めなければならない。

5 第百條第五項（無投票当選の場合の被選挙権の有無の決定）の規定は、前項の場合に、準用する。

6 教育委員会の委員（在任期間を同じくするものをいう。）の再選挙又は補欠選挙は、左の各号の区分（同一の都道府県又は市町村の教育委員会ごとに）による選挙が行われるときは、その選挙と同時に行う。

一 在任期間を同じくする他の委員の再選挙又は補欠選挙が行われるとき。

二 在任期間を異にする委員の選挙が行われるとき。

7 第百六十條第三項（次点者からの繰上補充者）の補充委員の任期終了に因る欠員については、第百十一條（委員の欠員の場合の通知）第一項第四号、第百十二條第三項から第六項まで及び第百十三條第四項（補欠選挙）の規定にかかわらず、直近に行われる当該都道府県又は市町村の教育委員会の委員の定例選挙と同時にその補欠選挙を行わなければならない。

8 前二項の場合においては、一の選挙をもつて合併して行う。

9 第二項から第五項までの規定は、在任期間を異にする教育委員会の委員につき前項の規定により選挙を合併して行つた場合の当選人の決定について、準用する。

（議員又は当選人がすべてない場合の地方公共団体の一般選挙）

第百十六條 地方公共団体の議会の議員又はその選挙における当選人について、第百十條第一項（再選挙）又は第百十三條第一項（補欠選挙）に規定する事由が生じた場合において、議員又は当選人がすべてないときは、これをすべてなくなつたときは、これらの規定にかかわらず、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、選挙の期日を定めてこれを告示し、一般選挙を行わなければならない。

（地方公共団体の長の決選投票）

第百十七條 地方公共団体の長の選挙において第百十五條第一項但書（法定得票数）の規定による得票者がいないときは、第百九條第一項

（再選挙の期日の告示）及び第百十九條第三項（同時選挙の場合の期日の告示）の規定にかかわらず、第百六條第三項（当選人がない場合の告示）の規定による告示の日から十五日以内に、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、更に選挙を行わせなければならない。この場合において、第百八十六條（長の候補者の立候補の届出）第一項、第二項、第四項及び第六項、第九十二條（供託）第四号及び第六号並びに第九十四條第一項（公営に要する経費の分担金の納付）の規定にかかわらず、その選挙において有効投票の最多数を得た者二人をもつてその候補者とする。

2 前項及び第百二十八條（決選投票の同時選挙）の場合においては、当該選挙管理委員会は、選挙の期日前五日までに、選挙の期日を告示しなければならない。

3 第一項の選挙において、前項の規定により告示のあつた期日から選挙の期日の前日までに当該候補者が死亡し又は候補者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、その選挙の期日は、第一項の規定にかかわらず、前項の規定により告示した期日後五日に当たる日に延期するものとする。この場合においては、当該選挙管理委員会は、直ちにその旨を告示しなければならない。

4 第一項の場合において、二人の候補者を定めるに当り得票数が同じであるため得票数によつては二

人を定めることができないときは、当該選挙管理委員会がくじで定める。

5 第一項の選挙において、第二項の規定による告示のあつた日前当該候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は第三項及び第百二十八条第三項の場合においては、その一人の候補者及び第一項又は前項の規定により候補者とならなかつた者で有効投票の最多数を得たもの一人をもつて候補者とする。得票数が同じであるため得票数によつてはその候補者を定めることができないときは、当該選挙管理委員会がくじで定める。

(地方公共団体の長の決選投票の場合の当選人及び無投票当選)

第百十八條 前條第一項の選挙においては、第九十五條第一項但書《法定得票数》の規定にかかわらず、有効投票の過半数を得た者をもつて当選人とする。

2 前條第一項の選挙における候補者の得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで当選人を定める。

3 前條第一項の選挙について、同條第二項の規定による告示のあつた日前候補者が死亡し若しくは候補者たることを辞したため候補者が一人となつた場合又は同條第三項に規定する事由が生じた場合において、同條第五項の規定によりあらたに候補者となる者がなく候補者の一人が死亡し若しくは候補者

者たることを辞したため候補者が一人となつたときは、投票は行わない。

4 第百條《無投票当選》第二項から第五項までの規定は、前項及び第百二十七條《同時選挙の場合の無投票当選》の場合に、準用する。

5 前條第一項の選挙における第三十八條《投票立会人》第二項又は第六十二條《開票立会人》第十項若しくはこれを準用する第七十六條《選挙立会人》の規定の適用については、これらの規定中三人とあるのは二人とする。

第十二章 選挙を同時に行うための特例

(同時に進行選挙の範囲)

第百十九條 都道府県の議会の議員の選挙、都道府県知事の選挙及び都道府県の教育委員会の委員の選挙又は市町村の議会の議員の選挙、市町村長の選挙及び市町村の教育委員会の委員の選挙は、それぞれ同時に進行することができる。

2 都道府県の選挙管理委員会は、第百二十條第一項《市町村の選挙を行う場合の届出》の規定による届出又は第百八條《当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告》第一項第四号、第五号若しくは第七号の規定による報告に基づき、当該市町村の選挙《市町村の議会の議員及び市長並びに市町村の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。》を都道府県の選挙《都道府県の議会の議員及び市長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙をいう。本章中以下同じ。》と同時に行わせることができる。

3 前項の規定による選挙の期日は、都道府県の選挙管理委員会において、少くとも三十日前に告示しなければならない。

(選挙を同時に行うかどうかの決定手続)

第百二十條 市町村の選挙管理委員会は、市町村の議会の議員若しくは市長又は市町村の教育委員会の委員の選挙を行う場合においては、任期満了に因る選挙《第百十五條第七項《補充委員の場合》に規定する任期終了に因る選挙を含む。》については任期満了の前六十日までに、任期満了以外の事由に因る選挙については第百八條《当選人がない場合、選挙及び当選の無効等の場合の報告》第一項第四号、第五号又は第七号の規定により報告する場合を除く外選挙を行うべき事由を生じた日から三日以内に、その旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならぬ。市町村の議会の議員の選挙の当選人につき第百十條第一項《再選挙》に規定する事由を生じた場合又は市町村の議会の議員に欠員を生じた場合において、第九十六條《当選人の更正決定》、第九十七條《当選人の繰上補充》、第九十八條《被選挙権の喪失と当選人の決定》又は第百十二條《議員の欠員の場合の繰上補充》第一項及び第五項の規定により不足の当選人又は欠員を補充することができなくとも、また同様とする。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定による届出又は第百八條第一項第四号、第五号若しくは第七号の規定による報告のあつた日から三日以内に、当該市町村の選挙を都道府県の選挙と同時に進行かどうかを、当該市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

(選挙の同時施行決定までの市町村の選挙の施行停止)

第百二十一條 市町村の選挙は、前條第二項の規定による通知があるまでの間は、行うことができない。但し、同條第二項の期間内に通知がないときは、この限りでない。

(補充選挙人名簿の期日、期間等の告示)

第百二十二條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第二十七條第三項《補充選挙人名簿の調製、縦書き等》の期日及び期間等は、同條同項の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会が定め、予め告示しなければならない。

第百二十三條 第百十九條《選挙の同時施行》第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、第三十六條《一人一票》に規定するものを除く外、投票及び開票に関する規定は、各選挙に通じて適用する。第百十九條第一項の規定により同時に選挙を行う場合において、選挙会の区域が同

一であるときは、選挙会に関する規定についても、また同様とする。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

(繰上投票)

第百二十四條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、第五十六條《繰上投票》の規定による投票の期日は、同條の規定にかかわらず、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(繰延投票)

第百二十五條 都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合において第五十七條第一項《繰延投票》に規定する事由を生じたときは、都道府県の選挙管理委員会は、同條同項の例により更に投票を行わせなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、都道府県の選挙の選挙長を経て都道府県の選挙管理委員会にその旨を届け出なければならない。

(長の候補者が一人となつた場合の選挙期日の延期)

第百二十六條 都道府県の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において市町村長の選挙について第八十六條第五項《長の候補者が一人となつた場合》に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

2 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において

て、都道府県知事の選挙について第八十六條第五項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第八十六條第五項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に、選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前に告示しなければならない。

3 第百十九條（選挙の同時施行）第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、地方公共団体の長の選挙について第八十六條第五項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、前項の規定に該当する場合を除く外、政令で定める。

（無投票当選）

第百二十七條 第百十九條（選挙の同時施行）第一項又は第二項の規定により同時に選挙を行う場合において、第百條第一項（無投票当選）の場合を生じたときは、当該選挙にかかる投票は、行われない。

（長の決選投票）

第百二十八條 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行つた場合において、その選挙がともに第百十七條第一項（決選投票）の場合に該当するときは、都道府県知事の選挙に關する第百六條第二項

《当選人がない場合の告示》の規定による告示の日から十五日以内において都道府県の選挙管理委員会定める期日に、その選挙を同時に行わなければならない。

2 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、市町村長の選挙について第百十七條第三項（長の候補者が一人となつた場合）に規定する事由が生じたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に報告しなければならない。

3 都道府県知事の選挙について第百十七條第三項に規定する事由が生じ、且つ、市町村長の選挙についてもまた前項の規定による報告により第百十七條第三項に規定する事由が生じたことを知つたときは、都道府県の選挙管理委員会は、選挙の期日を延期し、その報告のあつた日（二以上の報告があつたときは最後の報告のあつた日）から七日以内に、選挙を同時に行わなければならない。この場合においては、その期日は、少くとも五日前に告示しなければならない。

4 都道府県知事の選挙と市町村長の選挙を同時に行う場合において、そのいずれかの選挙について第百十七條第三項に規定する事由が生じた場合に關し必要な事項は、政令で定める。

第十三章 選挙運動

（選挙運動の期間）

第百二十九條 選挙運動は、各選挙

につき、それぞれ第八十六條（公職の候補者の立候補の届出）第一項から第四項まで若しくは第六項の規定による公職の候補者の届出のあつた日又は第百十七條第二項（長の決選投票の場合）の規定による告示の日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（選挙事務所の設置及び届出）
第百三十條 公職の候補者又はその推薦届出者（推薦届出者が数人あるときはその代表者）でなければ、当該選挙につき、選挙事務所を設置することができない。

2 前項の者が選挙事務所を設置したときは、直ちにその旨を、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に届け出なければならない。選挙事務所に異動があつたときも、また同様とする。

（選挙事務所の数）
第百三十一條 衆議院議員、参議院（地方選出）議員又は都道府県知事の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、二箇所まで設置することができ、

但し、政令の定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、五箇所まで設置することができる。

2 参議院（全国選出）議員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、十五箇所まで設置することができる。但し、一の都道府県においては、五箇所を超えることができない。

3 地方公共団体の議会の議員、市

町村長又は教育委員会の委員の選挙における選挙事務所は、その公職の候補者一人につき、一箇所とする。但し、都道府県の教育委員会の委員の選挙については、政令の定めるところにより、交通困難等の状況のある区域においては、五箇所まで設置することができ

（選挙当日の選挙事務所の制限）
第百三十二條 選挙事務所は、第百二十九條（選挙運動の期間）の規定にかかわらず、選挙の当日においても、当該投票所を設けた場所の入口から三町以外の区域に限り、設置することができ

（休憩所等の禁止）
第百三十三條 休憩所その他これに類似する設備は、選挙運動のため設けることができない。

（選挙事務所の閉鎖命令）
第百三十四條 第百三十條第一項（選挙事務所の設置者）又は第百三十二條（選挙当日の選挙事務所の制限）の規定に違反して選挙事務所の設置があると認めるときは、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会は、直ちにその選挙事務所の閉鎖を命じなければならない。

2 第百三十一條（選挙事務所の数）の規定による定数を超えて選挙事務所の設置があると認めるときは、その超過した数の選挙事務所についても、また前項と同様とする。

（選挙事務関係者の選挙運動の禁止）
第百三十五條 第八十八條（立候補制限を受ける選挙事務関係者）に掲げる者は、在職中、その関係区域内において、選挙運動をすることができない。

（特定公務員の選挙運動の禁止）
第百三十六條 左の各号に掲げる者は、在職中、選挙運動をすることができない。

一 選挙管理委員会の委員及び職員
二 裁判官
三 検察官
四 会計検査官
五 公安委員会委員
六 警察官及び警察吏員
七 收税官吏及び徴税吏員

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）
第百三十七條 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に對する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

（戸別訪問）
第百三十八條 何人も、選挙に關し、投票を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて戸別訪問をすることができない。但し、公職の候補者が親族、平素親交の間柄にある知己その他密接な間柄にある者を訪問することは、この限りでない。

2 いかなる方法をもつてするを問わらず、選挙運動のため、戸別に、演説会の開催若しくは演説を行うことについて告知をする行為又は特

定の候補者の氏名若しくは政党その他の政治団体の名称を言いある行為は、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(飲食物の提供の禁止)

第百三十九條 何人も、選挙運動に關し、いかなる名義をもつてするを問はず、飲食物を提供することができない。但し、湯茶については、この限りでない。

(氣勢を張る行為の禁止)

第百四十條 何人も、選挙運動のため、自動車、バイク又は隊伍を組んで往來する等によつて氣勢を張る行為をすることができない。

(自動車、バイク及び船舶の使用)

第百四十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通取締法(昭和二十二年法律第百三十号)第二條第五項に規定する諸車をいう。以下同じ。)、バイク及び船舶は、公職の候補者一人について、左の各号の区分による制限を超えて使用することができない。

一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事又は都道府県の教育委員会の委員の選挙
二 前項の自動車、バイク又は船舶を使用しようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員

2 前項の自動車、バイク又は船舶を使用しようとする場合には、公職の候補者は、予め当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員

会の発行する証明書の交付を受けなければならない。

3 第一項の自動車、バイク又は船舶を使用する者は、前項の証明書を持参するとともに、その使用する自動車、バイク又は船舶には、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

4 前項の証明書は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(文書図画の頒布)

第百四十二條 選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に規定する通常葉書の外は、頒布することができない。

一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員又は都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について三万枚 但し、第百十七條第一項(決選投票の場合)の都道府県知事の選挙にあつては、五千枚

二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五万枚

三 都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について一万枚

2 前項の通常葉書は、無料とし、郵政省において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

3 選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板(ブラカードを含む。以下同じ。)の類を多数の者に回覧させることは、

第一項の頒布とみなす。但し、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第二号から第四号までに規定するものを回覧させることは、この限りでない。

(文書図画の掲示)

第百四十三條 選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号の一に該当するものの外は、掲示することができない。

一 選挙事務所を表示するため、その場所において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

二 第百四十一條第一項(自動車、バイク及び船舶の使用)の規定により主として当該公職の候補者の選挙運動のために使用される自動車、バイク又は船舶に使用するポスター、立札及びちようちん

三 主として選挙運動のために使用されるものに使用するポスター、立札及びちようちん

四 演説会場(第百五十二條(公営の立会演説会)を行うべき選挙)に規定する公営の立会演説会における演説会場を除く。においてその演説会の開催中及び街頭演説の場所においてその演説中使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類

五 前各号に掲げるものを除く外、選挙運動のために使用するポスター

2 前項第一号の規定により選挙事務所を表示するための文書図画は、第百二十九條(選挙運動の期

間)の規定にかかわらず、選挙の当日においても、掲示することができる。

(ポスターの数)

第百四十四條 前條第一項第五号のポスターは、左の各号の区分による数を超えることができない。

一 衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について三千枚 但し、参議院(地方選出)議員の選挙にあつては、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合には、その一を増すごとにこれに一千枚を加えた数

二 参議院(全国選出)議員の選挙にあつては、公職の候補者一人について二万枚 但し、一の都道府県においては三千枚を超えることができない。

三 都道府県の議会の議員、市の議会の議員、市長及び市の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について五百枚 但し、地方自治法第百五十五條第二項(区を設ける指定市)の市の市長の選挙にあつては、公職の候補者一人について二千枚

四 町村の議会の議員及び長並びに町村の教育委員会の委員の選挙にあつては、公職の候補者一人について百枚

2 前項のポスターには、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会の検印を受けなければなら

ない。

3 第一項のポスターは、タブロイド型長さ四十一センチメートル、幅二十八センチメートルを超えてはならない。

(ポスターの掲示箇所)

第百四十五條 何人も、国、地方公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社が所有し若しくは管理するものには、第百四十三條(文書図画の掲示)第一項第五号のポスターを掲示することができない。

2 何人も、第百四十三條第一項第五号のポスターを他人の工作物に掲示しようとするときは、その所有者又は管理者の承諾を得なければならない。

(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)

第百四十六條 何人も、選挙運動の期間中は、著述、演説等の広告その他いかなる名義をもつてするを問わず、第百四十二條(文書図画の頒布)又は第百四十三條(文書図画の掲示)の禁止を免れる行為として、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し又は掲示することができない。

2 前項の規定の適用については、選挙運動の期間中、公職の候補者の氏名、政党その他の政治団体の名称又は公職の候補者の推薦届出者その他の選挙運動に従事する者若しくは公職の候補者同一戸籍内に在る者の氏名を表示した年賀

状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これに類似する挨拶状を当該公職の候補者の選挙区（選挙区がないときはその区域）内に頒布し又は掲示する行為は、第四百四十二條又は第四百四十三條の禁止を免れる行為とみなす。

（文書図画の撤去）

第四百四十七條 都道府県及び市町村の選挙管理委員会、選挙運動のために使用する文書図画で第四百四十三條（文書図画の掲示）、第四百四十四條（ポスターの致）若しくは第四百四十五條（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して掲示したものがあつたと認めるとき又は選挙運動の期間前若しくは期間中に掲示した文書図画で前條の規定に該当するものがあつたと認めるときは、撤去させることができる。

2 第四百四十三條第一項第五号のポスターで選挙運動の期間中適法に掲示したもののについては、第二百二十九條（選挙運動の期間）の規定にかかわらず、選挙の当日において、掲示しておくことができる。但し、投票所を設けた場所の入口から約一町以内の区域に掲示したものについては、都道府県又は市町村の選挙管理委員会において、選挙の当日撤去しなければならない。

（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）

第四百四十八條 この法律に定めるところの選挙運動の制限に関する規定は、新聞紙又は雑誌が、選挙に関し、報道及び評論を掲載するの

自由を妨げるものではない。但し、虚偽の事項を記載し又は専断を歪曲して記載する等表現の自由を濫用して選挙の公正を害してはならない。

2 新聞紙又は雑誌の販売を業とする者は、前項に規定する新聞紙又は雑誌を、通常の方法で頒布し又は選挙管理委員会において指定する場所に掲示することができる。

（新聞広告）

第四百四十九條 公職の候補者は、全国選挙管理委員会が定める同一寸法で、いずれかの一の新聞に、選挙運動の期間中、一回（参議院全国選出議員の選挙にあつては二回）を限り、選挙に関して広告をすることができる。

2 前項の広告を掲載した新聞紙は、第四百四十二條（文書図画の頒布）の規定にかかわらず、新聞販売を業とする者が、通常の方法で頒布することができる。

3 衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙においては、無料で第一項の規定による新聞広告をすることができる。

（政見放送）

第五百十條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、当該公職の候補者は、選挙運動の期間中日本放送協会の放送設備により、公益のため、その政見を無料で放送することができる。

2 前項の放送に関しては、それぞれの選挙ごとに当該選挙区（選挙区がないときはその区域）のすべ

ての公職の候補者に対して、同一放送設備を使用し、同一時間数を與える等同等の利便を提供しなければならない。

3 前二項の放送の回数、日時その他放送に關し必要な事項は、全国選挙管理委員会が日本放送協会と協議の上、定める。この場合において、参議院（全国選出）議員の選挙における公職の候補者の放送に關しては、その利便の提供について、特別の考慮が加えられなければならない。

（経歴放送）

第五百一十一條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、日本放送協会は、その定めるところにより、公職の候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2 前項の放送の回数は、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、公職の候補者一人について概ね十回とする。

（公営の立会演説会を行うべき選挙）

第五百一十二條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙（第四百七十七條第一項（決選投票の場合）の選挙を除く。）並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙については、この法律の定めるところにより公営の立会演説会を行う。

（立会演説会の開催主体）

第五百一十三條 市及び人口概ね五千以上の町村で都道府県の選挙管理委員会の指定するものは、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならない。

2 前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようにしなければならない。

3 第一項の町村以外の町村で人口、交通の状況等を参酌の上都道府県の選挙管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

（立会演説会における演説者）

第五百一十四條 立会演説会において演説をする者は、当該選挙における公職の候補者でなければならない。

2 前項の公職の候補者は、その代理として一人を限り、自己の加わるべき立会演説会において演説を行わせることができる。但し、その演説の回数は、当該公職の候補者が第四百五十六條（立会演説会への参加）又は第四百五十七條（立会演説会への指定期日後の参加）の規定により行い得べき演説の総回数の三分の一を超えてはならない。

3 前項但書の回数の計算については、端数は、一回とみなす。

（立会演説会の開催計画の決定及び告示）

第五百一十五條 都道府県の選挙管理委員会は、第四百五十三條（立会演説会の開催主体）の規定により立会演説会を開催する市町村の選挙

管理委員会と協議の上、予め立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説をすることのできる公職の候補者の数及び演説の時間を決定し、当該選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、告示しなければならない。

2 前項の規定による決定をするに當つては、都道府県の選挙管理委員会は、都道府県の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部の代表者その他関係人の参集を求めて、その意見を聴くことができる。

（立会演説会への参加）

第五百一十六條 立会演説会に加わろうとする公職の候補者は、都道府県の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、前條第一項の規定により告示された一市町村又は一単位ごとの各立会演説会の開催日及び会場につき自己の加わるべき希望の順位を定めて、その旨を申し出なければならない。この場合において、立会演説会に加わることのできる回数は、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位ごとに、公職の候補者一人について、一回に限る。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項の期間内に申出のあつた公職の候補者のうち当該立会演説会への参加を希望の第一順位とするものにつき、各立会演説会ごとに、前條第一項の規定による一回の立会演説会において演説をすることのできる候補者を決定する。当該立

会演説会への参加を希望の第一順位とする申出者の数がその演説をすることのできる数を超えるときは、申出の到達の順により、到達が同時であるときにより、決定する。

3 前項の規定により希望の第一順位通りに決定されなかつた申出者については、都道府県の選挙管理委員会は、その申出者の希望の順位を参酌して、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場を決定する。

4 各立会演説会における公職の候補者の演説の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで決定する。

5 第一項の申出のあつた公職の候補者について、前三項の規定によりその者の加わるべき立会演説会の日時及び会場並びに立会演説会における演説の順序が決定したときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちにその旨を、当該公職の候補者に通知するとともに告示しなければならない。この場合においては、併せて関係市町村の選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

(立会演説会への指定期日後の参加)

第百五十七條 前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとするものは、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、前條第一項の例により、その旨を申し出なければならない。

2 前項の申出のあつた公職の候補者については、その者の演説をすることのできる立会演説会の日及び会場は、都道府県の選挙管理委員会が、申出者の希望の順位を参酌して決定する。この場合においては、併せて立会演説会における演説の順序をも決定しなければならない。

3 前項の決定をしたときは、都道府県の選挙管理委員会は、前條第五項の例により、その旨を通知するとともに告示しなければならない。

(立会演説会開催の周知方法)

第百五十八條 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき市町村又は一単位につき、五十箇所以上でなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の掲示をしなければならない。

(立会演説会場の秩序保持)

第百五十九條 市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、立会演説会の会場において演説を妨害し又は立会演説会の会場の秩序をみだす者があるときは、これを制止し、命に従わな

いときは会場外に退去させることができる。

2 前項の場合において必要があると認めるときは、市町村の選挙管理委員会の委員及びその委員会の指定した者は、当該警察官又は警察吏員の処分を請求することができる。

(立会演説会に關しその他必要な事項及び実施事務)

第百六十條 前八條に規定するものの外、立会演説会に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定め、会場の施設その他の立会演説会の実施に關する事務は、市町村の選挙管理委員会が行う。

(公営施設使用の個人演説会)

第百六十一條 公職の候補者は、左に掲げる施設を使用し、個人演説会を開催することができる。

一 学校(学校教育法第一條に規定する学校をいう。)

二 地方公共団体の管理に属する公会堂及び講堂

三 前各号の外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第一項第三号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない

ない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

(個人演説会における演説者)

第百六十二條 前條の規定により個人演説会を開催する場合において、公職の候補者以外の者も演説をすることができる。

(個人演説会開催の申出)

第百六十三條 第百六十一條(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催しようとする公職の候補者は、開催すべき日前二日までに、使用すべき施設、開催すべき日時及び公職の候補者の氏名を、文書で市町村の選挙管理委員会に申し出なければならない。

(個人演説会の施設の無料使用)

第百六十四條 第百六十一條(公営施設使用の個人演説会)の規定により個人演説会を開催する場合における施設(設備を含む。)の使用については、公職の候補者一人につき、同一施設(設備を含む。)ごとに一回を限り、無料とする。

(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)

第百六十五條 何人も、この法律に規定する立会演説会が開催される当日には、当該立会演説会の会場から三町以内の区域において、選挙運動のためにする演説会を開催することができない。選挙運動のために街頭演説をすることも、また同様とする。

(特定の建物及び施設における演説の禁止)

第百六十六條 何人も、左に掲げる建物又は施設においては、いかなる名義をもつてする演説を行ふことができない。但し、第一号に掲げる建物においてこの法律に規定する立会演説会又は個人演説会を開催する場合は、この限りでない。

一 国、地方公共団体、日本国有鉄道又は日本専売公社の所有し又は管理する建物

二 汽車、電車、乗合自動車、船舶(第百四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の船舶を除く。及び停車場その他の鉄道地内三病院、診療所その他の療養施設

(選挙公報の発行)

第百六十七條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、都道府県の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載した選挙公報を、選挙(選挙の一部無効に因る再選挙及び第百十七條第一項(長の決選投票の場合)の選挙を除く。)ごとに、一回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに(選挙区がないときは選挙の行われる区域を通じて)、発行しなければならない。

3 特別の事情がある区域においては、選挙公報は、発行しない。

4 前項の規定により選挙公報を発

行しない区域は、全国選挙管理委員会が定める。

(掲載文の申請)

第百六十八條 公職の候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、その掲載文を具し、衆議院議員、参議院(地方選出)議員、都道府県知事及び都道府県教育委員会の委員の選挙にあつては都道府県の選挙管理委員会に、都道府県の選挙管理委員会に、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては当該選挙の期日前二十日まで、全国選挙管理委員会に、文書で申請しなければならない。

2 前項の掲載文は、字数五百を超えることができない。

3 第一項の掲載文の字数が前項の制限を超えるときは、その超過する部分は、選挙公報に掲載しないものとする。

(選挙公報の発行手続)

第百六十九條 参議院(全国選出)議員の選挙について第一項の申請があつたときは、全国選挙管理委員会は、その掲載文(掲載文の字数が前項第二項の制限を超えるときは、その制限内の掲載文)の字二通をその選挙の期日前十日までに、都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

2 都道府県の選挙管理委員会は、前項第一項の申請又は前項の掲載文の字の送付があつたときは、掲載文又はその字を、原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

3 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者の選挙公報と地方選出議員の候補者の選挙公報は、別の用紙をもつて発行しなければならない。

4 一の用紙に二人以上の公職の候補者の氏名、経歴、政見等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、都道府県の選挙管理委員会がくじで定める。

5 前項第一項の申請をした公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第百七十條 選挙公報は、都道府県の選挙管理委員会が定めるところにより、当該選挙に用いべき選挙人名簿に記載された者の属する世帯に対して、選挙の期日前三日までに、配布する。

(選挙公報の発行を中止する場合)

第百七十一條 第百條第一項(無投票当選)の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。

(選挙公報に關しその他必要な事項)

第百七十二條 前五條に規定するものの外、選挙公報の発行の手続に關し必要な事項は、当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会が定める。

(公職の候補者の氏名等の揭示)

第百七十三條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県

の教育委員会の委員の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、公職の候補者の氏名及び党派別(教育委員会の委員の候補者についてはその氏名)の揭示をしなければならない。

2 前項の揭示は、当該選挙の投票所の入口その他公衆の見易い場所を選び、一投票区につき三箇所以上五箇所以内の箇所(参議院全国選出議員の場合にあつては一箇所)にしなければならない。

(氏名等の揭示期間、掲載の順序その他揭示の手続)

第百七十四條 前條第一項の揭示は、当該選挙の期日前十日からその選挙の当日まで行う。

2 参議院議員の選挙においては、全国選出議員の候補者に関するものと地方選出議員の候補者に関するものとを区別して揭示を行わなければならない。

3 前條第一項の揭示の掲載の順序は、公職の候補者の届出又は推薦届出につき、当該選挙の期日前十二日までに当該選挙長から通知のあつた候補者については市町村の選挙管理委員会がくじで定め、当該選挙の期日前十一日以後にその通知のあつた候補者については通知の到達順により、その到達が同時であるときは、くじで定める。

4 当該選挙の公職の候補者又はその代人は、前項のくじに立ち会うことができる。

5 市町村の選挙管理委員会は、前條第一項の揭示をした後当該公職の候補者が死亡し又は公職の候補者たることを辞した旨の通知を当該選挙長から受けたときは、揭示中その通知にかかる公職の候補者に関する部分を抹消しなければならない。

(氏名等の揭示に關しその他必要な事項)

第百七十五條 前二條に規定するものの外、第百七十三條第一項(公職の候補者の氏名等の揭示)の揭示に關し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

(交通機関の利用)

第百七十六條 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙においては、公職の候補者、推薦届出者その他選挙運動に従事する者が選挙運動の期間中関係区域内(参議院全国選出議員の選挙においては、その候補者の希望する都道府県の区域内)において国有鉄道、国営自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、公職の候補者は、運輸大臣の定めるところにより、無料で、通じて十五枚(参議院全国選出議員の選挙においては、都道府県を単位として通ずるものに限る。)の特殊乗車券の交付を受けることができる。なお、参議院全国選出議員の選挙においては、無料で全国通用の国有鉄道の回数券十五枚の交付を受けることができる。

2 前項の規定により特殊乗車券及び回数券の交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したとき

は、直ちにこれを返還しなければならない。

(燃料及び用紙のあつせん及び返還)

第百七十七條 第百四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料及び第百四十四條(ポスターの枚数)の規定によるポスターに使用する用紙に關しては、その配給又は交付につき、国又は地方公共団体において、あつせんするものとする。この場合においては、全国選挙管理委員会又は都道府県の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料又は用紙の配給若しくは交付を受けた者は、公職の候補者たることを辞したときは、直ちにその全部を返還しなければならない。但し、選挙運動に使用したためその全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

(選挙期日後の挨拶行為の制限)

第百七十八條 何人も、選挙の期日後において、当選又は落選に關し、選挙人に挨拶する目的をもつて左の各号に掲げる行為をすることができない。但し、公職の候補者であつた者が自ら第一号に掲げる行為をすることは、この限りでない。

一 選挙人に対して戸別訪問をする
こと。

二 自筆の信書及び当選又は落選
に関する祝辞、見舞等の答礼の
ためにする信書を除く外文書図
画を頒布し又は掲示すること。
三 新聞紙又は雑誌を利用するこ
と。

四 当選祝賀会その他の集会を開
催すること。

五 自動車を連ね又は隊伍を組ん
で往來する等によつて氣勢を張
る行為をすること。

六 当選に関する答礼のため当選
人の氏名又は政党その他の政治
団体の名称を言いあること。

第十四章 選挙運動に関する
収入及び支出並び
に寄附

(収入、寄附及び支出の定義)

第百七十九條 本章において「収入」
とは、金銭、物品その他の財産上
の利益の收受、その收受の承諾又
は約束をいう。

2 本章において「寄附」とは、金
銭、物品その他の財産上の利益の
供與又は交付、その供與又は交付
の約束で党費、会費その他債務の
履行としてなされるもの以外のもの
をいう。

3 本章において「支出」とは、金
銭、物品その他の財産上の利益の
供與又は交付、その供與又は交付
の約束をいう。

(出納責任者の選任及び届出)

第百八十條 公職の候補者は、その
選挙運動に関する収入及び支出の
責任者(出納責任者)をいう。以下

同じ。)一人を選任しなければならない。
但し、公職の候補者が自ら
出納責任者となり又は推薦届出
書(推薦届出者が数人あるときは
その代表者)が当該候補者の承諾
を得て出納責任者を選任し若しくは
自ら出納責任者となることを妨
げない。

2 出納責任者の選任者は、文書
で、出納責任者の支出することの
できる金額の最高額を定め、出納
責任者とともにこれに署名捺印し
なければならない。

3 出納責任者の選任者(自ら出納
責任者となつた者を含む。)は、直
ちに出納責任者の氏名、住所、職
業、生年月日及び選任年月日並び
に公職の候補者の氏名を、文書で、
当該選挙に関する事務を管理する
選挙管理委員会に届け出なければ
ならない。

4 推薦届出者が出納責任者を選任
した場合においては、前項の届出
には、その選任につき公職の候補
者の承諾を得たことを証すべき書
面(推薦届出者が数人あるときは併
せてその代表者たることを証すべ
き書面)を添えなければならない。
(出納責任者の解任及び辞任)

第百八十一條 公職の候補者は、文
書で通知することにより出納責任
者を解任することができる。出納
責任者を選任した推薦届出者にお
いて、当該候補者の承諾を得たと
きも、また同様とする。

2 出納責任者は、文書で公職の候
補者及び選任者に通知することに
より辞任することができる。

(出納責任者の異動)

第百八十二條 出納責任者に異動が
あつたときは、出納責任者の選任者
は、直ちに第百八十條(出納責任
者の選任及び届出)第三項及び第
四項の例により、届け出なければ
ならない。

2 前項の届出で解任又は辞任によ
る異動に関するものには、前條の
規定による通知のあつたことを証
すべき書面を添えなければならない。
推薦届出者が出納責任者を解
任した場合においては、併せて、そ
の解任につき公職の候補者の承諾
のあつたことを証すべき書面を添
えなければならない。
(出納責任者の職務代行)

第百八十三條 出納責任者に事故が
あるとき又は出納責任者が欠けた
ときは、選任者が代つてその職務
を行う。推薦届出者たる選任者
(自ら出納責任者となつた者を含
む。)にも事故があるとき又はそ
の者が欠けたときは、公職の候補
者が代つて出納責任者の職務を行
う。

2 前項の規定により出納責任者に
代つてその職務を行う者は、第百
八十條(出納責任者の選任及び届
出)第三項及び第四項の例により、
届け出なければならない。

3 前項の届出には、出納責任者の
氏名(出納責任者の選任をした推
薦届出者にも事故があるとき又は
その者が欠けたときは併せてその
氏名)、事故又は欠けたことの事実
及びその職務代行を始めた年月日
を記載しなければならない。出納

責任者に代つてその職務を行う者
がこれをやめたときは、その事由
及びその職務代行をやめた年月日
を記載しなければならない。
(届出前の寄附の受領及び支出の
禁止)

第百八十四條 出納責任者(その職
務を代行する者を含む。)は、第百
八十條(出納責任者の選任及び届
出)第三項及び第四項、第百八十
二條(出納責任者の異動)又は前條
第二項及び第三項の規定による届
出がなされた後でなければ、公職
の候補者の推薦、支持又は反対そ
の他の運動のために、いかなる名
義をもつてするを問はず、公職の
候補者のために寄附を受け又は支
出をすることができない。公職の
候補者又は推薦届出者が寄附を受
けるについても、また同様とする。
(会計帳簿の備付及び記載)

第百八十五條 出納責任者は、会計
帳簿を備え、左の各号に掲げる事
項を記載しなければならない。
一 選挙運動に関するすべての寄
附及びその他の収入(公職の候
補者のために公職の候補者又は
出納責任者と意思を通じてなさ
れた寄附を含む。)

二 前号の寄附をした者の氏名、
住所及び職業並びに寄附の金額
(金銭以外の財産上の利益につ
いては時価に見積つた金額。以
下同じ。)及び年月日
三 選挙運動に関するすべての支
出(公職の候補者のために公職
の候補者又は出納責任者と意思
を通じてなされた支出を含む。)

四 前号の支出を受けた者の氏
名、住所及び職業並びに支出の
目的、金額及び年月日

2 全国選挙管理委員会は、前項の
会計帳簿の種類及び様式を定め、
官報に告示しなければならない。
(明細書の提出)

第百八十六條 出納責任者以外の者
で公職の候補者のために選挙運動
に関する寄附を受けたものは、寄
附を受けた日から七日以内に、寄
附をした者の氏名、住所及び職業
並びに寄附の金額及び年月日を記
載した明細書を出納責任者に提出
しなければならない。但し、出納
責任者の請求があるときは、直ち
に提出しなければならない。

2 前項の寄附で当該候補者が立候
補の届出前に受けたものについて
は、立候補の届出後直ちに出納責
任者にその明細書を提出しなけれ
ばならない。
(出納責任者の支出権限)

第百八十七條 立候補準備のために
要する支出及び公職の候補者又は
出納責任者と意思を通じないです
る支出を除く外、選挙運動に関す
る支出は、出納責任者(出納責任者
に代つてその職務を行う者を含
む。)でなければならない。但し、出納責任者の文書によ
る承諾を得た者は、この限りでな
い。

2 立候補準備のために要した支出
で公職の候補者若しくは出納責任
者となつた者が支出し又は他の者
がその者の意思を通じて支出した
ものについては、出納責任者は、

その就任後直ちに当該候補者又は支出者につきその精算をしなければならぬ。

(領収書等の徴収及び送付)

第百八十八條 出納責任者又は公職の候補者若しくは出納責任者と思ふ者を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、領収書その他の支出を証すべき書面を徴さなければならぬ。但し、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 公職の候補者又は出納責任者と思ふ者を通じてそのために支出をした者は、前項の書面を直ちに出納責任者に送付しなければならぬ。

(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)

第百八十九條 出納責任者は、公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出については、第百八十五條(会計帳簿の備付及び記載)第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、左の各号の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 当該選挙の期日の公示又は告示の日前まで及び選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前七日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを併せて、選挙の期日前五日までに

二 当該選挙の期日前六日から選挙の期日まで及び選挙の期日経

過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを前号に規定するものと併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

三 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内

2 第百七十七條(長の決選投票第一項の選挙の場合においては、その選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、前項第二号の規定の適用については、選挙の期日から十五日以内とあるのは第百七十七條第一項又は第三項の選挙の期日から十五日以内とする。

3 前二項の報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならない。

(出納責任者の事務引継)

第百九十條 出納責任者が辞任し又は解任せられた場合においては、直ちに公職の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の計算をし、あらたに出納責任者となつた者に対し、あらたに出納責任者となつた者が、ないときは出納責任者に代つてその職務を行う者に對し、引継をしなければならない。出納責任者に代つてその職務を行う者が事務の

引継を受けた後、あらたに出納責任者が定つたときも、また同様とする。

2 前項の規定により引継をする場合においては、引継をする者において前條の例により引継書を作成し、引継の旨及び引継の年月日を記載し、引継をする者及び引継を受ける者においてともに署名捺印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継をしなければならない。

(帳簿及び書類の保存)

第百九十一條 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び領収書その他の支出を証すべき書面を、第百八十九條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書提出の日から二年間、保存しなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第百九十二條 第百八十九條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会、全国選挙管理委員会の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。

2 前項の規定による公表は、全国選挙管理委員会にあつては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあつては都道府県の公報により、市町村の選挙管理委員会にあつてはその予め告示をもつて定めるところの周知させ易い方法によつて行ふ。

3 第百八十九條の規定による報告

書は、当該選挙管理委員会において、受理した日から二年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

(報告書の調査に関する資料の要求)

第百九十三條 全国選挙管理委員会、都道府県の選挙管理委員会又は市町村の選挙管理委員会又は第百八十九條(選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出)の規定による報告書の調査に關し必要があると認めるときは、公職の候補者その他関係人に對し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(選挙運動に関する支出金額の制限)

第百九十四條 選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による数を政令で定める金額に乘じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員 当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

二 参議院議員 通常選挙における当該選挙区内

の議員の定数(全国選出議員については通常選挙における議員の定数)をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長の選挙 その選挙の期日の公示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

五 教育委員会の委員の選挙 もつてその選挙の期日の公示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

2 第百七十七條第一項(長の決選投票

の議員の定数(全国選出議員については通常選挙における議員の定数)をもつてその選挙の期日の公示又は告示の日において当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

第百七十七條第一項(長の決選投票

票の場合の選挙における選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、前項の規定による地方公共団体の長の選挙についての額の六分の二に相当する額を超えることができない。

3 前二項の場合において百円未満の端数があるときは、その端数は、百円とする。

(選挙の一部無効及び繰延投票の場合の選挙運動に関する支出金額の制限)

第九十五條 選挙の一部無効に因る再選挙における選挙運動に関する支出の金額は、前條の規定にかかわらず、公職の候補者一人につき、左の各号の区分による数を政令で定める金額に乘じて得た額を、超えることができない。

一 衆議院議員 当該選挙区内の議員の定数をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

二 参議院議員の選挙

通常選挙における当該選挙区内の議員の定数(全国選出議員については通常選挙における議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日

において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

三 地方公共団体の議会の議員の選挙 当該選挙区内の議員の定数(選挙区がないときは議員の定数)をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

四 地方公共団体の長の選挙 その選挙の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数

五 教育委員会委員の選挙 定例選挙における委員の定数をもつてその選挙の期日の告示の日において関係区域における当該選挙人名簿に登録されている者の総数を除して得た数

2 第五十七條第一項(繰延投票の規定により投票を行う場合におけるその選挙運動に関する支出の金額は、公職の候補者一人につき、

前項の規定に準じて算出した額を超えることができない。但し、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会において必要があると認めるときは、減額することができ。

3 前條第三項の規定は、前二項の場合に、準用する。

(選挙運動に関する支出金額の制限額の告示)

第九十六條 当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、当該選挙の期日の告示又は告示があつた後、直ちに、前二條の規定による額を告示しなければならない。

(選挙運動に関する支出とみなされないものの範囲)

第九十七條 左の各号に掲げる支出は、選挙運動に関する支出でないものとみなす。

一 立候補準備のために要した支出で公職の候補者又は出納責任者となつた者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの

二 第八十六條(公職の候補者の立候補の届出)第一項から第四項まで及び第六項の届出があつた後又は第九十七條第一項(長の決選投票の場合)の規定により公職の候補者となつた後公職の候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの

三 公職の候補者が乗用する自動車馬等のために要した支出

四 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した

支出

五 選挙運動に關し支拂う国又は地方公共団体の租税又は手数料

2 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員の委員の選挙においては、第四十一條第一項(選挙運動に使用する場合)の規定による自動車を使用するために要した支出も、また前項と同様とする。

(選挙運動に關する支出金額の制限額超過による当選無効)

第九十八條 公職の候補者のために支出された選挙運動に関する支出の金額が第九十六條(選挙運動に關する支出金額の制限額の告示)の規定により告示された額を超えたときは、その公職の候補者の当選を無効とする。但し、公職の候補者及び推薦届出者が出納責任者又はこれに代つてその職務を行つた者の選任及び監督につき相当の注意をし、且つ、出納責任者又はこれに代つてその職務を行つた者において選挙運動に關する支出につき過失がなかつたときは、この限りでない。

(特定人の寄附の禁止)

第九十九條 左の各号に掲げる者は、選挙に關し、寄附をしてはならない。但し、第一号に掲げる者がその属する政党その他の政治団体又はその支部に對し寄附をする場合及び当該選挙の關係区域外にある者に對し寄附をする場合は、この限りでない。

一 当該選挙の公職の候補者
二 衆議院議員及び参議院議員の

選挙に關しては国と、地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙に關しては当該地方公共団体と、請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

三 昭和二十二年勅令第一号第三條にいう覚書担当者

(特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止)

第二百條 何人も、選挙に關し、前條各号に掲げる者に対して寄附を勧誘し又は要求してはならない。

2 何人も、選挙に關し、前條各号に掲げる者(同條但書の規定に該当する場合を除く)並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

(匿名の寄附等の禁止及び国庫帰属)

第二百一條 何人も、選挙に關し、本人の名義以外の名義を用いた寄附及び匿名の寄附をしてはならない。

2 何人も、前項の寄附を受けてはならない。

3 第一項の規定に違反して寄附がなされたときは、その寄附にかかる金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとし、これが保管者において、国庫に納付の手續をとらなければならない。

第十五章 争訟

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する異議の申立及び訴願)

第二百二條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、当該選挙の日から十四日以内に、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に對して異議の申立をすることができ、

2 前項の期間は、地方公共団体の長の選挙について第百十七條第一項《決選投票》又は第百二十八條《決選投票の同時選挙》第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、第百十七條第一項若しくは第三項又は第百二十八條第一項若しくは第三項の選挙の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に對して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する訴訟)

第二百三條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に對する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第二百十五條《決定書、裁決書の要旨の告示》の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙の効力に關する訴訟は、前條第一項の規定による異議の申立に對する決定及び同條第三項の規定による訴願に對する裁決を受けた後でなければ提起することができない。

(衆議院議員及び参議院議員の選挙の効力に關する訴訟)

第二百四條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、その選挙の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては全国選挙管理委員会の委員長を被告とし、当該選挙の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第二百五條 選挙の効力に關し異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合において、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合に限り、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙においてその当選の効力に關し異議がある選挙人又は公職の候補者は、第百一一條第二項《当選人決定の告示》又は第百六條第二項《当選人がない場合等の告示》の告示の日から十四日以内に、文書で当該選挙に關する事務を管理する選挙管理委員会に對して異議の申立をすることができ、

2 前項の期間は、地方公共団体の長の選挙について第百十七條第一項《決選投票》又は第百二十八條《決選投票の同時選挙》第一項若しくは第三項の選挙を行つた場合においては、これらの選挙に關する第百一一條第二項又は第百六條第二項の告示の日から起算する。

3 前二項の規定により市町村の選挙管理委員会に對して異議の申立をした場合において、その決定に不服がある者は、その決定があつた日から二十一日以内に、文書で当該都道府県の選挙管理委員会に訴願を提起することができる。

(地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に關する訴訟)

第二百七條 地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙において、前條第一項の異議の申立若しくは同條第三項の訴願に對する都道府県の選挙管理委員会の決定又は裁決に不服がある者は、その決定書若しくは裁決書の交付を受けた日又は第二百十五條《決定書、裁決書の要旨の告示》の規定による告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

2 第二百三條第二項《選挙の効力に關する訴訟における異議の申立及び訴願の前置主義》の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の当選の効力に關する訴訟を提起する場合に、準用する。

(衆議院議員及び参議院議員の当選の効力に關する訴訟)

第二百八條 衆議院議員及び参議院議員の選挙において、当選をしなかつた者で当選の効力に關し異議がある者は、当選人を被告とし、第百一一條第二項《当選人決定の告示》及び第百六條第二項《当選人がない場合等の告示》の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。但し、第九十五條第一項但書《法定得票数》の規定による得票に達したとの理由、第九十八條《被選挙権の喪失と当選人の決定》、第九十九條《被選挙権の喪失に因る当選人の失格》若しくは第百三條第一項《兼職禁止の職を辞さない場合の当選人の失格》の規定に該當しないとの理由又は第百條第五項《無投票当選の場合の被選挙権の有無の決定》の決定が違法であるとの理由に因り、訴訟を提起する場合においては、衆議院議員及び参議院(地方選出)議員の選挙にあつては当該都道府県の選挙管理委員会の委員長を、参議院(全国選出)議員の選挙にあつては全国選挙管理委員会の委員長を被告としなければ

ならない。

2 前項の規定による訴訟の裁判確定前に当選人が死亡したときは、検察官が被告となる。

(当選の効力に關する訴訟における選挙の無効の決定、裁決又は判決)

第二百九條 前三條の規定による当選の効力に關する異議の申立、訴願の提起又は訴訟の提起があつた場合においても、その選挙が第二百五條《選挙の無効の決定、裁決又は判決》の場合に該當するときは、当該選挙管理委員会又は裁判所は、その選挙の全部又は一部の無効を決定し、裁決し又は判決しなければならない。

(選挙運動に關する支出金額の制限超過に因る当選無効の訴訟)

第二百十條 第百九十八條《選挙運動に關する支出金額の制限超過の場合》の規定により当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、第百一一條第二項《当選人決定の告示》の告示の日から三十日以内に、高等裁判所に、訴訟を提起することができる。

(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟)

第二百十一條 選挙運動を総括主宰した者が第百二十一條《買収及び利誘罪》、第百二十二條《多数買収及び多数利誘罪》、第百二十三條《公職の候補者及び当選人に對する買収及び利誘罪》の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一條第一項後段《総括主宰者の選挙犯罪

に因る当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(出納責任者の報告義務違反に因る当選無効の訴訟)
第二百二十二条 出納責任者が第二百四十七條(報告書提出の義務違反)の罪を犯し刑に処せられたため、第二百五十一條第二項(出納責任者の報告書提出の義務違反に因る当選無効)の規定により当該当選人の当選を無効であると認める選挙人又は公職の候補者は、当選人を被告とし、その裁判確定の日から三十日以内に、高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(訴訟の提起と処分の執行)
第二百二十四条 本章に規定する異議の申立、訴訟の提起又は訴訟の提起があつても、処分の執行は、停止しない。

(決定書、裁決書の交付及びその要旨の告示)
第二百二十五条 第二百二條第一項(選挙の効力に関する異議の申立)及び第二百六條第一項(当選の効力に関する異議の申立)の異議の申立に対する決定又は第二百二條第三項(選挙の効力に関する訴訟)及び第二百六條第三項(当選の効力に関する訴訟)の訴訟に対する裁判は、文書をもつてし、理由を附けて申立人に交付するとともに、その要旨を告示しなければならない。

(訴訟法の適用)
第二百二十六条 第二百二條第三項(選挙の効力に関する訴訟)及び第二百六條第三項(当選の効力に関する訴訟)の訴訟については、本章に規定するものを除く外、訴訟法(明治二十三年法律第五号)第六條(訴願書)、第七條第二項(共同訴願)、第九條(訴願の却下及び還付)、第十條第一項(訴願書の差出)、第十三條(審理)及び第十六條(裁決の拘束力)の規定を適用する。

2 前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわらず速かにその裁判をしなければならない。

(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百一十一條(選挙運動総括主宰者の選挙犯罪の場合)又は第二百一十二條(出納責任者の報告義務違反の場合)の規定により当選人を被告とする訴訟は、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の所在地を管轄する高等裁判所の専属管轄とする。

(選挙関係訴訟におはる檢察官の立会)
第二百二十八条 裁判所は、本章の規定による訴訟を裁判するに当り、檢察官をして口頭弁論に立ち合わせる事ができる。

(選挙関係訴訟に対する訴訟法規の適用)
第二百二十九条 本章の規定による訴訟については、本章に特別の定めがあるものを除いては、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第八條(職権による訴訟参加)、第九條(職権証調)、第十條第七項(民訴の仮処分の規定の排除)及び第十二條(確定判決の拘束力)の規定を適用する外、民事訴訟に関する法律の定めるところによる。

(選挙関係訴訟についての通知及び判決書謄本の送付)
第二百三十条 第二百三條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百四條(選挙の効力に関する訴訟)、第二百七條(当選の効力に関する訴訟)又は第二百八條(当選の効力に関する訴訟)の規定による訴訟が提起されたときは、裁判所の長は、その旨を、全国選挙管理委員会に通知し、且つ、関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならない。その訴訟が係属しなくなつたときも、また同様とする。

2 第二百十條(選挙運動の法定支出額超過の場合)、第二百一十一條

(買収及び利誘罪)
第二百一十一條 左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。

一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供與、その供與の申込若しくは約束をし又は受接待、その申込若しくは約束をしたとき。

二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくは止めたこと又はその周旋勸誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供與、受接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込を承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、四年以下の懲役若しくは禁錮、又は七万五千円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官吏若しくは警察吏員がその關係区域内の選挙に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。

三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくは止めたこと又はその周旋勸誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供與、受接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込を承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込若しくは約束をし又は選挙運動者がその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込を承諾したとき。

(多数人員収及び多数人利害誘導罪)

第二百二十二條 左の各号に掲げる行為をした者は、五年以下の懲役又は禁じに処する。

一 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をし又はさせたとき。

二 財産上の利益を図る目的をもつて公職の候補者のため多数の選挙人又は選挙運動者に対し前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号に掲げる行為をするを請け負い若しくは請け負わせ又はその申込をしたとき。

2 前條第一項第一号から第三号まで、第五号又は第六号の罪を犯した者が常習者であるときも、また前項と同様とする。

(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)

第二百二十三條 左の各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁じ又は七万五千円以下の罰金に処する。

一 公職の候補者たること若しくは公職の候補者となろうとすることを止めさせる目的をもつて公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者に対し又は当選人を辞させる目的をもつて当選人に対し第二百二十一條《買収及び利害誘導罪》第一項第一号又は第二号に掲げる行為を

したとき。

二 公職の候補者たること若しくは公職の候補者となろうとすることを止めたこと、当選を辞したこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて公職の候補者であつた者、公職の候補者となろうとした者又は当選人であつた者に対し第二百二十一條第一項第一号に掲げる行為をしたとき。

三 前二号の供與、饗応接待を受け若しくは要求し、前二号の申込を承諾し又は第一号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

四 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をなしたとき。

2 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員が当該選挙に関し前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁じ又は十万円以下の罰金に処する。公安委員会の委員又は警察官若しくは警察吏員がその關係区域内の選挙に関し前項の罪を犯したときも、また同様とする。

(買収及び利害誘導罪の場合の没収)

第二百二十四條 前三條の場合において收受し又は交付を受けた利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(選挙の自由妨害罪)

第二百二十五條 選挙に関し、左の

各号に掲げる行為をした者は、四年以下の懲役若しくは禁じ又は七万五千円以下の罰金に処する。

一 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人に対し暴行若しくは威力を加え又はこれを拐引したとき。

二 交通若しくは集会の便を妨げ又は演説を妨害しその他偽計詐術等不正の方法をもつて選挙の自由を妨害したとき。

三 選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者若しくは当選人又はその關係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の利害關係を利用して選挙人、公職の候補者、公職の候補者となろうとする者、選挙運動者又は当選人を威迫したとき。

(選挙の自由妨害罪)

第二百二十六條 選挙に関し、官吏若しくは吏員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは選挙分会長が故意にその職務の執行を怠り又は正当な理由がなくて公職の候補者若しくは選挙運動者に追隨し、その居宅若しくは選挙事務所に立ち入る等その職権を濫用して選挙の自由を妨害したときは、四年以下の禁じに処する。

2 官吏若しくは吏員、選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者又は選挙長若しくは

くは選挙分会長が選挙人に対し、その投票しようとし又は投票した被選挙人の氏名の表示を求めたときは、六月以下の禁じ又は七千五百円以下の罰金に処する。

(投票の秘密侵害罪)

第二百二十七條 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員、立会人又は監視者が選挙人の投票した被選挙人の氏名を表示したときは、二年以下の禁じ又は二万五千円以下の罰金に処する。その表示した事実が虚偽であるときも、また同様とする。

(投票関係罪)

第二百二十八條 投票所又は開票所において正当な理由がなくて選挙人の投票に関涉し又は被選挙人の氏名を認知する方法を行つた者は、一年以下の禁じ又は一万五千円以下の罰金に処する。

2 法令の規定によらないで投票箱を開き又は投票箱の投票を取り出した者は、三年以下の懲役若しくは禁じ又は五万円以下の罰金に処する。

(選挙事務関係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等)

第二百二十九條 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、立会人若しくは選挙監視者に暴行若しくは脅迫を加え、投票所、開票所、選挙会場若しくは選挙分会場を騷擾し又は投票、投票箱その他関係書類を抑留、毀壞若しくは奪

取した者は、四年以下の懲役又は禁じに処する。

(多衆の選挙妨害罪)

第二百三十條 多衆集合して第二百五條《選挙の自由妨害罪》第一号又は前條の罪を犯した者は、左の區別に従つた処断する。

一 首魁は、一年以上七年以下の懲役又は禁じに処する。

二 他人を指揮し又は他人に率先して勢を助けた者は、六月以上五年以下の懲役又は禁じに処する。

三 附和随行した者は、二千五百円以下の罰金又は科料に処する。

2 第二百五條第一号又は前條の罪を犯した多衆集合し当該公務員から解散の命令を受けることが三回以上に及んでもなお解散しないときは、首魁は、二年以下の禁じに処し、その他の者は、二千五百円以下の罰金又は科料に処する。

(兇器携帯罪)

第二百三十一條 選挙に関し、銃砲、刀劍、棍棒その他人を殺傷するに足るべき物件を携帯した者は、二年以下の禁じ又は二万五千円以下の罰金に処する。

2 当該警察官及び警察吏員は、必要と認める場合においては、前項の物件を領置することができる。(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)

第二百三十二條 前條の物件を携帯して投票所、開票所、選挙会場又

は選挙分会場に入つた者は、三年以下の禁、又は五万円以下の罰金に処する。

(携帯兇器の没収)

第二百三十三條 前二條の罪を犯した場合においては、その携帯した物件を没収する。

(選挙犯罪のせん動罪)

第二百三十四條 演説又は新聞紙、雑誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、第二百三十一條(買収及び利害誘導罪)、第二百二十二條(多数人買収及び多数人利害誘導罪)、第二百二十三條(公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪)、第二百二十五條(選挙の自由妨害罪)、第二百二十八條(投票関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等)、第二百三十條(多衆の選挙妨害罪)、第二百三十一條(兇器携帯罪)又は第二百三十二條(投票所、開票所、選挙会場等における兇器携帯罪)の罪を犯させる目的をもつて人をせん動した者は、一年以下の禁、又は一万五千元以下の罰金に処する。但し、新聞紙及び雑誌にあつては、なお、その編集人及び実際に編集を担当した者を罰する。

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五條 演説又は新聞紙、雑誌、引札、ポスターその他いかなる方法をもつてするを問わず、左の各号に掲げる行為をした者は、二年以下の禁、又は二万五千元以下の罰金に処する。新聞紙及

び雑誌にあつては、前條但書の例による。

一 当選を得又は得させる目的をもつて公職の候補者の身分、職業又は経歴に関し虚偽の事項を公にしたとき。

二 当選を得させない目的をもつて公職の候補者に関し虚偽の事項を公にしたとき。

2 第四百四十八條(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)第一項但書の規定に違反して新聞紙又は雑誌が選挙の公正を害したときも、また前項と同様とする。

(詐偽登録、虚偽宣言罪等)

第二百三十六條 詐偽の方法をもつて選挙人名簿に登録された者又は第五十條第一項(選挙人の確認のための宣言)の場合において虚偽の宣言をした者は、二千五百円以下の罰金に処する。

2 第二十一條(船員の基本選挙人名簿の調製)の規定に違反して船員名簿の提出を怠つた者も、また前項と同様とする。

(詐偽投票及び投票偽造、増減罪)

第二百三十七條 選挙人でない者が投票をしたときは、一年以下の禁、又は一万五千元以下の罰金に処する。

2 氏名を詐称しその他詐偽の方法をもつて投票した者は、二年以下の禁、又は二万五千元以下の罰金に処する。

3 投票を偽造し又はその数を増減した者は、三年以下の懲役若しくは禁、又は五万円以下の罰金に処する。

4 選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員、立会人又は監視者が前項の罪を犯したときは、五年以下の懲役若しくは禁、又は五万円以下の罰金に処する。

(立会人の義務懈怠罪)

第二百三十八條 立会人が正当な理由がなくてこの法律に規定する義務を欠くときは、二千五百円以下の罰金に処する。

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の禁、又は一万五千元以下の罰金に処する。

一 第二百二十九條(選挙運動の期間)又は第二百三十七條(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)の規定に違反して選挙運動をした者

二 第二百三十四條(選挙事務所の閉鎖命令)の規定による命令に従わない者

三 第二百三十八條(戸別訪問)の規定に違反して戸別訪問をした者(選挙事務所、休憩所等の制限違反)

第二百四十條 左の各号の一に該当する者は、七千五百円以下の罰金に処する。

一 第二百三十一條(選挙事務所の致)の規定による定数を超えて選挙事務所を設置した者

して選挙事務所を設置した者

三 第二百三十三條(休憩所等の禁止)の規定に違反して休憩所その他これに類似する設備を設けた者

(選挙事務所設置違反、特定公務員等の選挙運動の禁止違反)

第二百四十一條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の禁、又は七千五百円以下の罰金に処する。

(選挙事務所設置違反)

第二百四十二條 第二百三十九條第二項(選挙事務所の設置及び異動の届出)の届出を怠つた者は、二千五百円以下の罰金に処する。

(選挙運動に関する各種制限違反、その一)

第二百四十三條 左の各号の一に該当する者は、二年以下の禁、又は三千元以上五万円以下の罰金に処する。

一 第二百三十九條(飲食物の提供の禁止)の規定に違反して飲食物を提供した者

二 第二百四十一條第一項(自動車、拡声機及び船舶の使用)の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者

を頒布した者

四 第四百三十三條(文書図画の掲示)又は第四百三十四條(ポスターの致)の規定に違反して文書図画を掲示した者

五 第四百三十六條(文書図画の頒布又は掲示につき禁止を免れる行為の制限)の規定に違反して文書図画を頒布し又は掲示した者

六 第四百三十八條(新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由)第二項の規定に違反して新聞紙又は雑誌を頒布し又は掲示した者

(新聞広告)

第四百三十九條第一項(新聞広告)の規定に違反して新聞広告をした者

八 第四百四十四條(立会演説会における演説者)第一項又は第二項の規定に違反した演説をした者

九 第四百四十五條(立会演説会開催当日の他の演説会等の制限)の規定に違反して演説会を開催し又は演説をした者

十 第四百四十六條(特定の建物及び施設における演説の禁止)の規定に違反して演説をした者(選挙運動に関する各種制限違反、その二)

第二百四十四條 左の各号の一に該当する者は、一年以下の禁、又は千円以上三万円以下の罰金に処する。

四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者

三 第四百四十五條（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して文書、図画を掲出した者

四 第四百四十七條第一項（文書、図画の撤去）の規定による撤去の処分に従わなかつた者

五 第五百五十九條（立会演説会場の秩序保持）の規定による退去の処分に従わなかつた者

六 正当な理由がなく、第七百十六條第二項（特殊乗車券等の返還）又は第七百七十七條第二項（燃料及び用紙の返還）の規定による返還をしなかつた者

（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）

第二百四十五條 第七百七十八條（選挙期日後の挨拶行為の制限）の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）

第二百四十六條 左の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。但し、第二号、第三号、第五号又は第八号に掲げる虚偽の記入をした者又は第九号に掲げる虚偽の報告若しくは資料を提出した者に科する罰金は、五万円以上五万円以下とする。

一 第八十八條（届出前の寄附の受領及び支出の禁止）の規定に違反して寄附を受け又は支出をしたとき。

二 第八十五條（会計帳簿の備付及び記載）の規定に違反して会計帳簿を備えず又は会計帳簿に記載をせず若しくはこれに虚偽の記入をしたとき。

三 第八十六條（明細書の提出）の規定に違反して明細書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をしたとき。

四 第八十七條第一項（出納責任者の支出権限）の規定に違反して支出をしたとき。

五 第八十八條（領收書等の徴収及び送付）の規定に違反して領收書その他の支出を証すべき書面を徴せず若しくはこれを送付せず又はこれに虚偽の記入をしたとき。

六 第九十條（出納責任者の事務引継）の規定による引継をしなかつたとき。

七 第九十一條（帳簿及び書類の保存）の規定に違反して会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面を証すべき書面を保存しなかつたとき。

八 第九十一條の規定により保存すべき会計帳簿、明細書又は領收書その他の支出を証すべき書面に虚偽の記入をしたとき。

九 第九十三條（報告書の調査に関する資料の要求）の規定による報告若しくは資料の提出を拒み又は虚偽の報告若しくは資料を提出したとき。

（報告書提出の義務違反）
第二百四十七條 第八十九條（選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出）の規定に違反して報告書の提出を怠り、又はこれに虚偽の記入をした者は、五年以下の禁錮又は五万円以上十万円以下の罰金に処する。

（寄附の制限違反）
第二百四十八條 第九十九條（特定人の寄附の禁止）第一号及び第二号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、三年以下の禁錮又は五万円以上五万円以下の罰金に処する。第二百一十一條第一項（匿名の寄附等の禁止）の規定に違反して寄附をした者も、また同様とする。

2 第九十九條第三号に掲げる者が同條の規定に違反して寄附をしたときは、六月以上三年以下の禁錮に処する。

（寄附の勧誘、要求等の制限違反）
第二百四十九條 第二百條（特定人に対する寄附の勧誘、要求等の禁止）第一項の規定に違反して寄附を勧誘し若しくは要求し又は同條第二項若しくは第二百一十一條第二項（匿名の寄附等の受領の禁止）の規定に違反して寄附を受けた者は、三年以下の禁錮又は五万円以上五万円以下の罰金に処する。

（禁錮及び罰金の併科、重過失の処罰）
第二百五十條 第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）、第二百四十七條（報告書提出の義務違反）、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び前條の罪を犯した者には、情状に因り、禁錮及び罰金を併科することができ

る。

2 重大な過失に因り、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條第一項及び前條の罪を犯した者も、処罰するものとする。但し、裁判所は、情状に因り、その刑を減輕することができる。

（当選人、総括主宰者、出納責任者の犯罪に因る当選無効）
第二百五十一條 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）を犯し刑に処せられたときは、その当選を無効とする。選挙運動を総括主宰した者が第二百一十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）又は第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）の罪を犯したときは、その当選を無効とする。

第二百五十二條 本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）を犯した者で、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）禁錮以上の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から刑の執行を受けるまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。裁判が確定した後刑の執行を受けることがなくなるまでの間も、また同様とする。

2 第二百一十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）又は第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）の罪につき刑に処せられた者で更に第二百一十一條から第二百二十三條までの罪につき刑に処

せられたときは、当該当選は無効とする。

2 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選は無効とする。

2 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選は無効とする。

選人の当選は、無効とする。但し、当選人がその出納責任者の選任及び監督につき相当の注意をしたときは、この限りでない。

（選挙犯罪に因る処罰者に対する選挙権及び被選挙権の停止）
第二百五十二條 本章に掲げる罪（第二百四十五條（選挙期日後の挨拶行為の制限違反）、第二百四十六條（選挙運動に関する収入及び支出の規正違反）第二号から第九号まで、第二百四十八條（寄附の制限違反）及び第二百四十九條（寄附の勧誘、要求等の制限違反）の罪を除く。）を犯した者で、その裁判が確定した日から五年間（刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間）禁錮以上の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から刑の執行を受けるまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。裁判が確定した後刑の執行を受けることがなくなるまでの間も、また同様とする。

2 第二百一十一條（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二條（多数人買収及び多数人利害誘導罪）又は第二百二十三條（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）の罪につき刑に処せられた者で更に第二百一十一條から第二百二十三條までの罪につき刑に処

せられたときは、当該当選は無効とする。

2 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選は無効とする。

2 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選は無効とする。

2 出納責任者が第二百四十七條（報告書提出の義務違反）の罪を犯し刑に処せられたときは、当該当選は無効とする。

せられた者については、前項の五年間は、十年間とする。

3 裁判所は、情状に因り、刑の言渡と同時に第一項に規定する者に對し同項の五年間又は刑の執行猶予中の期間選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず若しくは又は前項に規定する者に對し同項の十年間の期間を短縮する旨を宣告することができる。

(罪の時効)

第二百五十三條 第二百四十六條《選挙運動に関する収入及び支出の規正違反》、第二百四十七條《報告提出の義務違反》、第二百四十八條《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求等の制限違反》の罪の時効は、二年を経過することにより完成する。

2 第二百三十七條《投票の偽造及び増減罪》第三項及び第四項の罪の時効は、一年を経過することにより完成する。

3 前二項に掲げる罪以外の本章の罪の時効は、六箇月を経過することにより完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、一年とする。

(当選人等の処刑の通知)

第二百五十四條 当選人がその選挙に關し本章に掲げる罪(第二百四十五條《選挙期日後の挨拶行為の制限違反》、第二百四十六條《選挙運動に関する収入及び支出の規正違反》第二号から第九号まで、第二百四十八條《寄附の制限違反》及び第二百四十九條《寄附の勧誘、要求

等の制限違反)の罪を除く。)を犯し刑に処せられたとき、選挙運動を総括主宰した者が第二百二十一條《買収及び利害誘導罪》、第二百二十二條《多数人買収及び多数人利害誘導罪》若しくは第二百二十三條《公職の候補者及び当選人に對する買収及び利害誘導罪》の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七條《報告書提出の義務違反》の罪を犯し刑に処せられたときは、裁判所の長は、その旨を全国選挙管理委員会に通知し、且つ、関係地方公共団体の長を経て当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に通知しなければならぬ。衆議院議員又は参議院議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、衆議院議長又は参議院議長に、地方公共団体の議会の議員たる当選人が刑に処せられた場合においては、当該議会の議長に、教育委員会の委員たる当選人が刑に処せられた場合においては、併せて通知しなければならない。

(不在者投票の場合の罰則の適用) 第二百五十五條 第四十九條《不在者投票の規定による投票については、その投票を管理すべき者はこれを投票管理者、その投票を記載すべき場所はこれを投票所、その投票に立ち会ふべき者はこれを投票立会人とみなして、本章の規定を適用する。

第十七章 補則

(衆議院議員の任期の起算) 第二百五十六條 衆議院議員の任期は、総選挙の期日から起算する。但し、任期満了に因る総選挙が衆議院議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(参議院議員の任期の起算) 第二百五十七條 参議院議員の任期は、前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日から起算する。但し、通常選挙が前の通常選挙による参議院議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、通常選挙の期日から起算する。

(地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の任期の起算) 第二百五十八條 地方公共団体の議会の議員の任期は、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る一般選挙が地方公共団体の議会の議員の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 教育委員会の委員の任期は、定例選挙の日から起算する。
(地方公共団体の長の任期の起算) 第二百五十九條 地方公共団体の長の任期は、選挙の日から起算する。但し、任期満了に因る選挙が地方公共団体の長の任期満了の前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
(補欠議員並びに教育委員会の委員の補充委員及び補欠委員の任期) 第二百六十條 衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員の補欠議員は、それぞれその前任者の残任期間に在任する。

2 地方公共団体の議会の議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員は、一般選挙により選挙された議員の任期満了の日まで在任する。

3 教育委員会の委員のうち第九十七條第五項《次点者からの繰上補充者》及び第九十二條第四項《欠員の場合の次点者からの繰上補充者》の規定により当選人となつたものは、補充委員とし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日の前日まで在任する。

4 前項に規定する場合を除く外、教育委員会の委員の補充委員は、前任者の残任期間に在任する。但し、前項の補充委員の後任者となつた委員は、当該補充委員の前任者と在任期間を同じくする委員の在任期間に在任する。
(選挙管理費用の国と地方公共団体との負担区分) 第二百六十一條 選挙に関する費用で国と地方公共団体とが負担するものの区分については、本章に特別の規定があるものを除く外、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の定めるところによる。

(各選挙に通ずる選挙管理費用の国庫負担) 第二百六十二條 選挙に関する左に掲げる費用は、国庫の負担とする。
一 選挙人名簿の調製に要する費用
二 点字器の調製に要する費用
三 第三百五十二條《国会議員、知事及び都道府県教育委員の選挙

の立会演説会》の規定により行う立会演説会の開催に要する費用
四 第四百六十七條《国会議員、知事及び都道府県教育委員の選挙公報》の規定による選挙公報の発行に要する費用
五 第九十二條《すべての選挙における選挙運動に関する収入及び支出の報告書》の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用
(衆議院議員及び参議院議員の選挙管理費用の国庫負担) 第二百六十三條 衆議院議員及び参議院議員の選挙に関する左に掲げる費用は、国庫の負担とする。
一 投票の用紙及び封筒、第四十九條《不在者投票》の規定による投票に関する特別投票者証明書及びその封筒並びに投票箱の調製に要する費用
二 選挙事務のため都道府県及び市町村の選挙管理委員会、投票管理者、開票管理者、選挙長及び選挙分会長において要する費用
三 投票所、開票所、選挙会場及び選挙分会場に要する費用
四 第四十九條の規定による投票に関する選挙事務のため特別投票管理者において要する費用及びその投票記載の場所に要する費用
五 投票管理者、開票管理者、選挙長、選挙分会長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人に対する報酬及び費用弁償に要する

費用で全国選挙管理委員会の定めるもの

六 第四百二十二條第一項《選挙運動用の通常葉書》の規定による通常葉書の費用

七 第四百四十四條《選挙運動用のポスター》の規定によるポスターに使用する用紙の費用

八 第四百四十九條《選挙に関する新聞広告》の規定による新聞広告に要する費用

九 第五百五十條《政見放送》及び第
百五十一條《経歴放送》の規定に
よる放送に要する費用

十 第百六十一條《公営施設使用の個人演説会》の規定による個人演説会のための施設（設備を

十一 第七十三條《公職の候補者の氏名等の揭示》の規定によ

る揭示に要する費用

十二 第七十六條《選挙運動のための交通機関の利用》の規定

による交通機関の使用に要する費用

長並びに教育委員会の委員の選挙
管理費用の地方公共団体負担）
第二百六十四條 地方公共団体の議
会の議員及び長並びにその教育委

- 員会の委員の選挙に関する左に掲げる費用は、当該地方公共団体の負担とする。
- 一 前條第一号から第四号まで及び第十号に掲げる費用
 - 二 前條第五号に掲げる者に対する報酬及び費用弁償に要する費用

2 都道府県知事の選挙に関する前
條第六号から第九号まで、第十二
号及び第十二号に掲げる費用並び
に都道府県教育委員会の委員の
選挙に関する前條第六号、第九
号、第十一号及び第十二号に掲げ
る費用については、当該都道府県
の負担とする。

3 都道府県の議会の議員、都道府県知事及び都道府県の教育委員会の委員の選挙と市町村の議会の議員、市町村長及び市町村の教育委員会の委員の選挙を同時に行う場合の費用の負担区分については、関係地方公共団体が協議して定める。

（特別市の特別）
第二百六十五條

県に關する規定並びに市に關する規定のうち第九條「選挙権」第二項から第五項まで及び第十五條第六項（所屬選挙区）の規定は、特別市に適用する。この場合において、特別市の行政区は、市とみなす。

2 衆議院議員、参議院議員、特別市の議会の議員及び長並びに特別市の教育委員会の委員の選挙に關してこの法律の規定を適用するについては、第九條第二項から第五項まで及び第十五條第六項に規定する場合を除く外、行政区を市とみなす。

3 前二項に規定するものの外、特別市に関するこの法律の規定の適用につき必要な事項は、政令で定める。

(特別区の特例)
第二百六十六條

する規定は、特別区に適用する。

但し、第九條（選舉權）第二項及び第三項並びに第二十六條（補充選挙人名簿の調製）第二項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來市町村の区域内」とあるのは「三箇月以來特別区の存する区域」と読み替へるものとする。第二十条（基本選挙人名簿の調製）第二項及び第二十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「三箇月以來その市町村の区域内に住所を有する」とあるのは「三箇月以來特別区の存する区域内に住所を有し、且つ、その日に於いてその特別区内に住所を有する」と読み替へるものとする。

(地方公共団体の組合の特例)

第二百六十七條 地方公共団体の組合の選挙及びその組合に設置した教育委員会の委員の選挙については、法律に特別の定があるものを除く外、都道府県及び特別市の加入するものにあつてはこの法律中、都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県及び特別市の加入しないものにあつてはこの法律中市に関する規定、その他のものにあつてはこの法律中町村に関する規定を適用する。

衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員及び長並びに都道府県の教育委員会の委員の選挙に關してこの法律の規定を適用するについては、全部事務組合又は役場事務組合は一町村とみなし、その組合役場は町村役場とみなす。

(財産区の特例)

第二百六十八條 財産区の議会の議員の選挙については、地方自治法第二百九十五條（財産区に関する條例の設定）の規定による條例で規定するものを除く外、この法律中町村の議会の議員の選挙に関する規定を適用する。但し、被選挙権の有無は、市町村又は特別市若しくは特別区の議会が決定する。

(特定の市に対する本法の適用関係)
第二百六十九條 衆議院議員、参議

院議員、都道府県の議会の議員及び長、都道府県の教育委員会の委員の選挙並びに地方自治法第百五十五條第二項（区を設ける指定市）

の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙に關してこの法

律の規定を適用するについては、当該市においては、区を市とみなす。区への選挙管理委員会及び選挙管理委員会並びに選挙管理委員会を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員会とみなす。但し、

法律に規定する住所に関する要件にかかわらず、引き続き三箇月以來市町村の区域内に住所を有していた者で天災事変等に因りやむなく他の市町村の区域内に住所を移したものの例による。

2 この法律に規定する住所に関する要件を定めるに当つては、病院その他の療養施設に入院加療中の者に対しては、その入院加療中の場所にその住所があるものと推定してはならない。

3 前項の規定は、入院加療中の者の選挙権の行使を妨げる意味を有するものと解釈してはならない。

(都道府県の議会の議員の選挙区

の特例

第二百七十二条 二の法律の施行の
 第二百七十一条 第十五條第一項
 《都道府県の議会の議員の選挙区》
 中郡とあるのは、都においては支
 庁の所管区域を含み、道において
 は支庁の所管区域とする。
 （施行に関する命令等）

第二百十二條 この法
 ための手続その他その
 必要は規定は、命令で

2 この法律中「章」、「條」及び「項」の下に付したかつこ「」書は、各條項を引用する場合の便宜をはかるための見出しであつて、各規

定の内容を限定する意味を有するものと解釈されてはならない。

(選挙政令の立案及び選挙事務の
委員)

第二百七十三條 選挙に関する政令は、全国選挙管理委員会の立案するところにより定むべきものとする。

2 都道府県又は市町村の選挙管理委員会が、都道府県知事又は市町村長の承認を得て、当該都道府県又は市町村の補助機関たる職員に選挙に関する事務を委嘱したときは、これらの職員は、忠実にその事務を執行しなければならない。

附 則

1 この法律は、昭和二十五年五月一日から施行する。

2 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の適用を受けない者の選挙権及び被選挙権は、当分の間、停止する。

3 前項の者は、選挙人名簿に登録することができない。

4 海上の交通がとぎれその他特別の事情がある地域で政令で指定するものにおいては、政令で定めるまでは、選挙は、行わない。

5 前項に掲げる地域において初めて行う選挙に關し必要な事項は、政令で定める。

別表第一

議員数

選挙区

北海道

第一区

札幌市 小樽市 石狩市 内 後志支庁管

五人

第二区

旭川市 稚内市 上川市 内 宗谷支庁管 留萌支庁管

四人

第三区

函館市 内 檜山支庁管 渡島支庁管

三人

第四区

室蘭市 夕張市 岩見沢市 内 空知支庁管 胆振支庁管 日高支庁管

五人

第五区

釧路市 十勝市 網走市 内 釧路支庁管 根室支庁管 網走支庁管

五人

青森県

第一区

青森市 八戸市 東津軽市 上北郡 下北郡

四人

第二区

弘前市 西津軽郡 中津軽郡 南津軽郡 北津軽郡

三人

岩手県

第一区

盛岡市 釜石市 宮古市 紫波郡 閉伊郡 二戸郡 九戸郡

四人

第二区

一関市 稗貫郡 胆沢郡 江刺郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡

四人

宮城県

第一区

仙台市 塩釜市 田名部町 柴田町 亘理町 名取市 宮城郡 遠田郡 志保郡

五人

第二区

石巻市 玉造町 登米郡 桃生郡 牡鹿郡 本吉郡

四人

秋田県

第一区

秋田市 能代市 鹿角市 山形郡 北秋田郡 南秋田郡 河辺郡

四人

第二区

由利郡 仙北郡 雄勝郡 雄勝郡 雄勝郡 雄勝郡

四人

山形県

第一区

山形市 米沢市 南村市 西村市 東村市 西置賜郡 東置賜郡 西置賜郡

四人

第二区

新潟市 酒田市 佐和田市 北庄市 最上郡 西田川郡 東田川郡 飽海郡

四人

福島県

第一区

福島市 山田郡 須賀郡 達磨郡 安達郡 伊達郡 信濃郡 安達郡

四人

第二区

若松市 白河市 磐前市 白河郡 会津郡 耶麻郡 大河津郡 西白河郡 石川郡

五人

茨城県

第三区

水戸市 茨城市 茨城郡 水戸市 茨城市 茨城郡 茨城郡 茨城郡

三人

第一区

水戸市 茨城市 茨城郡 水戸市 茨城市 茨城郡 茨城郡 茨城郡

四人

第二区

土浦市 新治郡 真壁郡 猿島郡 結城郡

三人

第三区

新治郡 猿島郡 結城郡

五人

栃木県

第一区

宇都宮市 沼内郡 河内郡 上野郡 塩谷郡 那須郡 須賀郡 足利郡

五人

第二区

足利郡 芳賀郡 下都賀郡 安都郡 足利郡 芳賀郡 下都賀郡 安都郡

五人

群馬県

第一区

前橋市 伊勢崎市 佐波郡 勢多郡 利根郡 佐波郡 勢多郡 利根郡

三人

第二区

桐生市 太田市 新田市 山田郡 邑楽郡 邑楽郡 邑楽郡 邑楽郡

三人

第三区

高崎郡 群馬郡 群馬郡 群馬郡 群馬郡 群馬郡 群馬郡 群馬郡

四人

埼玉県

第一区

川口市 浦和市 大宮市 足立郡 北足立郡 北足立郡 北足立郡 北足立郡

四人

第二区

越谷市 比企郡 比企郡 比企郡 比企郡 比企郡 比企郡 比企郡

三人

第三区

熊谷市 秩父市 大里郡 大里郡 大里郡 大里郡 大里郡 大里郡

三人

第四区

北葛市 北葛市 北葛市 北葛市 北葛市 北葛市 北葛市 北葛市

三人

千葉県

第一区

千葉市 市
船橋市 市
市川市 市
江戸市 市
葛飾市 市
東葛市 市
市原市 市
千葉市 市

四
人

第二区

香取市 市
印旛市 市
海上市 市
匝路市 市
香取市 市

四
人

第三区

館山市 市
木更津市 市
長生市 市
山武市 市
安房市 市
夷隅市 市
安房市 市

五
人

東京都

第一区

千代田市 市
中央区 市
港区 市
新宿区 市
文京区 市
台東区 市
台东区 市

四
人

第二区

品川区 市
大田区 市
大田区 市
大田区 市
大田区 市
大田区 市
大田区 市

三
人

第三区

目黒区 市
世田谷区 市
世田谷区 市
世田谷区 市
世田谷区 市
世田谷区 市
世田谷区 市

三
人

第四区

杉並区 市
中野区 市
中野区 市
中野区 市
中野区 市
中野区 市
中野区 市

三
人

第五区

板橋区 市
練馬区 市
練馬区 市
練馬区 市
練馬区 市
練馬区 市
練馬区 市

四
人

第六区

荒川区 市
足立区 市
足立区 市
足立区 市
足立区 市
足立区 市
足立区 市

五
人

第七区

八王子市 市
立川市 市
武蔵野市 市
西武蔵野市 市
南武蔵野市 市
北武蔵野市 市
北武蔵野市 市

五
人

第一区

横浜市 市
横浜市 市
横浜市 市
横浜市 市
横浜市 市
横浜市 市
横浜市 市

四
人

第二区

鎌倉市 市
鎌倉市 市
鎌倉市 市
鎌倉市 市
鎌倉市 市
鎌倉市 市
鎌倉市 市

四
人

第三区

茅ヶ崎市 市
小田原市 市
平塚市 市
平塚市 市
平塚市 市
平塚市 市
平塚市 市

五
人

新潟県

第一区

新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市

三
人

第二区

新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市

四
人

第三区

新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市

五
人

第四区

新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市
新潟市 市

三
人

富山県

第一区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第二区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第三区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第四区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第五区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第六区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第七区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第八区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第九区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

第十区

富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市
富山県 市

三
人

岐阜県

第一区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第二区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第三区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第四区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第五区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第六区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第七区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第八区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第九区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

第十区

岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市
岐阜県 市

五
人

愛知県

第一区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第二区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第三区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第四区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第五区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第六区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第七区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第八区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第九区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

第十区

愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市
愛知県 市

五
人

大阪府										京都府	滋賀県				
第二区				第一区				第二区				第一区			
城心東東西大東此福都北				西東住阿生浪南天大港西				熊竹中與加何天船北南相綴久宇乙舞福伏右				下東左中上			
東成淀淀淀花島島				成住吉倍野速王正寺				野野謝佐鹿田井桑桑桑喜世治訓鶴知見京				京山京京京			
区区区区区区区区				区区区区区区区区				郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡郡市市区区				区区区区区			
四 人				四 人				五 人				五 人			
										京都府	滋賀県				
第四区				第三区				第二区				第一区			
穴佐赤揖神飾相姫				印加加多加美明				三津有川武伊芦洲西尼				北豊三茨枚守高吹池豊			
栗用穂保崎磨生路				南古西可東囊石				原名馬辺庫丹屋本宮崎				河内能島木方口槻田中			
郡郡郡郡郡市市				郡郡郡郡郡市市				郡郡郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市市市			
四 人				三 人				五 人				四 人			
										兵庫県					
				第二区				第五区				第四区			
泉泉和貝泉岸堺				神				泉泉和貝泉岸堺				中八布			
南北泉塚大和津田				戸				南北泉塚大和津田				河河内尾施			
郡郡市市市市市				市				郡郡市市市市市				郡郡市市市			
三 人				三 人				三 人				四 人			
										鳥取県	奈良県				
第一区				第二区				第一区				第五区			
高山安佐広				阿川上吉後小浅都兒兒玉倉				東西日有田新				多氷美朝養出城			
田県佐伯島				哲上房備月田口窪島島野敷				牟牟高田辺宮				紀上方面父石崎			
郡郡郡市				郡郡郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市				郡郡郡市市市市			
三 人				五 人				五 人				三 人			
										島根県	和歌山県				
				第二区				第一区				第二区			
三仲綾坂丸				吉佐都熊玖大徳山光岩下防				阿大美豊厚小萩宇下				比双甲神芦深沼世御三福尾			
豊多歌出龜				敷波濃毛珂島山口国松府				武津瀨浦狭野部関				婆三奴石品安隈羅調原山道			
郡郡市市市				郡郡郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市市				郡郡郡郡郡市市市市			
三 人				五 人				四 人				五 人			
										山口県					
第二区				第一区				第三区				第二区			
三仲綾坂丸				香小本大高				山				豐賀安吳			
豊多歌出龜				川豆田川松				口				田茂芸			
郡郡市市市				郡郡郡市市				市				郡郡市市市			
三 人				三 人				五 人				四 人			
										徳島県	香川県				
				第二区				第一区				第二区			
				吉佐都熊玖大徳山光岩下防				阿大美豊厚小萩宇下				比双甲神芦深沼世御三福尾			
				敷波濃毛珂島山口国松府				武津瀨浦狭野部関				婆三奴石品安隈羅調原山道			
				郡郡郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市市				郡郡郡郡郡市市市市			
				五 人				四 人				五 人			
										福岡県	高知県				
第四区				第三区				第二区				第一区			
築京田門小				三山八三三浮大久				糸早筑朝宗槽福				南北東西喜八宇			
上都川司倉				池門女磯井羽牟留田米				島良紫倉像屋岡				宇宇宇多幡和			
郡郡市市市				郡郡郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市			
四 人				五 人				五 人				三 人			
										受媛県					
				第二区				第一区				第一区			
				嘉鞍遠飯直戸八若				糸早筑朝宗槽福				宇宇宇多幡和			
				徳手賀塚方畑幡松				島良紫倉像屋岡				宇宇宇多幡和			
				郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市市				郡郡郡市市市市			
				五 人				五 人				三 人			

[illegible]

第二十九條 (改正前の違反行為に對する従前の罰則の適用)

第三十條 (改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十一條 (改正前に告示のあつた選挙又は投票の特例)

附則

第一章 關係法令の廃止及び整理等

(廃止法令)

第一條 左に掲げる法令は、廃止する。

衆議院議員選挙法(大正十四年法律第四十七号)

衆議院議員選挙法施行令(大正十五年勅令第三号)

衆議院議員選挙法施行規則(大正十五年内務省令第四号)

選挙運動等の臨時特例に関する法律(昭和二十三年法律第九十六号)

選挙運動等の臨時特例に関する法律施行令(昭和二十三年政令第九十二号)

衆議院議員選挙人名簿等の臨時特例に関する法律(昭和二十一年法律第三十号)

衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律(昭和二十二年法律第二号)

衆議院議員選挙人名簿の臨時特例等に関する件(昭和二十二年内務省令第二号)

衆議院議員選挙法第一條ノ三及第四百條ノ規定ノ適用ニ関

スル件(昭和二十一年勅令第九十六号)

衆議院議員選挙運動取締規則(昭和二十年内務省令第三十二号)

参議院議員選挙法(昭和二十二年法律第十一号)

参議院議員選挙法施行令(昭和二十二年勅令第五十八号)

参議院議員選挙法施行規則(昭和二十二年内務省令第九号)

参議院議員選挙運動取締規則(昭和二十二年内務省令第十一号)

選挙運動の文書図画等の特例に関する法律(昭和二十二年法律第十六号)

地方公共団体の選挙の選挙運動取締規則(昭和二十三年総理庁令第六十四号)

(政治資金規正法の一部改正)

第二條 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

(1) 政治資金規正法目次中「第三章 公職の候補者」を削り、第四章を第三章とし、以下順次一章ずつ繰り上げる。

(2) 第一條中「及び公職の候補者」を削る。

(3) 第二條を次のように改める。
第二條 この法律において選挙とは、公職選挙法(昭和二年法律第 号)の規定を適用する公職の選挙をいう。

(4) 第四條中「それぞれの法律」を「公職選挙法」に改める。

(5) 第十三條を次のように改める。

第十三條 政党、協会その他の団体の会計責任者は、選挙に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出について、左の各号の定めるところにより前條第一項各号に掲げる事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 公職の候補者の選挙の期日の公示又は告示の前日まで及び選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日前七日までになされた寄附及びその他の収入並びに支出について、これを併せて、選挙の期日前五日までに

二 公職の候補者の選挙の期日前六日から選挙の期日まで及び選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、これを前号に規定するものと併せて精算し、選挙の期日から十五日以内に

三 前号の精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出については、その寄附及びその他の収入並びに支出がなされた日から七日以内に

公職選挙法第一百七條第一項の選挙の場合においては、その選挙運動に關しなされた寄附及びその他の収入並びに支出は、これをその選挙を必要とするに至つた選挙の期日経過後になされた寄附及びその他の収入並び

に支出とみなし、前項第二号及び第三号の規定を適用する。但し、前項第二号の規定の適用については、選挙の期日から十五日以内とあるのは同法第一百七條第一項又は第三項の選挙の期日から十五日以内とする。

(6) 第三章の規定全部を削る。

(7) 第四章を第三章とし、第三十一條を第十九條とし、第三十二條を削る。

(8) 第五章を第四章とし、第三十三條第一項中「第二十八條、第三十一條、前條若しくは第三十五條第二項」を「前條」に改め、同條第二項中「及び参議院全国選出議員選挙管理委員会」を削り、同條を第二十條とする。

(9) 第三十四條第一項中「第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同條第二項中「参議院全国選出議員選挙管理委員会」を削り、同條を第二十一條とする。

(10) 第六章を第五章とし、第三十五條を削り、第三十六條及び第三十七條を次のように改める。
第三十二條 政党、協会その他の団体又はその支部は、選挙に關し、公職選挙法第九十九條各号に掲げる者(同條但書の規定に該当する場合を除く。)並びに外国人、外国法人及び外国の団体から寄附を受けてはならない。

政党、協会その他の団体又はその支部は、選挙に關し、公職

選挙法第二百一條第一項の寄附を受けてはならない。
(11) 第七章を第六章とし、第三十八條を第二十三條とする。

(12) 第三十九條但書中「第九号」を「第七号」に、「第十号」を「第八号」に改め、同條を第二十四條とする。

同條第一号中「第九條若しくは」を「第九條又は」に改め、「又は第二十四條」を削る。

同條第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第二十五條」を削る。

同條第三号中「若しくは第二十條」を削る。

同條第四号及び第五号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は第三十條」を削る。

同條第六号中「又は第二十九條」を削る。

同條第七号及び第八号を削る。

同條第九号中「第三十一條、第三十二條第一項又は第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同號を第七号とする。

同條第十号中「第五十二條」を「第三十一條」に改め、同號を第八号とする。

(13) 第四十條第一項中「第十七條若しくはこれらを準用する第十八條又は第二十八條若しくは第三十二條第二項」を「第十七條又はこれらを準用する第十八條」に改め、同號を第二十五條とする。

(14) 第四十一條を削る。

(15) 第四十二條第一項を削り、同條第二項中「第三十六條第二項又は

第三十七條第二項を「第三十二條」に改め、同條同項を第一項とし、同條第三項を第二項とし、同條を第二十六條とする。

(16) 第四十三條中「第三十九條、第四十條第一項、第四十一條第一項及び前條第一項」を「第二十四條及び第二十五條第一項」に改め、同條を第二十七條とする。

(17) 第四十四條から第四十七條までを削り、第四十八條を第二十八條とする。

(18) 第八章を第七章とし、第四十九條中「公職の候補者の出納責任者」を削り、「第二十八條、第三十一條、第三十二條若しくは第三十五條第二項」を「第十九條」に改め、同條を第二十九條とする。

(19) 第五十條を削る。

(20) 第五十一條中「参議院全国選出議員選挙管理委員会及び」参議院全国選出議員選挙管理委員会は都道府県の選挙管理委員会を削り、同條を第三十條とする。

(21) 第五十二條中「参議院全国選出議員選挙管理委員会及び」公職の候補者その他を削り、同條を第三十一條とする。

(22) 第五十三條を第三十二條とする。

(23) 第五十四條中「第三十三條」を「第三十條」に、「第三十四條」を「第三十一條」に改め、同條を第三十三條とする。

(24) 附則中第五十五條を第三十四條とし、以下順次二十一條ずつ繰り上げる。

(地方自治法の一部改正)

第三條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(1) 地方自治法目次第二編中「第四章 選挙」を「第四章 創除」に改め、第四章中第一節から第九節までを削る。

(2) 第十一條中「この法律」の下に「及び公職選挙法」を加える。

(3) 第四章を次のように改める。

第四章 創除

第十七條乃至第七十三條 創除

(4) 第七十四條第一項中「選挙権を有する者」を普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下「選挙権を有する者」という。)に改める。

(5) 第七十九條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(6) 第八十四條但書中「第五十八條第五項」を「公職選挙法第百條第四項」に改める。

(7) 第八十五條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(8) 第九十條第二項及び第九十一條第三項中「総選挙」を「一般選挙」に改める。

(9) 第九十三條第二項から第四項までを次のように改める。
前項の任期の起算、補欠議員の在任期間及び議員の定数に異動を生じたためあらたに選挙された議員の在任期間については、公職選挙法第二百五十八條第一項並びに第二百六十條第一項及

び第二項の定めるところによる。

(10) 第一百八條第一項中「第三十二條、第四十一條及び第五十五條(普通地方公共団体の長の選挙に関する部分を除く。)」を「公職選挙法第四十六條、第四十八條、第六十八條第一項及び普通地方公共団体の議会の議員の選挙に関する第九十五條」に改める。

(11) 第二百二十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」とを「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(12) 第二百二十八條を次のように改める。
第二百二十八條 普通地方公共団体の議会の議員は、公職選挙法第二百二條第一項若しくは第二百六條第一項の異議の申立、第二百三條第三項若しくは第二百六條第三項の訴願の提起、第二百三條第一項、第二百七條第一項若しくは第二百十條から第二百十二條までの訴訟の提起に対する決定、裁決若しくは判決又は前條の規定による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わな

一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(15) 第四百四十四條を次のように改める。

第四百四十四條 普通地方公共団体の長は、公職選挙法第二百二條第一項若しくは第二百六條第一項の異議の申立、第二百二條第三項若しくは第二百六條第三項の訴願の提起、第二百三條第一項、第二百七條第一項若しくは第二百十條から第二百十二條までの訴訟の提起に対する決定、裁決若しくは判決又は前條の規定による決定若しくは判決が確定するまでは、その職を失わな

(16) 第六百六十四條中「第二十條」を「公職選挙法第十一條第一項」に改める。

(17) 第六百六十六條第一項及び第六百六十八條第五項中「第二十一條第二項に掲げる職」を「検察官、警察官若しくは收税官吏又は普通地方公共団体における公安委員会の委員若しくは警察吏員」に改める。

(18) 第八百八十四條第一項中「第二百二十七條第一項に掲げる事由の一に該当するため」とを「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に改める。

(19) 第二百三十三條第六項及び第二百六十二條第一項中「第四章の規定」を「公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。

(20) 第二百六十三條を次のように改める。
第二百六十三條 創除

(21) 第二百七十七條中「第十八條、第二十二條第七項」を削る。

(22) 第二百七十九條を次のように改める。
第二百七十九條 創除

(23) 第二百九十六條第二項を次のように改める。

前項に規定するものを除く外、財産区の議会の議員の選挙については、公職選挙法第二百六十八條の定めるところによる。

(教育委員会法の一部改正)

第四條 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(1) 第七條第二項中「都道府県又は市町村の住民が」を「地方公共団体の住民が、公職選挙法(昭和二年法律第 号)の定めるところにより、」に改める。

(2) 第八條を次のように改める。

(任期)

第八條 選挙による委員の任期は、四年とする。

2 議会において選挙する委員の任期は、議員の任期中とする。

3 第一項に規定する委員の任期の起算並びに補欠委員及び補充委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

(3) 第九條を次のように改める。

第九條 創除

(4) 第十一條から第二十五條までを次のように改める。

第十一條から第二十五條まで 創除

(5) 第二十七條及び第二十八條を次のように改める。

第二十七條及び第二十八條 削除

(6) 第六十四條第一項中「すべて欠けて、第二十五條第二項の規定によることができないう場合には」を「すべて欠けた場合には」に改める。

(刑事訴訟法施行法の一部改正)

第五條 刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。

第十四條 削除

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)

第六條 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

(1) 第五條中「二十五日」を「三十日」に改める。

(2) 第八條を次のように改める。

第八條(審査人の名簿) 審査人は、公職選挙法(昭和

年法律第

号)の規定により調製した

選挙人名簿で第二條の衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。但し、再審査には、同法の規定により調製した選挙人名簿でその審査の際現に効力を有するものを用いる。

(3) 第九條第五項を削り、同條に次の七項を加える。

国民審査管理委員会は、その委員の中から委員長一人を選挙しなければならぬ。

委員長は、国民審査管理委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

国民審査管理委員会は、その委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

国民審査管理委員会の議事は、その委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

国民審査管理委員会に書記を置

き、委員長の指揮を受け委員会に關する事務に従事させる。

書記は、委員長がこれを任免する。この法律及びこれに基いて発する命令に規定するものの外、国民審査管理委員会に關し必要な事項は、委員会がこれを定める。

(4) 第二十五條第一項中「衆議院議員選挙法第七十一條の規定により選挙を」を「公職選挙法第百條の規定により衆議院議員の選挙」に、同條第二項中「衆議院議員選挙法第二十條乃至第二十二條、第四十四條乃至第四十六條及び第四十八條」を「公職選挙法第三十七條第一項、第二項及び第四項、第三十九條、第四十一條、第六十一條第一項、第二項及び第四項並びに第六十三條から第六十五條まで」に、同條第三項中「衆議院議員選挙人名簿」を「第八條本文の選挙人名簿」に改める。

(5) 第二十七條第四項、第三十條第四項及び第三十二條但書中「衆議院議員選挙人名簿」を「第八條本文の選挙人名簿」に改める。

(6) 第三十四條中「衆議院議員選挙法第六章」を「公職選挙法第七十八條、第八十二條、第八十四條及び第八十五條」に改める。

(7) 第四十三條第二項中「二十五日」を「三十日」に改め、同條第四項に同項後段として次のように加える。

この場合において、同條第三項中「第八條本文の選挙人名簿」とあるのは「第八條但書の選挙人名簿」と読み替えるものとする。

(8) 第四十四條第一項中「二万円」を「五万円」に、同條第二項中「地方公共団体(行政区域及び地方自治法第百五十五條第二項の市の区を含む。以下同じ。の選挙管理委員)」を「選挙管理委員会の委員」に、「地方公共団体の選挙管理委員会の書

記を「選挙管理委員会の職員」に、「三万円」を「七万五千元」に改め、「都道府県若しくは市町村」を削る。

(9) 第四十六條中「三万円」を「七万五千元」に改める。

(10) 第四十七條第二項中「三千元」を「七千五百円」に改める。

(11) 第四十八條中「二万円」を「二万五千元」に改める。

(12) 第四十九條を次のように改める。

第四十九條(公職選挙法の罰則適用) 審査に關しては、公職選挙法第二百二十七條から第二百三十四條まで、第二百三十七條、第二百三十八條、第二百五十三條及び第二百五十五條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表下欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

項	第二百二十七條	第二百二十七條第四項
選挙管理委員会の委員若しくは職員、投票管理者、開票管理者、選挙事務若しくは選挙分会長又は選挙事務に關係のある官吏若しくは吏員	投票した被選挙人の氏名	投票の内容
項	第二百二十八條第一項	第二百二十五條第一号
被選挙人の氏名	投票の内容	最高裁判所裁判官国民審査法第四十六條第一号
項	第二百三十條	第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十五條
最高裁判所裁判官国民審査法第四十六條第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律の	最高裁判所裁判官国民審査法第七條
項	第二百三十四條	第二百三十一條、第二百三十二條、第二百三十三條、第二百三十五條
最高裁判所裁判官国民審査法第四十四條及び第四十六條並びにこの法律の	最高裁判所裁判官国民審査法第七條	
項	第二百五十五條	本章
本章		

(農地調整法の一部改正)

第七條 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

(1) 第十五條ノ三に次の二項を加える。

選挙管理委員会ノ委員及職員、投票管理者、開票管理者及選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ在職中其ノ關係区域内ニ於テ市町村農地委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ス

裁判官、檢察官、會計検査官、收税官吏、警察官、公安委員会ノ委員及警察吏員ハ在職中市町村農地委員会ノ委員ノ候補者ト為ルコトヲ得ス

第十五條ノ六第四項を削り、同條に次の六項を加える。

第二項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ投票立会人トス得票數同シキトキハ投票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

第二項ノ規定ニ依ル互選ハ選挙ノ期日ノ前日ニ之ヲ行フ

第二項ノ規定ニ依ル互選ヲ行フヘキ場所及日時ハ投票管理者ニ於テ予メ之ヲ告示スヘシ

委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辞シタルトキハ其ノ届出ニ係ル投票立会人ハ其ノ職ヲ失フ

投票立会人ハ正当ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辞スルコトヲ得ス

前八項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ於ケル開票立会人及選挙立会人ニ付之ヲ準用ス

(3) 第十五條ノ七を次のように改める。

第十五條ノ七 公職選挙法（昭和 年法律第 号）第八條、第十七條、第二十二條乃至第二十五條、第三十條及附則第四項第五項ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表ノ上欄ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表下欄ニ掲クルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第二十二條第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五條第二項	次年の十二月十九日	次次年の三月四日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス

(4) 第十五條ノ八を次のように改める。

第十五條ノ八 公職選挙法第十條第二項、第十一條第一項、第十八條第一項第三項第四項、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項乃至第六項、第六章（第三十八條ノ規定ヲ除ク）、第七章（第六十二條ノ規定ヲ除ク）、第八章（第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク）、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第九十條、第九十一條、第十章（第九十四條ノ規定ヲ除ク）、第一百十條第一項、第一百一十條、第一百十二條第一項第五項第六項、第一百三十三條、第一百十五條第一項、第一百十六條、第一百二十九條、第一百三十條、第一百三十一條第三項本文、第一百三十二條乃至第三百三十八條、第三百六十一條第一項第三項第四項、第三百六十六條、第三百七十八條、第十五章（第二百四條、第二百八條、第二百十條及第二百十二條ノ規定ヲ除ク）及第十六章（第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号乃至第八号、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十一條第二項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク）ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及都道府県ノ議会ノ議員ノ選挙ニ関スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ準用ス但シ次表上欄ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表下欄ニ掲クルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第十條第二項	前項各号	農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）第十五條ノ第三項
第六十八條第一項第二号	第八十七條、第八十八條若しくは第八十九條	農地調整法第十五條ノ第三項又は第四項
第九十條	前條	
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	
第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者が当選人とならなかつたものがあるときは、この事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、
第一百十二條第一項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、この事由がその選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、	
第一百十條第一項	当選人を定めることができることを除く外、当該選挙の当選人の不足数が左の各号に該当するに至つたときは、	当選人を定めることができないとき、市町村農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じたその数が通じて二人以下である場合において市町村の選挙管理委員会が都道府県知事の承認を得たときを除く）は、その市町村農地委員会の会長から
第一百十三條第二項	当選人を定めることができることを除く外、その議員の欠員の数が左の各号に該当するに至つたときは、	
第一百十一條第一項第二号	その地方公共団体の議会の議長から	
第一百三十五條	第八十八條に掲げる者	農地調整法第十五條ノ第三項に掲げる者
第一百三十六條	左の各号に掲げる者	農地調整法第十五條ノ第三項に掲げる者
第二百四十一條第二号	第三百三十五條又は第三百三十六條	農地調整法第十五條ノ八において準用する第三百三十五條又は第三百三十六條
第二百五十一條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十五條の罪を除く。）
第二百五十四條	本章に掲げる罪（第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪（第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）	農地調整法第十五條ノ八において準用する第十六章に掲げる罪（第二百四十四條、第二百四十五條、第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。）

(5) 第十五條ノ十一に次の一項を加える。
第十五條ノ三第三項第四項ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ准用ス
第十五條ノ十四第三項を次のように改める。

(6) 公職選挙法第十九條第二項、第二十六條第三項前段及第二十七條第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ選挙人名簿ニ付之ヲ准用ス但シ次表ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲クルモノハ、ハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第十九條第二項	前項	農地調整法第十五條ノ十四第一項
第二十六條第三項	前二項の場合において、選挙権の要件は、	選挙権の要件は、
前段		

(7) 第十五條ノ十七に次の一項を加える。

地方自治法第二百二十八條ノ規定ハ都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ准用ス
第十五條ノ十八を次のように改める。

(8) 第十五條ノ十八 公職選挙法第二十九條、第三十條、第三十三條第一項乃至第四項、第三十四條第一項第三項乃至第六項、第六章(第三十八條ノ規定ヲ除ク)、第七章(第六十二條ノ規定ヲ除ク)、第八章(第七十六條及第八十一條ノ規定ヲ除ク)、第八十六條第一項乃至第三項第七項第八項、第八十七條第一項、第九十條、第九十一條、第十章(第一百四條ノ規定ヲ除ク)、第一百十條第一項、第一百一十條、第一百十二條第一項第五項第六項、第一百三十三條、第一百五條第一項、第一百十六條、第一百二十九條、第三十條、第三十一條第三項本文、第三十二條乃至第三十八條、第六十一條第一項第三項第四項、第六十六條、第七十八條、第十五章(第二百四條、第二百八條、第二百十條及第二百十二條ノ規定ヲ除ク)及第十六章(第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号乃至第八号、第二百四十四條、第二百四十六條乃至第二百五十條、第二百五十一條第二項及第二百五十三條第一項ノ規定ヲ除ク)ノ規定ハ衆議院議員、参議院議員、教育委員会ノ委員、地方公共団体ノ長及市町村ノ議會ノ議員ノ選挙ニ關スル部分ヲ除クノ外都道府県農地委員会ノ委員ノ選挙ニ付之ヲ准用ス但シ次表上欄ニ掲クル同法ノ規定ノ中同表中欄ニ掲クルモノハ夫々同表下欄ノ如ク読替ヘルモノトス

第三十條第一項	市町村	都道府県
第六十八條第二項	第八十八條若しくは第八十九條	
第九十條	前條	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項又は第四項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	

第九十七條第二項	その選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者が当選人とならなかつたものがあつたときは、その選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者が当選人とならなかつたものがあるときは、	生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者が当選人とならなかつたものがあるときは、
第一百十二條第二項	当該議員の選挙の期日から三箇月以内に生じた場合において第九十五條第一項但書の規定による得票者が当選人とならなかつたものがあつたときは、その選挙の期日から三箇月経過後に生じた場合において第九十五條第二項の規定の適用を受けた得票者が当選人とならなかつたものがあるときは、	当選人を定めることができないとき(都道府県農地委員会の委員の任期満了前六箇月以内に当選人に不足又は委員に欠員が生じその致が通じて二人以下である場合において都道府県の選挙管理委員会が主務大臣の承認を得たときを除く)は、
第一百十條第一項	当選人を定めることができることを除く外、当該選挙の当選人に不足致が左の各号に該当するに至つたときは、	その都道府県農地委員会の会長から、
第一百十三條第一項	その地方公共団体の議会の議長から、	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第一百十一條第二項	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第一百三十五條	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第一百三十六條	左の各号に掲げる者	農地調整法第十五條ノ十一において准用する同法第十五條ノ三第三項に掲げる者
第二百四十一條第二号	農地調整法第十五條ノ十八において准用する第百三十五條又は第百三十六條	農地調整法第十五條ノ十八において准用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百五十一條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く)。	農地調整法第十五條ノ十八において准用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百五十四條	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く)。	農地調整法第十五條ノ十八において准用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く)。	農地調整法第十五條ノ十八において准用する第百三十五條又は第百三十六條

(9) 第十五條ノ十九第八項を次のように改める。

公職選挙法第四十二條及第四十三條ノ規定ハ第一項及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ准用ス但シ第四十二條第一項中「但し、選挙人名簿に登録されるべき旨の決定書又は確定判決書を所持し、選挙の当日投票所に到る者があるときは、投票管理者は、その者に投票させなければならない。」トアルハ「但し、異議の決定又は確定判決に因り選挙人名簿に登録されるべき者は、この限りでない。」トス

(10) 第十五條ノ二十二第四項中「地方自治法第九十三條第二項乃至第四項」を「公職選挙法第二百五十八條第一項及第二百六十條第一項第二項」に改める。

(漁業法の一部改正)

第八條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

(1) 第八十七條を次のように改める。

(欠格者)

第八十七條 左の各号の一に該当する者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

一 二十年未満の者

二 公職選挙法(昭和 年法律第 号)第十一條第一項(選挙権及び被選挙権を有しない者)に規定する者

2 選挙管理委員会の委員及び職員、投票管理者、開票管理者、選挙長並びに選挙事務に關係のある官吏及び吏員は、在職中、その關係区域内において、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

3 裁判官、檢察官、会計検査官、收税官吏、警察官、公安委員会の委員及び警察吏員は、在職中、海区漁業調整委員会の委員の候補者となることができない。

(2) 第八十九條第五項を次のように改める。

5 公職選挙法第二十二條から第二十五條まで及び第三十條(基本選挙人名簿)の規定は、第一項の選挙人名簿に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二十二條第一項	十一月五日	三月二十日
第二十五條第一項	十二月二十日	五月五日
第二十五條第二項	十二月十九日	五月四日

(3) 第九十一條第二号を次のように改める。

二 候補者でない者又は第八十七條第二項若しくは第三項の規定により候補者となることのできない者の氏名を記載したもの

(4) 第九十二條中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選挙法第九十五條第一項但書」に、「地方自治法第五十七條」を「公職選挙法第九十九條」に、「地方自治法第六十六條第一項又は第四項」を「公職選挙法第二百二條第一項、第二百三條、第二百六條第一項又は第二百七條」に改める。

(5) 第九十三條第一項中「地方自治法第五十五條第一項但書」を「公職選挙法第九十五條第一項但書」に改める。

(6) 第九十四條を次のように改める。

(公職選挙法の準用)

第九十四條 公職選挙法第十條第二項(被選挙人の年齢の算定方法)、第十七條(投票区)、第十八條第一項、第二項、第四項(開票区)、第三十三條第一項から第四項まで、第三十四條第一項、第三項から第六項まで(選挙期日)、第六章(投票)(第三十五條、第三十六條、第三十八

條第四項及び第四十六條の規定を除く。)、第七章(開票)(第六十二條第四項から第六項まで、第十項但書、第十二項及び第六十八條の規定を除く。)、第八章(選挙会及び選挙分会)(第八十一條の規定を除く。)、第八十六條第一項から第三項まで、第七項、第八項、第九十條、第九十一條(候補者)、第十章(当選人)(第九十六條から第九十八條まで及び第九十四條の規定を除く。)、第百一十一條(欠けた場合の通知)、第百十六條(委員又は当選人がすべてない場合の一般選挙)、第百二十九條、第百三十條、第百三十一條第三項本文、第百三十二條から第百三十八條まで、第百六十一條第一項、第三項、第四項、第百六十六條、第百七十八條(選挙運動)、第十五章(争訟)(第二百二條第二項、第三項、第二百四條、第二百六條第二項、第三項、第二百八條、第二百十條及び第二百十二條の規定を除く。)(及び第百六章(罰則)(第二百三十六條第二項、第二百四十三條第一号から第八号まで、第二百四十四條、第二百四十六條から第二百五十條まで、第二百五十一條第二項及び第二百五十三條第一項の規定を除く。))の規定は、衆議院議員、参議院議員、教育委員会の委員、地方公共団体の長及び市町村の議会の議員の選挙に関する部分を除く外、海区漁業調整委員会の委員の選挙に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中で同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第十條第二項	前項各号	漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十七條第一号
第四十八條第一項	第四十六條第一項及び第六十八條第一項	漁業法第九十條第三項及び第九十一條
第四十九條	第四十六條第一項、第五十條及び前條	第五十條、前條及び漁業法第九十條第三項
第六十七條	第六十八條	漁業法第九十一條
第七十六條	第六十二條	第六十二條第一項から第三項まで、第七項から第九項まで、第十項本文及び第十一項
第九十條	前條	漁業法第八十七條第二項又は第三項
第九十一條	第八十八條又は第八十九條	その海区漁業調整委員会の会長から
第一百一十一條第一項	その地方公共団体の議会の議長から	漁業法第九十二條第二項若しくは第九十三條第二項
第一百十六條	第一百十條第一項又は第百十三條第一項	漁業法第八十七條第二項に掲げる者
第一百三十五條	第八十八條に掲げる者	漁業法第八十七條第三項に掲げる者
第百三十六條	左の各号に掲げる者	漁業法第九十四條において準用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百四十一條第二号	第百三十五條又は第百三十六條	漁業法第九十四條において準用する第百三十五條又は第百三十六條
第二百五十一條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第百三十五條の罪を除く(第二百四十五條の罪を除く。)
第二百五十二條第一項	本章に掲げる罪(第二百四十五條、第二百四十六條第二号から第九号まで、第二百四十八條及び第二百四十九條の罪を除く。)	漁業法第九十四條において準用する第百三十五條の罪を除く(第二百四十五條の罪を除く。)

(7) 第九十七條第一項中第一号から第三号までを削り、同項中「左の各号の一に該当するため」を「公職選挙法第十一條又は同法第二百五十二條の規定に該当するため」に、同條第五項中「第一項又は前項の規定による決定又は判決」を「第九十四條において準用する公職選挙法第十五章の規定による異議の申立若しくは訴訟の提起に対する決定若しくは判決又は本條第一項若しくは前項の規定による決定若しくは判決」に改める。

(8) 第九十八條中「総選挙」を「一般選挙」に改める。
(地方自治法の一部を改正する法律の一部改正)
第九條 地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第九項中「地方自治法第二編第四章の規定」を「公職選挙法昭和 年法律第 号」中普通地方公共団体の選挙に関する規定」に改める。
(検査審査会法の一部改正)
第十條 検査審査会法（昭和二十三年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項中「当該市町村の衆議院議員選挙人名簿」を「衆議院議員の選挙に用いられる当該市町村の選挙人名簿」に改める。
(全国選挙管理委員会法の一部改正)
第十一條 全国選挙管理委員会法（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

(1) 第三條を次のように改める。

第三條 全国選挙管理委員会は、左に掲げる事務をつかさどる。

一 公職選挙法（昭和 年法律第 号）及び同法の規定を準用する法律並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に基く選挙に関する調査及び資料のしる、集並びにこれらの制度に関する事項

二 最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に関する投票に関する調査及び資料のしる、集並びにこれらの制度に関する事項

三 地方公共団体の住民による各種の直接請求に基く投票その他の投票に関する調査、資料のしる、集及び制度に関する事項

四 一の地方公共団体のみに適用される特別法の制定のための投票に関する調査、資料のしる、集及び制度に関する事項

五 参議院全国選出議員の選挙に関する事務の管理に関する事項

六 前各号に掲げる選挙、投票及び国民審査に必要なる予算の要求、用紙のあつせんその他のこれらの施行準備に関する事項

七 政党及び政治結社に関する事項

八 第一号から第四号までに掲げる選挙、投票及び国民審査の普及宣伝に関する事項

九 その他法律（法律に基く命令を含む。）に基きその権限に属する事項

(2) 第四條を次のように改める。

第四條 全国選挙管理委員会は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙その他の投票に関する事務については、それら、都道府県又は市町村（これに準ずるものを含む。）の選挙管理委員会を指揮監督する。

(3) 第九條を次のように改める。

第九條 全国選挙管理委員会の委員は、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は教育委員会の委員と兼ねることができない。

(4) 第十條第二号を次のように改める。

二 法律の定めるところにより行われる選挙、投票又は国民審査に関する罪を犯し刑に処せられた者

(5) 第十六條第二項を次のように改める。

事務局に置かれる職員は、昇任、懲戒その他の人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。

第二章 公職選挙法の施行に伴う経過規定

(従前の選挙の効力)
第十二條 公職選挙法施行の際現に衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事、市町村（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の議会の議員、市町村の長、都道府県の教育委員会の委員又は市町村の教育委員会の委員の職にある者について行われた従前の規定による選挙は、公職選挙法の規定によつて行つた選挙とみなす。

2 前項の議員、長又は委員の任期は、従前の規定による起算日から起算するものとする。

(従前の手続、処分等の効力)
第十三條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙に関する手続、処分その他の行為は、公職選挙法又はこれに基く命令中の相当する規定によつてした手続、処分その他の行為とみなす。

(現に住所を有しない市町村において選挙権を有している者の選挙権等)
第十四條 従前の地方自治法第十八條第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において公職選挙法施行の際現に地方公共団体の議会の議員及び長並びにその教育委員会の委員の選挙権を有している者は、同法施行の日から、当該市町村においては選挙権を有しない。

2 前項に規定する者の選挙権の取得及び補充選挙人名簿の登録に関しては、その者の住所を有する市町村について、公職選挙法第九條及び第二十六條の規定により、その要件を定める。

3 従前の地方自治法第十八條第二項の規定により住所を有する市町村以外の市町村において選挙権を取得した者が公職選挙法施行の際

現に当該市町村若しくは当該市町村を包括する都道府県の議会の議員又はその教育委員会の委員の職にあるものは、前二項の規定にかかわらず、その在職中に限り、当該市町村において、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙権及び被選挙権を有する。

(従前の選挙人名簿の効力)
第十五條 従前の衆議院議員選挙法の規定により昭和二十四年九月十五日現在で調製した衆議院議員選挙人名簿は、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)
第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)
第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)
第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)
第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

(参議院議員の通常選挙における補充選挙人名簿の特例)
第十六條 公職選挙法施行の後初めて参議院議員の通常選挙を行う場合における補充選挙人名簿は、同法第二十六條第一項及び第二項の規定にかかわらず、政令の定める日の現在で、調製するものとする。

2 前項の選挙人名簿は、公職選挙法の規定により昭和二十五年九月十五日現在で調製すべき基本選挙人名簿が確定するまでの間効力を有するものとする。

3 従前の衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律の規定により調製した衆議院議員選挙人名簿及び従前の地方自治法の規定により調製した補充選挙人名簿で公職選挙法施行の際現に効力を有するものは、同法の規定により調製した補充選挙人名簿の一部とみなす。

2 前項の場合において、選挙人の年齢及び住所の期間は、同項の政令の定める日より算定する。

(船員の基本選挙人名簿の特例)

第十七條 船員で前條第一項の規定による補充選挙人名簿調製の日の現在により公職選挙法第二十六條

第一項に規定する住所に関する要件を具備しないもので且つその日まで引き続き三箇月以來船舶所有者に雇用されているものがあるときは、市町村の選挙管理委員会

は、同法第二十一條の例により、前條第一項の政令の定める日の現在で、その者を登録する選挙人名簿を調製しなければならない。

2 前項の場合において必要な事項は、政令で定める。

3 第一項の規定により調製した選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有し、且つ、公職選挙法の規定により調製した基本選挙人名簿とみなす。

(従前の規定により選挙された教育委員会の委員が欠けた場合等の新法の適用)

第十八條 従前の教育委員会法の規定により選挙された都道府県又は市町村の教育委員会の委員については、公職選挙法第九條第四号から第六号までの事由若しくは欠員が生じた場合においては、従前の規定による有効投票をもつて同法に規定する有効投票とみなし、同法の規定を適用する。

(従前の規定による教育委員会の補充委員)

第十九條 従前の教育委員会法の規定により教育委員会において選任

された補充委員で公職選挙法施行の際現にその職にあるものは、同法の規定にかかわらず、同法第二百六十條にいう補充委員とみなし、その委員は、直近に行われる定例選挙の期日の前日まで在任する。

2 前項の委員が欠けた場合においては、公職選挙法第二百二條第三項及び第四項の規定を適用せず、同法第二百三條第四項の規定により補充選挙を行わなければならない。

(教育委員会があらたに設置された場合の委員の選挙の施行)

第二十條 公職選挙法施行の後あらたに教育委員会を設置しようとする市町村が初めて行う教育委員会の委員の選挙は、教育委員会を設置しようとする年の十月五日に、任期四年の委員の選挙と任期二年の委員の選挙とを一の選挙をもつて合併して行う。

(新法施行前に公示又は告示のあった選挙の特例)

第二十一條 公職選挙法施行の際従前の衆議院議員選挙法、参議院議員選挙法、地方自治法又は教育委員会法の規定によりその選挙の期日を公示又は告示してある選挙に関しては、なお従前の規定による。

2 前項に規定する告示のあった地方公共団体の長の選挙につき、従前の地方自治法第六十五條第一項の規定により更に選挙を行うことが必要となつた場合においては、その選挙に関しても、なお従前の規定による。

(新法施行前に選挙を行ふべき事由が生じた場合の選挙期日の特例)

第二十二條 地方公共団体の議会の

議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙につき、これを行うべき事由が公職選挙法施行前に生じ、且つ、同法の規定により選挙を行ふべき事由に該当するものについて、まだその選挙の期日の告示をしてない場合においては、その選挙の期日は、従前の規定により定めるものとする。

(新法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十三條 従前の衆議院議員選挙法、衆議院議員選挙法第十二條の特例等に関する法律、参議院議員選挙法、地方自治法、教育委員会法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で公職選挙法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(新法施行前に行われた選挙等に関する従前の規定の適用)

第二十四條 公職選挙法施行前に行われた衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに教育委員会の委員の選挙に關してした行為に対する罰則の適用については、第十二條及び第十三條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第二十一條に規定する選挙に關してした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

(従前の衆議院議員選挙区と公職選挙法別表第一との関係)

第二十五條 公職選挙法別表第一

は、昭和二十四年十二月一日現在の調査に基き、従前の衆議院議員選挙法別表中の郡、市、区又は支庁につき、その名称の変更又はこれらの設置若しくは廃止に伴う整理をしたにすぎないものであつて、選挙区に關しては、従前の衆議院議員選挙法の規定による選挙区の範囲をいささかも変更するものではない。

2 前項の規定は、公職選挙法施行後において、同法第十三條の規定の適用を妨げるものではない。

(経過規定の委任)

第二十六條 第十二條から前條までに定めるものの外、公職選挙法の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

第三章 関係法律の整理等に伴う経過規定

(改正前の選挙、投票、手続等の効力)

第二十七條 改正前の農地調整法、漁業法、地方自治法若しくは政治資金規正法又はこれらの法律に基く命令によつてした選挙、請求若しくは投票又はこれらに関する手続、処分その他の行為は、改正後のそれぞれの法律又はこれらの法律に基く命令中の相当する規定によつてしたものとみなす。

(改正法施行の際係属中の争訟に関する従前の規定の適用)

第二十八條 改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法若しくは漁業法又はこれらの法律に基く命令の規定による争訟で本法施行の際現に選挙管理委員会に係属している異議の申立若しくは訴願又は裁判所に係属している訴訟は、

前條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(改正前の違反行為に対する従前の罰則の適用)

第二十九條 本法施行前にした行為で改正前の政治資金規正法、地方自治法、最高裁判所裁判官国民審査法、農地調整法又は漁業法に違反するものに対する罰則の適用については、第二十七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 第三十一條に規定する選挙又は投票に關してした行為に対する罰則の適用についても、なお従前の例による。

(改正前の農調法、漁業法により調製した選挙人名簿の効力)

第三十條 改正前の農地調整法の規定により調製した市町村農地委員会委員選挙人名簿又は改正前の漁業法の規定により調製した海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は、改正後のこれらの法律の規定により調製したものとみなす。

2 前項の市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日までその効力を有する。

(改正前に告示のあった選挙又は投票の特例)

第三十一條 本法施行の際改正前の農地調整法、漁業法又は地方自治法の規定によりその期日を告示してある選挙又は投票に關しては、なお従前の規定による。

(経過規定の委任)

第三十二條 第二十七條から前條までに定めるものの外、改正法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

附則

この法律は、公職選挙法施行の日から施行する。

印刷者 印刷 庁

参議院事務局

昭和二十五年三月二十二日印刷

昭和二十五年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

参議院事務局

昭和二十五年三月二十二日印刷

昭和二十五年三月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁

参議院事務局

昭和二十五年三月二十二日印刷